

交野市こども計画

<案>

令和6年12月

交野市

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間・計画の対象	3
4 計画の策定体制	4
第2章 交野市の人口等の動向	7
第3章 第2期計画の主な取り組み状況と課題	22
基本目標1 すべての子育て家庭を支える まちづくり	22
基本目標2 子どもの育ちを支える まちづくり	25
基本目標3 地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり	27
第4章 こども計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	29
2 施策の体系	30
第5章 施策の展開	31
基本目標1 こどもを産み育てることができる まちづくり	31
基本目標2 こどもが成長できる まちづくり	33
基本目標3 若者が自立できる まちづくり	35
基本目標4 こどものすべての成長過程にわたる支援	37
基本目標5 子育て当事者に対する支援	40
第6章 法定事業の目標値等	42
1 基本的な考え方	42
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	43
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
第7章 計画の推進	61
1 推進体制の充実	61
2 計画の点検・評価に向けて	61
資料編（アンケート調査結果等）	62
1 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	63
2 子どもの生活に関する実態調査結果	74
3 こども・若者意識調査結果	87
4 SDGsの推進について	104
5 こども施策に関する国の動き	105
6 関連法令等	106
7 交野市子ども・子育て会議条例	108
8 交野市子ども・子育て会議委員名簿	110
9 交野市こども計画策定経過	111
10 用語集	112

第 1 章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など将来的に社会・経済への影響を与える懸念のある課題が深刻になっています。国の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、令和5年は昭和22年に統計を取り始めて以降最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに関する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、こういったこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。「こども未来戦略」では、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

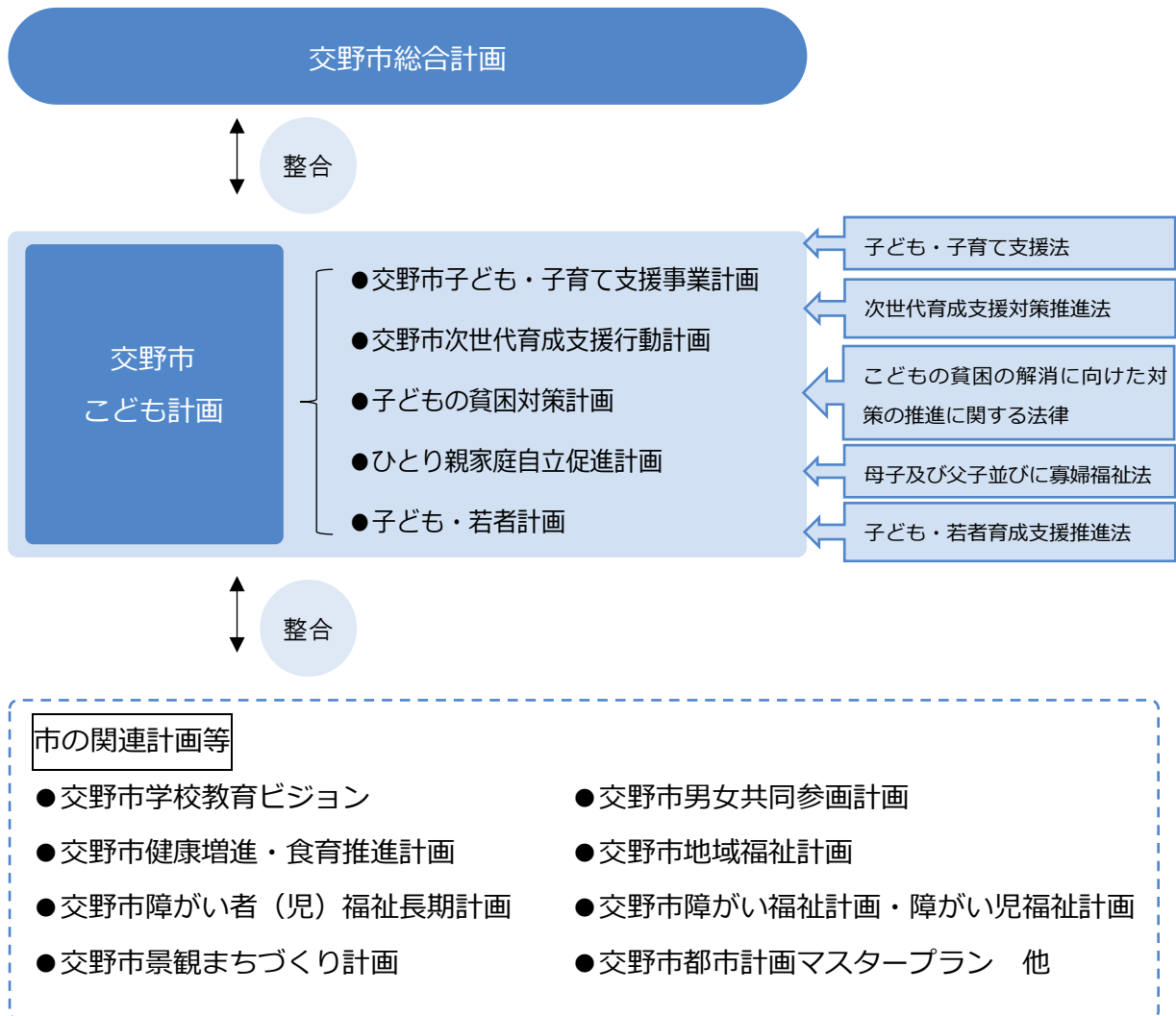
交野市では、平成17年3月に次世代育成対策推進法に基づく、「子らの笑顔、みんなの宝“かたの”子育て応援プラン～交野市次世代育成支援行動計画～」(前期計画)を、また、平成22年3月には後期計画を策定しました。平成27年3月には「交野市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には「第2期 交野市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「第2期計画」という。)を策定し、「子どもいっぱい 元気な“かたの”～子育て 子育て 地域の和(なごみ)～」を基本理念とし、未来に、元気、笑顔があふれるまちづくりをめざして、子育てに関する施策を総合的に推進してきました。

このたび、令和6年度に計画期間の最終年度を迎えることにより、社会環境の変化や交野市のこどもや子育てを取り巻く現状、「第2期計画」の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「子ども・若者計画」を包含し、「交野市こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

2 計画の性格と位置づけ

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）において、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができます。



以上を踏まえて本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（任意計画）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」（任意計画）、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」（任意計画）、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」（任意計画）を包含し策定します。

3 計画の期間・計画の対象

1) 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7年度から令和11年度までの5年間で推進します。その後、計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

(年度)

H27	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R16
第1期 交野市子ども・子育て 支援事業計画		第2期 交野市子ども・子育て 支援事業計画					交野市子ども計画（本計画）					次期計画 (R12~)	

2) 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者（0歳から29歳まで、ただし施策によっては39歳まで）及び子育て当事者とします。ただし、年齢によらず、心と身体の発達の過程にある人を「こども」と定義し、年齢で必要なサポートが途切れないようにします。また、区分は、0歳から6歳を乳幼児期、6歳から13歳を学童期、13歳から18歳を思春期、18歳から29歳を青年期、30歳から39歳をポスト青年期とします。

0歳～6歳	6歳～13歳	13歳～18歳	18歳～29歳	30歳～39歳
乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
こども				
		若者		

4 計画の策定体制

1) 交野市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「交野市子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

2) 子ども・子育てに関するアンケート調査

就学前児童・小学生の保護者を対象に、子育て状況、教育・保育ニーズ、子育て支援サービスの利用状況等を調査し、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

- 調査対象者： 交野市在住の「就学前児童」のいる世帯・保護者（就学前児童用調査） 1,700人
交野市在住の「小学生」のいる世帯・保護者（小学生用調査） 1,800人
- 調査期間： 令和6年1月15日(月)～令和6年2月2日(金)
(その後 紙調査票は2月5日(月)、WEB調査票は2月12日(月)まで延長)
- 調査方法： 住民基本台帳をもとに対象児童のいる世帯を無作為抽出
郵送にて配付し、郵送方式又はWEB方式任意の方法で回答

アンケート種別	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査	1,700 票	840 票	49.4%
小学生用調査	1,800 票	763 票	42.4%

3) こども・若者意識調査

15歳から39歳を対象に、就学・就労状況、結婚の希望、必要な支援等を調査し、今後見込まれるニーズを把握するため実施しました。

- 調査対象者： 交野市在住の若者（15～39歳） 2,300人
- 調査期間： 令和6年7月25日(木)～令和6年8月22日(木)
- 調査方法： 住民基本台帳をもとに対象者のいる世帯を無作為抽出
郵送にて配付し、WEB方式で回答
また市ホームページ等へ回答フォームを設置し、WEB方式で回答

アンケート種別	配付数	有効回収数	有効回収率	
こども・若者 意識調査	郵送配付回答	2,300 票	432 票	18.8%
	HP等で回答	-	110 票	-

4) 子どもの生活に関する実態調査【府共同実施】

交野市では、こどもたちが積極的に自分の生き方を選択し、自立を支援する様々な取り組みを実施しています。こどもや子育てに関する支援策をさらに充実させ、効果的な取り組みの推進を図るため、令和5年に子どもの生活実態を把握することを目的に、大阪府と共同で調査を実施しました。

調査対象者 : 交野市在住の小学校5年生とその保護者 671世帯
交野市在住の中学校2年生とその保護者 633世帯
交野市在住の5歳児保護者 602世帯

調査期間 : 令和5年7月7日(金)～令和5年7月20日(木)

調査方法 : 交野市内の調査対象の世帯に、学校、認定こども園等を通じて調査票を配布し、郵送方式又はWEB方式任意の方法で回答

アンケート種別	配付数	有効回収数	有効回収率
小学校5年生	671票	589票	87.8%
小学校5年生の保護者	671票	419票	62.4%
中学校2年生	633票	555票	87.7%
中学校2年生の保護者	633票	373票	58.9%
5歳児の保護者	602票	366票	60.8%

5) 団体アンケート調査

「子ども・子育てに関するアンケート調査」に加えて、交野市の子育てにかかる現状と課題をより詳細に把握するため、子育てに関する取り組みを実施するまたは支援する団体を対象に実施しました。

調査対象者 : 交野市内の子育て支援団体 13機関
主任児童委員、校区福祉委員会、各小中学校、認定こども園等

調査期間 : 令和6年6月3日(月)～令和6年7月12日(金)

調査方法 : 交野市内の調査対象の機関に調査票を配付し、WEB方式で回答

アンケート種別	配付数	有効回収数	有効回収率
団体アンケート調査	103票	60票	58.3%

6) 子育て支援者をつなぐ交流会におけるワークショップ

子育て中の保護者や子育て支援者の視点から交野市の子ども・子育てに関する現状と課題を把握するため、令和6年6月28日（金）に「『こどもまんなか社会』って？いっしょに考えてみませんか？」をテーマに子育て支援者活動をつなぐ交流会を開催しました。51人が参加し、ワークショップ形式による意見交換を行いました。

参加者たちは、地域で子育てをしていくことの重要性やもっと交流できる場所がほしい、居心地の良い子育てひろばをつくっていききたい等の具体的な意見を出し合いました。また、交野市がさらに子育てしやすいまちになっていくことへの期待の声も多数あがりました。

（当日の様子）



7) こどもへのインタビュー

こどもの声を直接聴くため、大学生と共同で、令和5年7月から9月に放課後児童会等を訪問し、小学1年生から6年生を対象にインタビューを実施しました。

主な意見としては、安心できる居場所については、自宅、放課後児童会、学校の順にあがり、その理由としては「ゆっくりできる」「人（家族、友達、先生）がいる」でした。また、交野市について、「大好き・好き」と答えた割合は7割を超えており、自然が多いから交野市が好きという意見も多数あがりました。

8) パブリックコメント（12月～1月ごろの予定）

市民の意見を本計画に広く反映させるため、本計画を策定する過程で計画案をホームページなどで公開し、パブリックコメントを実施し、意見の収集を行いました。



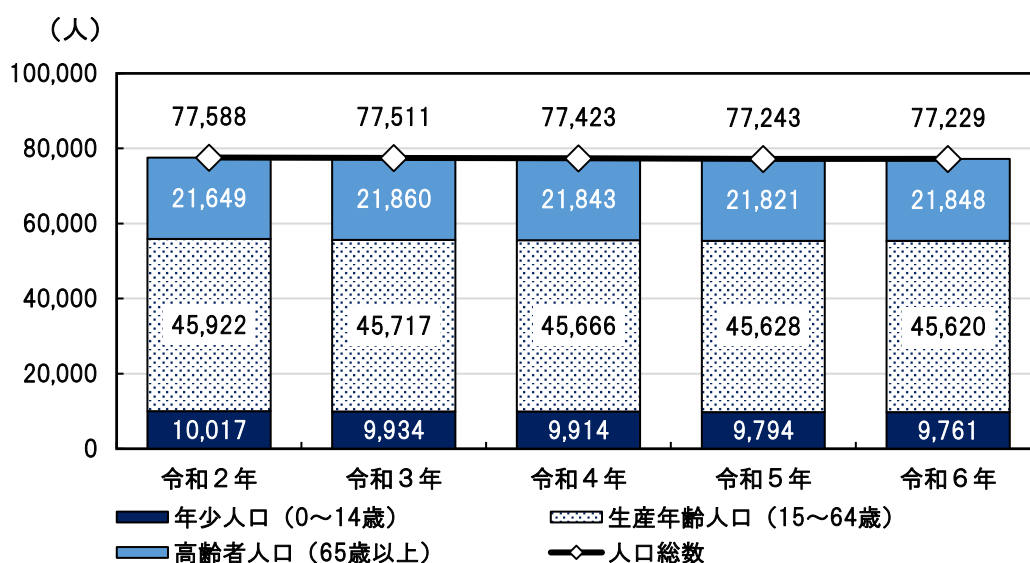
第2章 交野市の人口等の動向



1) 人口の推移

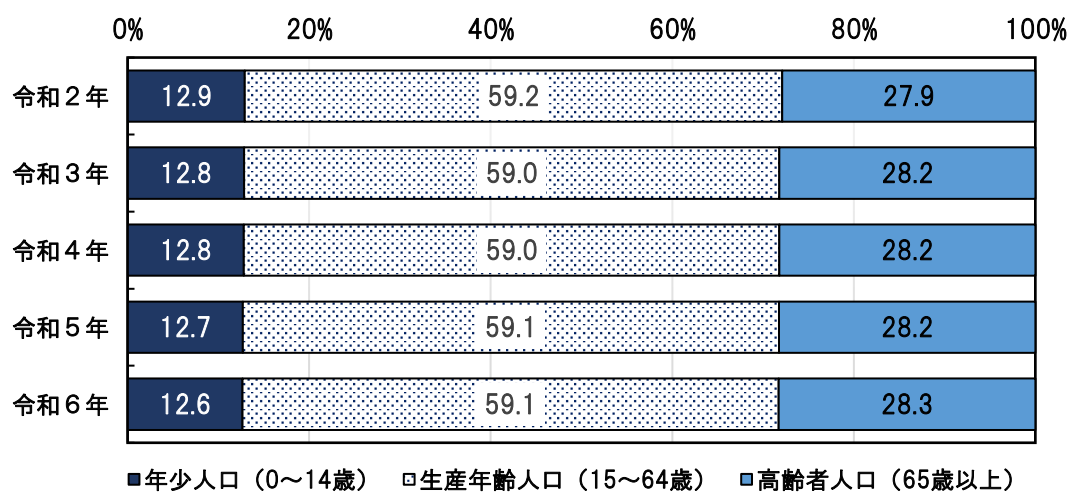
交野市の人口は、令和2年以降減少傾向が続いており、令和6年3月末時点で77,229人となっています。しかし、子育て世帯が多く流入しており、全国的な傾向と比べると少子高齢化の進行は穏やかです。

■人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

■年齢3区分人口構成比の推移



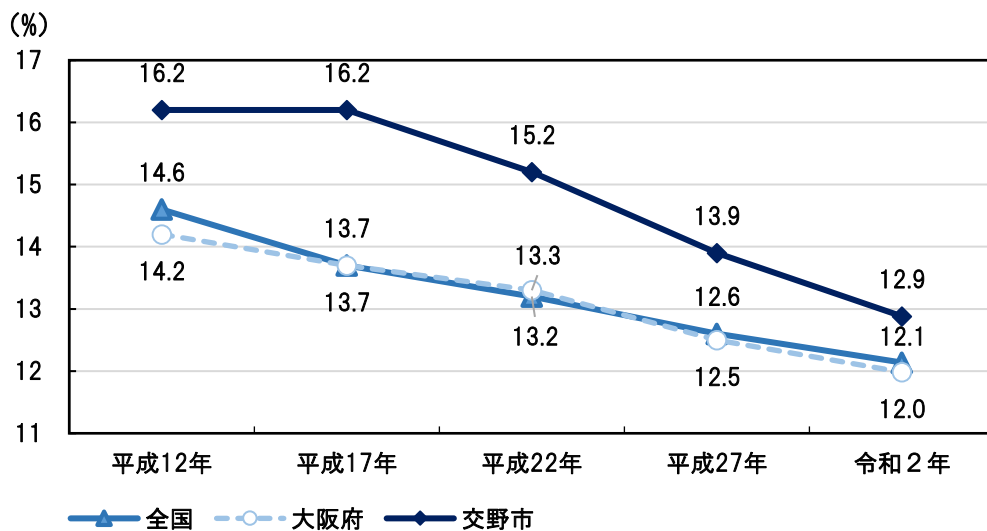
資料：住民基本台帳（各年3月末）

2) こども数等の推移

交野市の年少人口割合は全国・大阪府平均と比較すると高めですが、平成17年を境に減少し、令和2年には12.9%となり、大阪府、全国との差は縮まっています。

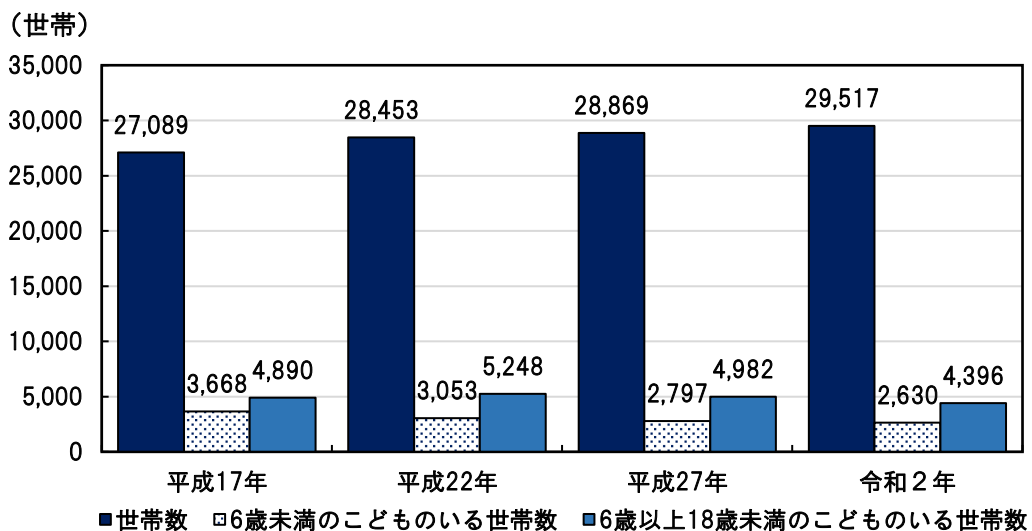
また、世帯数は増加傾向にあるものの、6歳未満のこどものいる世帯数は減少傾向にあり、6歳以上18歳未満のこどものいる世帯数は平成17年から平成22年にかけて増加傾向、平成27年から減少傾向になっています。

■年少人口割合の推移



資料：国勢調査

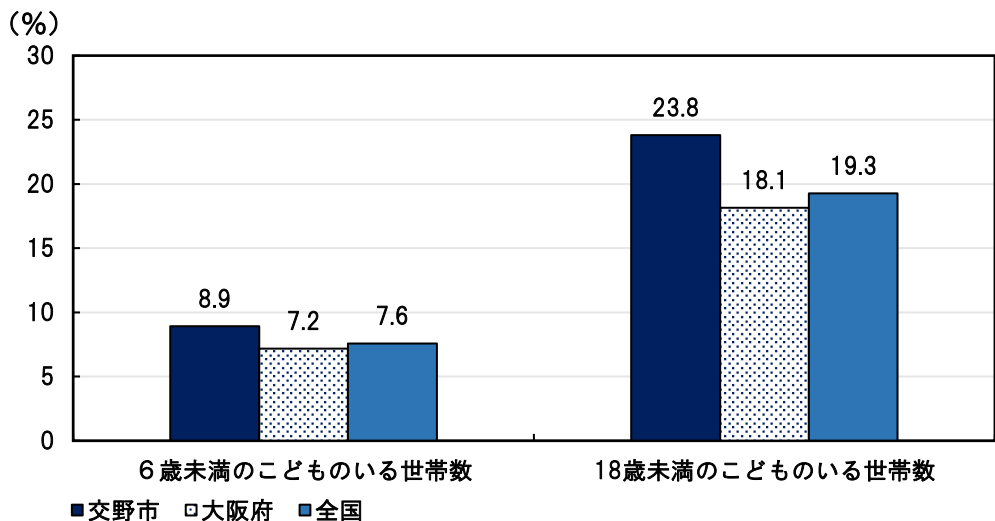
■こどものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

交野市のこどものいる世帯割合を大阪府、全国と比較すると、6歳未満のこどものいる割合は、交野市 8.9%、大阪府 7.2%、全国 7.6%、18歳未満のこどものいる世帯の割合は、交野市 23.8%、大阪府 18.1%、全国 19.3%となっており、大阪府や全国に比べてこどものいる世帯の割合は高くなっています。

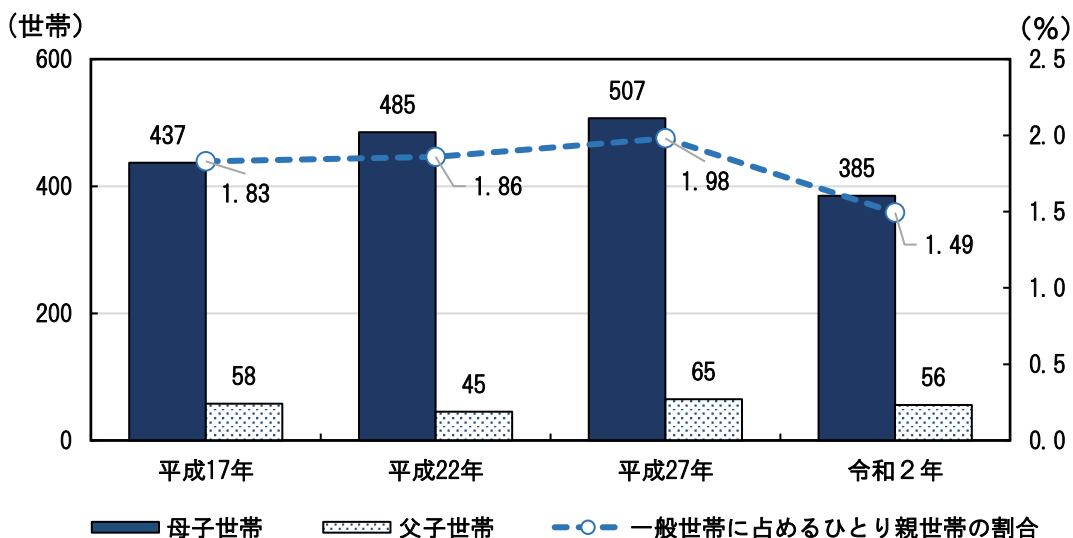
■こどものいる世帯割合の比較



資料：国勢調査（令和2年）

交野市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は増加傾向にありましたが令和2年に減少、父子世帯は増減を繰り返しています。一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は増加傾向にありましたが、令和2年に減少しています。

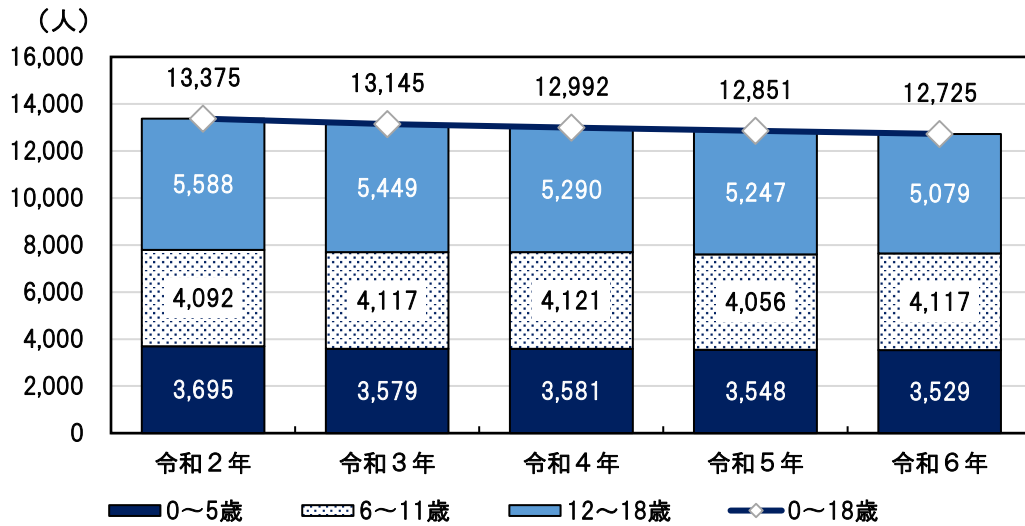
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

交野市の0～18歳人口の推移をみると、令和2年から令和6年かけて0～5歳人口は166人、12～18歳人口は509人減少し、6～11歳人口は令和2年から令和6年にかけて25人増加しています。

■0～18歳人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末）

交野市の0～18歳の将来推計人口をみると、令和2年から令和6年までの間に減少が予測されていましたが、令和5年以降の宅地開発等の影響により、令和6年に6～11歳人口は微増しています。令和7年は宅地開発等により子育て世帯の流入が予測されるため全体的に増加、その後は緩やかな減少傾向となりつつも他市と比べると一定の人口が維持されると見込まれます。

■0～18歳人口の将来推計

区分	← 実績 見込 →										(人)
	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	
0歳	492	483	522	478	512	498	484	489	477	479	
1歳	594	529	541	583	523	579	535	537	533	524	
2歳	621	622	569	564	617	568	598	569	558	561	
3歳	634	635	644	598	587	656	577	626	585	579	
4歳	664	638	650	660	615	618	659	594	634	599	
5歳	690	672	655	665	675	650	622	682	602	650	
計	3,695	3,579	3,581	3,548	3,529	3,569	3,475	3,497	3,389	3,392	
6歳	656	695	687	661	669	724	648	638	683	612	
7歳	680	673	706	683	667	716	705	658	634	690	
8歳	627	683	676	703	694	711	693	713	655	639	
9歳	719	627	684	683	711	715	681	692	705	653	
10歳	706	730	631	688	686	733	708	687	693	709	
11歳	704	709	737	638	690	708	726	716	688	697	
計	4,092	4,117	4,121	4,056	4,117	4,307	4,161	4,104	4,058	4,000	
12歳	760	712	711	741	644	714	702	733	718	694	
13歳	740	761	720	715	743	678	710	713	736	724	
14歳	728	744	767	726	718	780	660	718	712	740	
15歳	820	729	747	767	734	752	761	668	715	716	
16歳	797	826	737	744	772	769	734	768	663	718	
17歳	900	799	829	739	742	806	748	739	762	663	
18歳	843	878	779	815	726	728	758	723	711	741	
計	5,588	5,449	5,290	5,247	5,079	5,227	5,073	5,062	5,017	4,996	
総数	13,375	13,145	12,992	12,851	12,725	13,103	12,709	12,663	12,464	12,388	

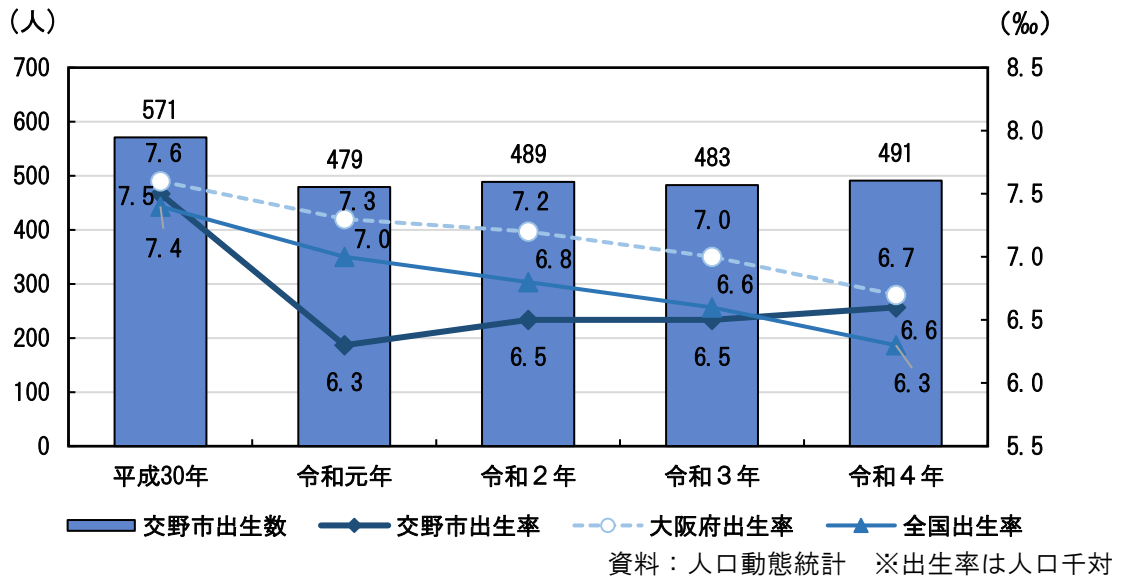
資料：市子育て支援課（各年3月末）

住民基本台帳をもとに、コーホート変化率法により将来人口を推計しました。

3) 出生数・出生率の推移

交野市の近年の出生数をみると、平成30年は571人でしたが、令和元年以降、500人を下回って推移しています。出生率（人口千人あたりの出生数）は、令和元年・2年は大阪府・全国を下回りましたが、令和3年は全国出生率と、令和4年は大阪府出生率とほぼ同率となっており、令和3年以降は回復傾向にあります。

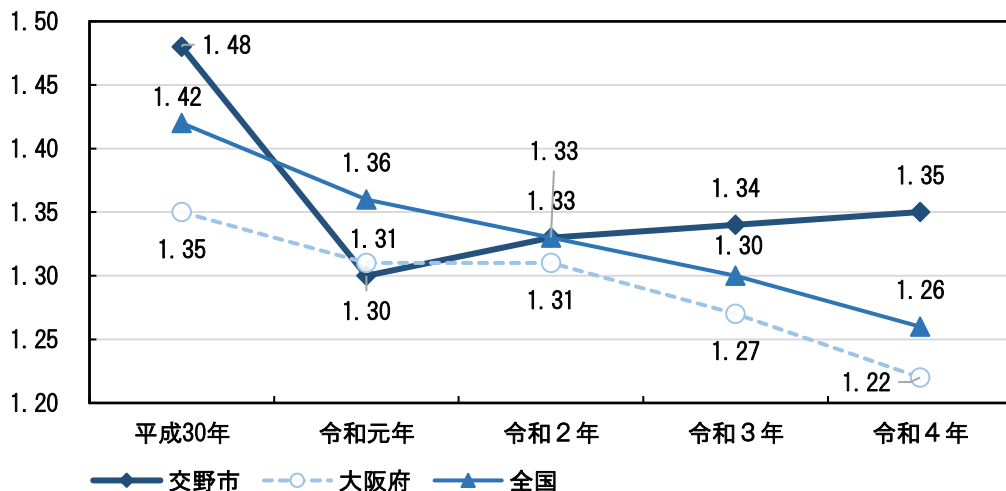
■出生数・出生率の推移



4) 合計特殊出生率の推移

交野市の近年の合計特殊出生率をみると、平成30年は1.48でしたが、令和元年は1.30と急激に下がり、令和2年以降は緩やかに上昇しています。令和元年は一時的に大阪府・全国よりも低くなりましたが、令和3年以降、大阪府・全国よりも高くなっています。

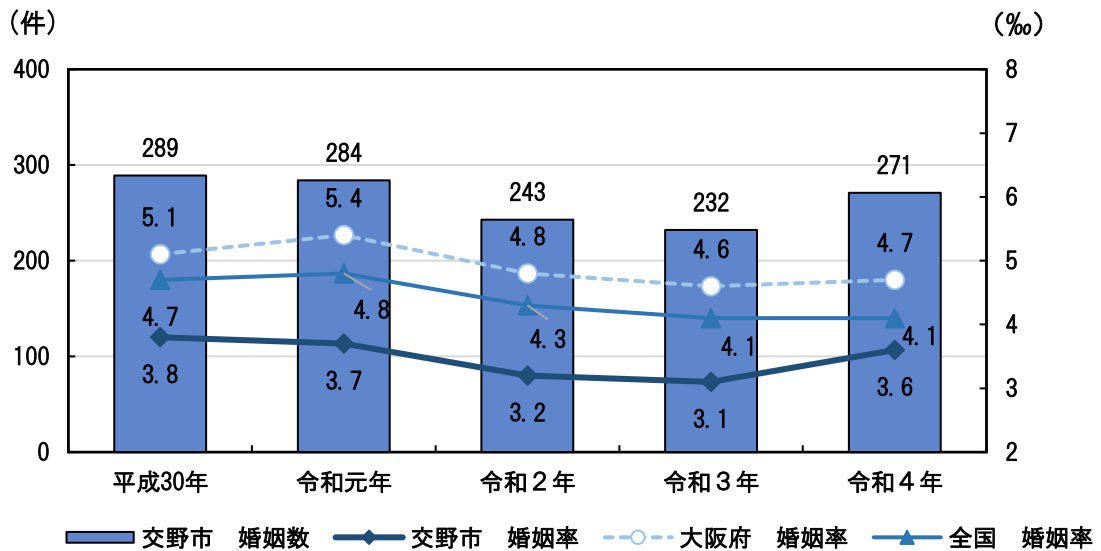
■合計特殊出生率の推移



5) 婚姻等の状況

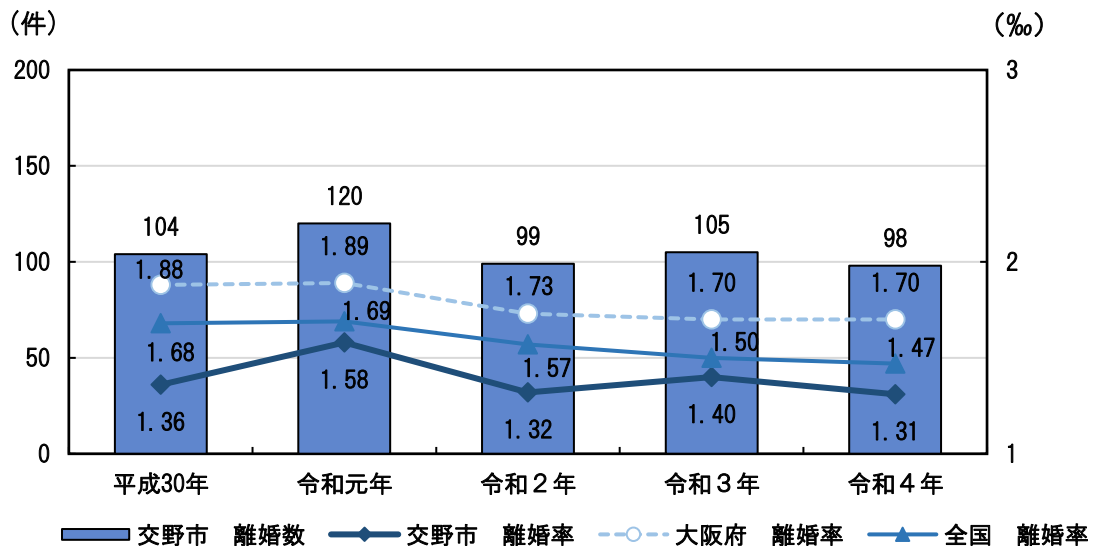
交野市の近年の婚姻数をみると、令和2年・3年は減少傾向でしたが、令和4年は271件と増加に転じています。一方で離婚数は、令和元年は120件でしたが、令和2年以降は100件前後を推移しています。婚姻率・離婚率ともに大阪府・全国に比べて低い値で推移しています。

■婚姻数の推移



資料：人口動態統計

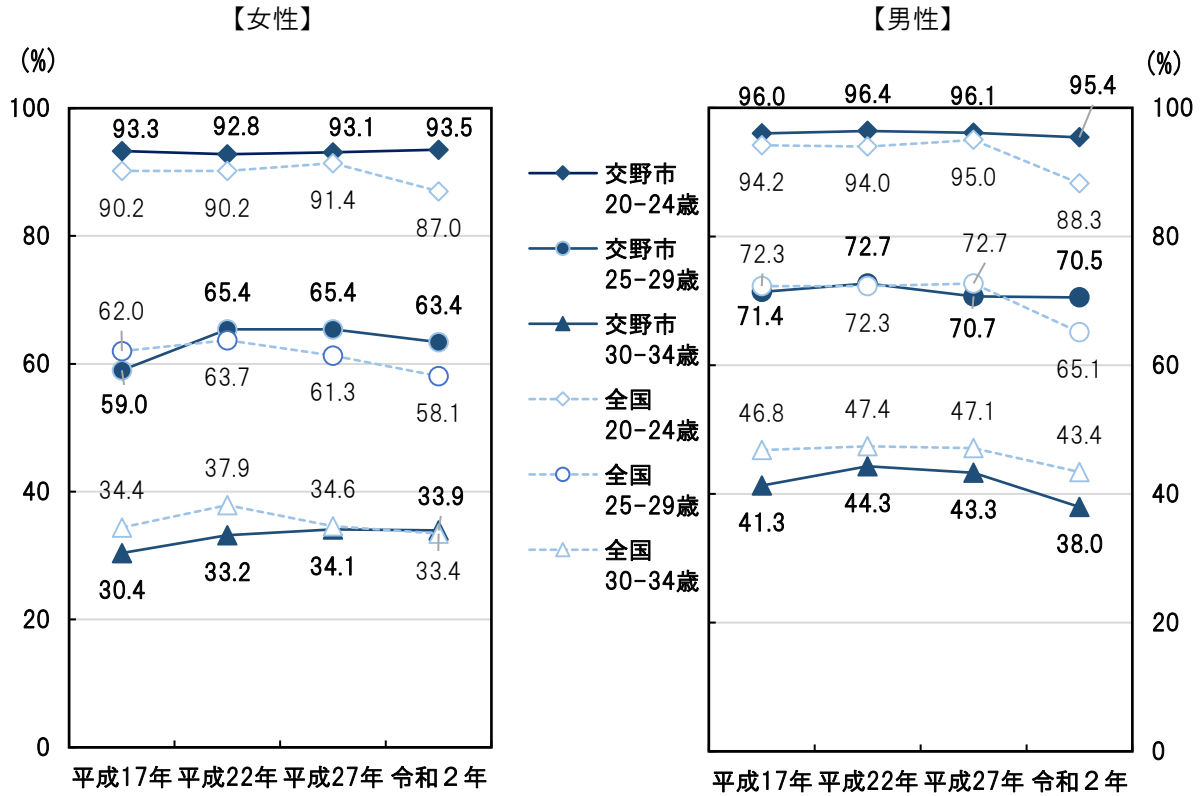
■離婚数の推移



資料：人口動態統計

交野市の未婚率をみると、男女ともに全国では20～24歳及び25～29歳の未婚率が平成27年～令和2年にかけて下がっているのに対し、交野市では平成27年と同水準を保っています。30～34歳の男性では全国より低い水準を推移しています。

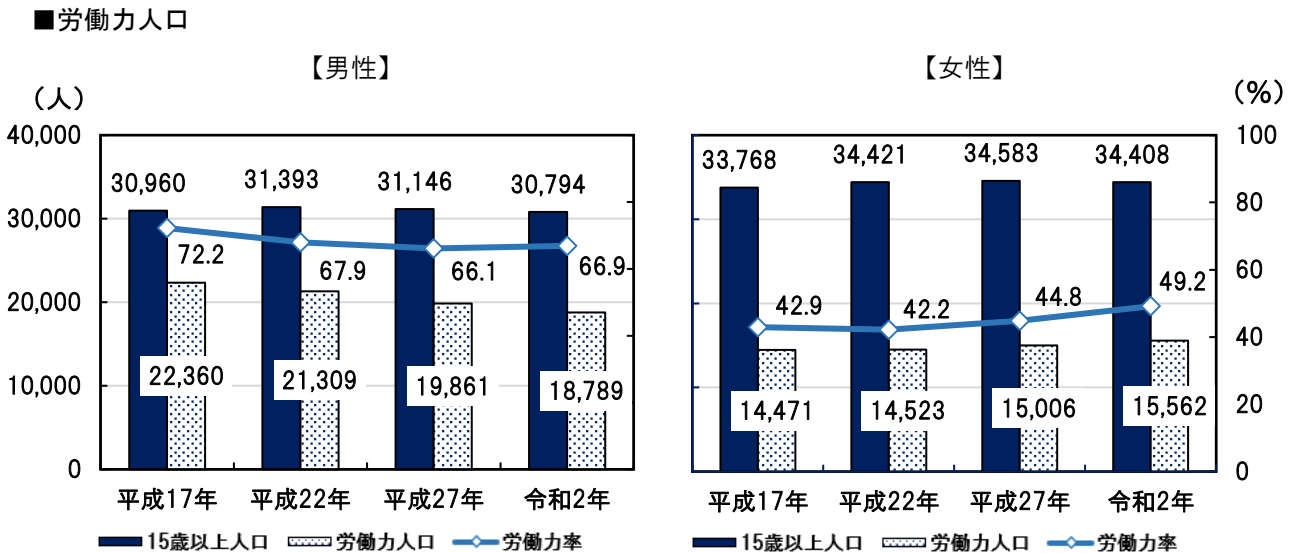
■未婚率の推移



資料：国勢調査

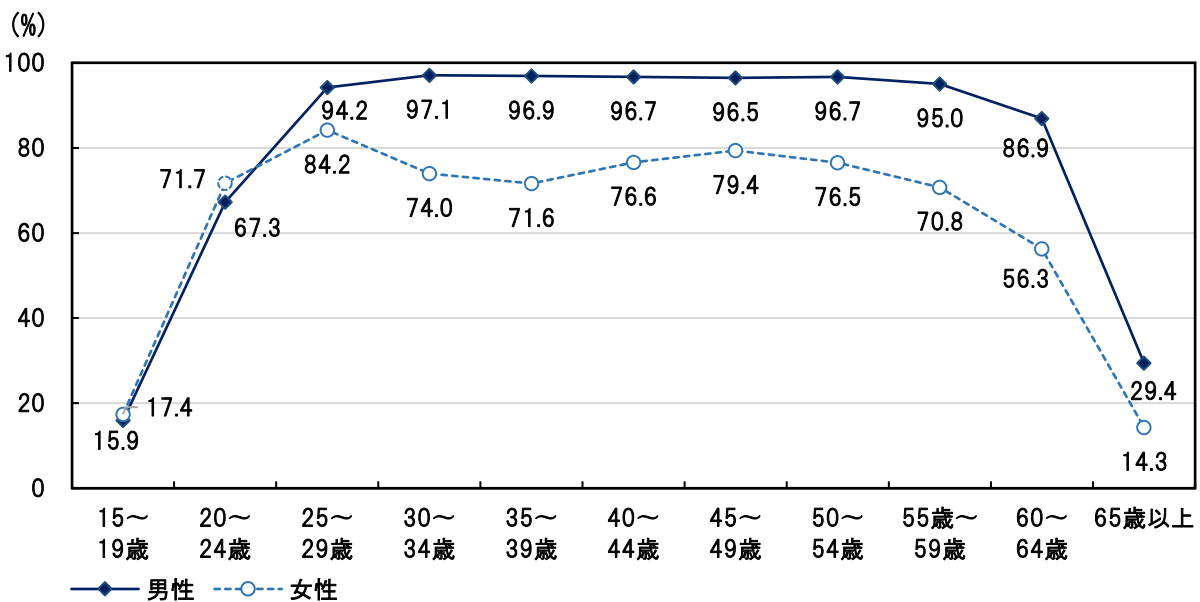
6) 労働力状態

交野市の令和2年の労働力人口は、男性が18,789人、女性が15,562人となっています。平成17年から比較すると、男性の労働力人口は減少傾向である一方、女性の労働力人口は増加傾向にあります。



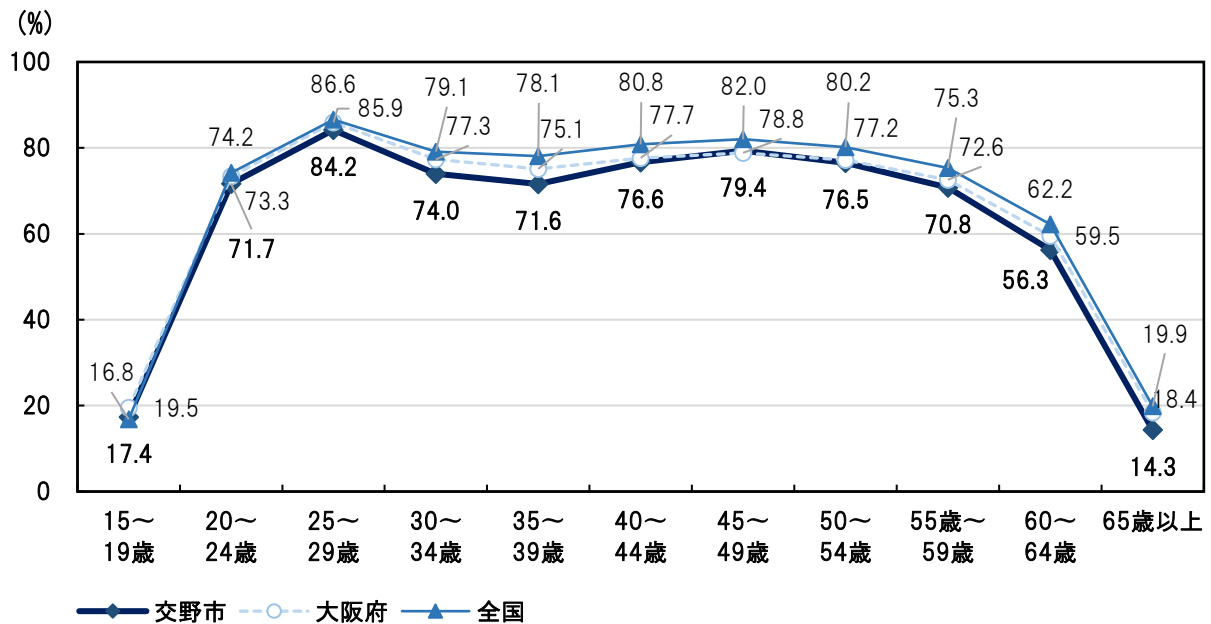
交野市の年齢階級別・男女別の労働力率は、男性では、25～59歳にかけて労働力率が9割台となっているのに対し、女性では、30歳代で労働力率が7割台に落ち込んだ後高くなる、M字カーブを描いています。40歳以上では45～49歳の79.4%が最も高い労働力率となっていますが、25～29歳の84.2%と比べると低い値となっています。

■年齢階級別・男女別労働力率



女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、交野市が大阪府、全国と比べて低い値となっています。また、年齢階級別に比較すると35～39歳の労働力率が大阪府や全国と比べて特に低くなっています。

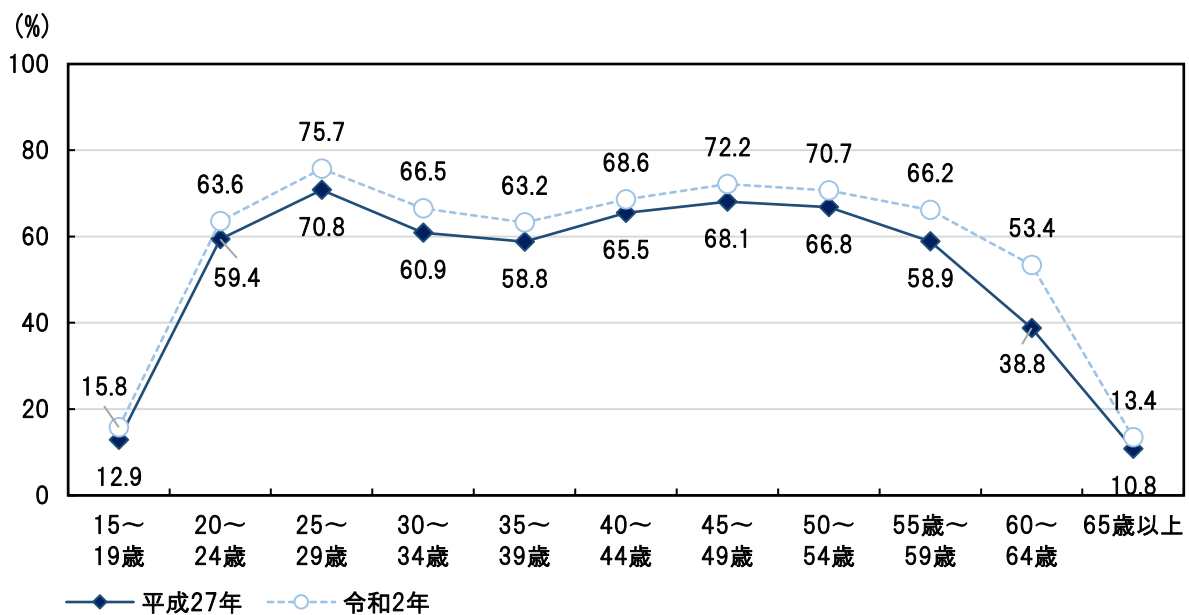
■年齢階級別女性労働力率の比較



資料：国勢調査（令和2年）

女性就業率を平成27年と比較すると、すべての年代において就業率は上昇し、M字カーブの谷は浅くなっています。

■年齢階級別女性就業率の比較



資料：国勢調査

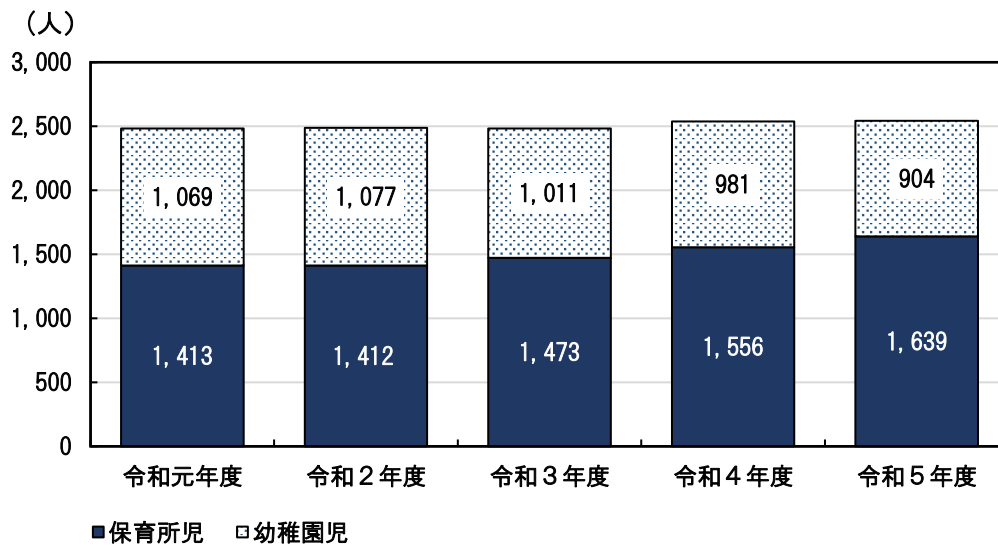
7) 幼稚園・認定こども園等、小中学校等の状況

(1) 入所者数・待機児童数

保育所児数は増加傾向、幼稚園児数は減少傾向となっています。保育所児数は、令和元年度から令和5年度にかけて226人増加し、幼稚園児数は165人減少しています。

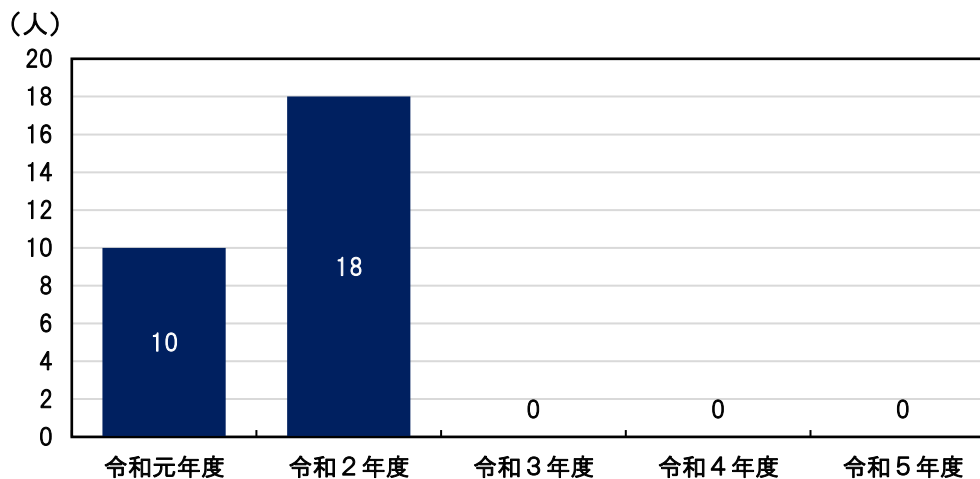
4月時点の待機児童数は、令和3年度以降0人となっています。

■入所者数の推移



資料：市こども園課（各年4月1日現在）

■待機児童数の推移



資料：保育所等利用待機児童数の推移（大阪府）（各年4月1日現在）

(2) 小中学校の状況

①小学校児童数の推移

令和4年度から交野小学校と長宝寺小学校が統合し、交野みらい小学校になりました。
交野市の小学校児童数は横ばい状態です。

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
星田小学校	294	296	295	279	289
郡津小学校	557	535	517	509	517
岩船小学校	336	320	392	395	413
倉治小学校	653	662	669	672	683
妙見坂小学校	389	402	419	402	421
旭小学校	341	345	319	307	300
藤が尾小学校	291	288	292	291	279
私市小学校	384	397	391	390	393
交野小学校	591	592	-	-	-
長宝寺小学校	152	160	-	-	-
交野みらい小学校	-	-	700	725	738
合計	3,988	3,997	3,994	3,970	4,033

資料：市学務保健課（各年5月1日現在）

②放課後児童健全育成事業の状況（利用者数の推移）

放課後児童会の在籍児童数は、令和2年度から令和6年度にかけて、1～3年生は134人、4～6年生は5人増加しています。

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（1～3年生）	697	721	776	797	831
利用者数（4～6年生）	204	192	196	223	209

資料：市青少年育成課（各年5月1日現在）

③中学校生徒数の推移

交野市の中学校生徒数は、令和2年度から令和6年度にかけて143人減少しています。

(人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第一中学校	320	301	315	329	335
第二中学校	673	636	616	600	580
第三中学校	524	526	514	514	489
第四中学校	510	531	512	490	480
合計	2,027	1,994	1,957	1,933	1,884

資料：市学務保健課（各年5月1日現在）

8) 支援が必要なこどもの状況

(1) 障がい児等への支援状況

①障がい児通所支援の利用状況

障がい児通所支援の利用状況についてみると、令和2年度から令和5年度にかけて、児童発達支援と放課後等デイサービス、障がい児相談支援は増加傾向となっています。医療型児童発達支援は令和3年度以降、居宅訪問型児童発達支援は令和4年度以降、実績はありませんでした。

■障がい児通所支援利用状況

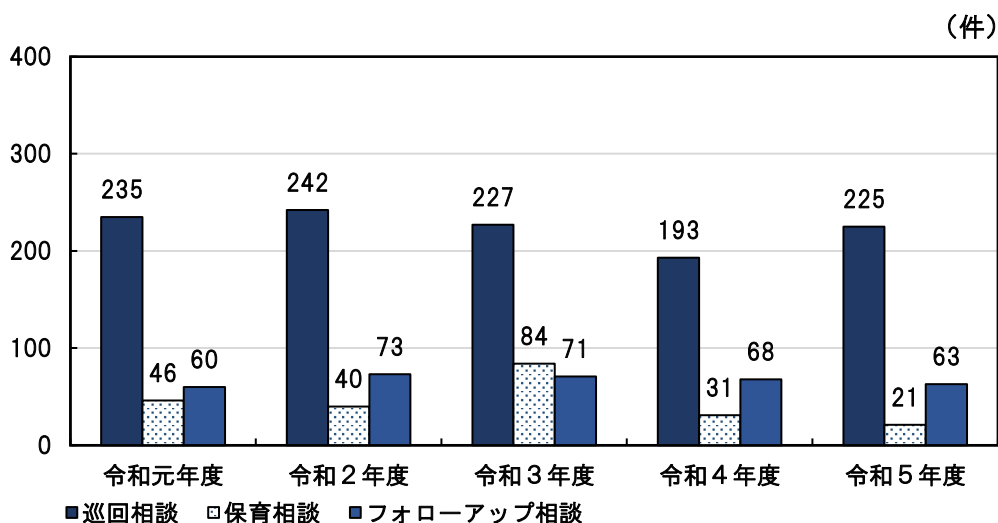
区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	73	85	96	110	127
医療型児童発達支援	人/月	1	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	回/月	0	0	1	0	0
放課後等デイサービス	人/月	175	170	180	201	218
保育所等訪問支援	回/月	6	3	1	7	12
障がい児相談支援	人/月	10	15	20	21	22

資料：市障がい福祉課

②未就学児の巡回相談・フォローアップ相談件数の推移

未就学の発達障がい児等の相談件数については、巡回相談は200件前後を推移しており、保育相談については、対象児等の見直しにより減少傾向となっています。就学支援として実施しているフォローアップ相談については、60～70件程度を推移しています。

■未就学児の巡回相談・フォローアップ相談件数の推移

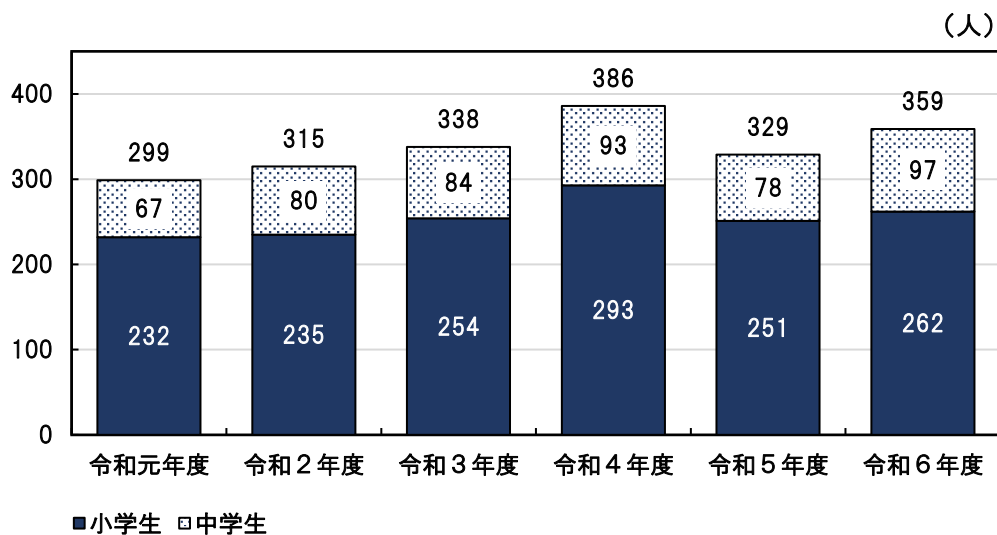


資料：市児童発達支援センター

③支援学級在籍者数の推移

支援学級在籍者数は、小中学生ともに令和4年度一時的に増加傾向にありましたが、令和5年度に減少し、令和6年度再び増加しています。

■支援学級在籍者数の推移



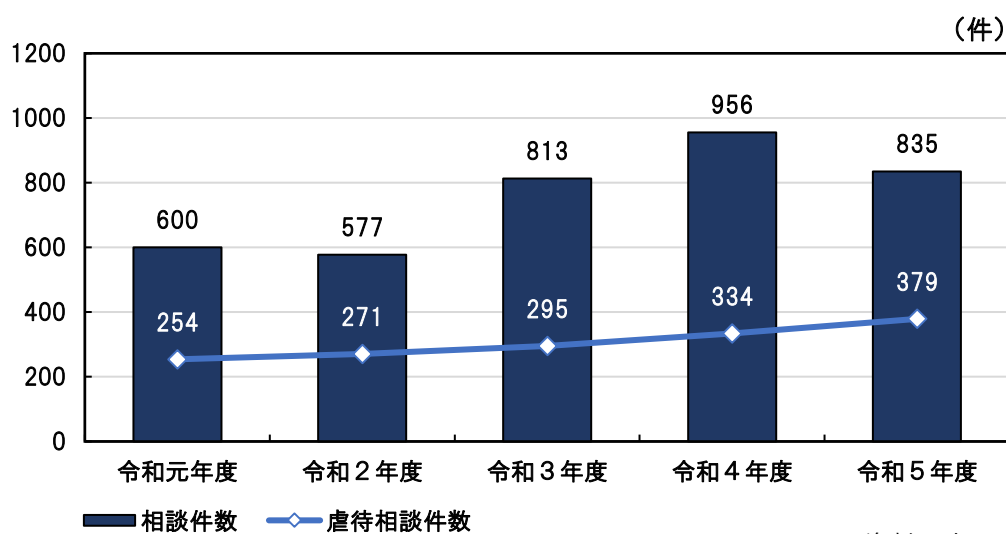
資料：市指導課（各年5月1日現在）

(2) 児童虐待相談の状況

①家庭児童相談件数の推移

家庭児童相談件数は概ね増加傾向となっています。虐待の相談件数をみると、年々増加傾向にあります。

■家庭児童相談件数の推移



資料：市こども家庭室

②児童虐待に関する相談件数の推移

児童虐待に関する相談件数の合計は増加傾向となっています。特にネグレクトや心理的虐待が増加傾向にあり、身体的虐待は令和3年度まで増加傾向でしたがその後は概ね横ばいとなっています。

■児童虐待に関する相談件数の推移（虐待種別）

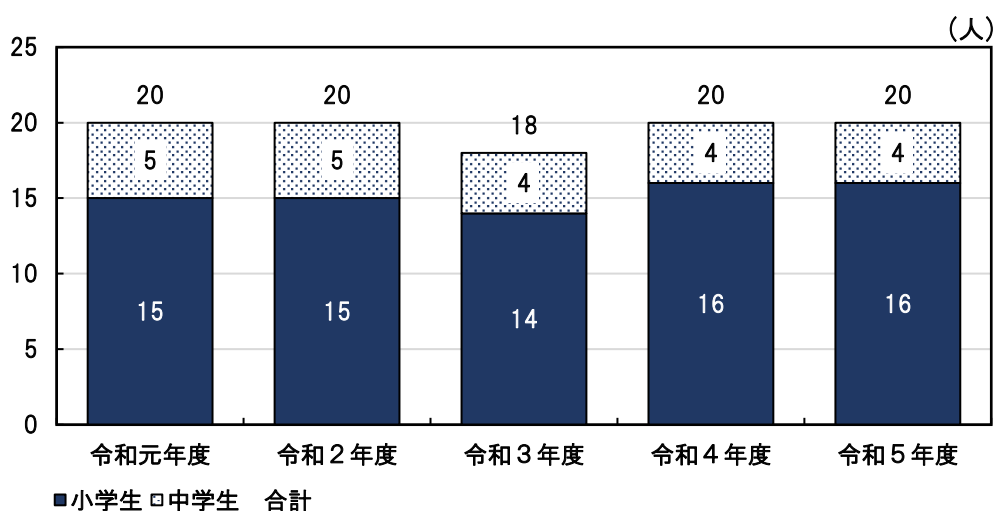
(件)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	47	60	80	76	84
ネグレクト	102	103	103	117	126
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	105	108	112	141	169
合計	254	271	295	334	379

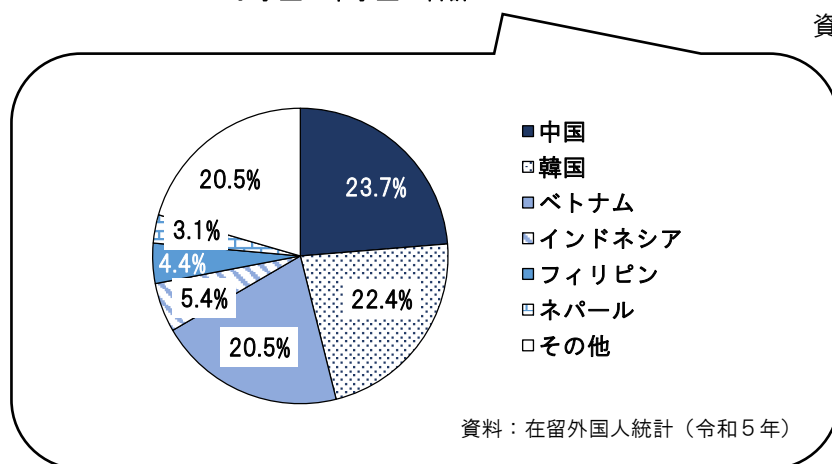
資料：市こども家庭室（各年3月末）

(3) 外国籍のこどもの状況

外国籍のこどもの数は、小中学生ともに概ね横ばいとなっています。



資料：市指導課（各年5月1日現在）



資料：在留外国人統計（令和5年）

第3章 第2期計画の主な取り組み状況と課題

第2期計画の主な取り組み状況と今後強化が必要な取り組みは以下のとおりです。また、第2期計画の基本施策ごとに、子育てに関する取り組みを実施または支援する団体を対象に実施したアンケート調査結果を抜粋して記載しています。

【新規】 第2期計画中に新たに取り組みを開始した事業

【拡充】 これまでの取り組みを第2期計画中に量的及び内容的に充実させた事業

【継続】 これまでの取り組みを継続して実施した事業

基本目標1) すべての子育て家庭を支える まちづくり

《主な取り組み状況》

基本施策1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

【新規】 令和6年4月に児童福祉法改正にともない、こども家庭センター機能として、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供する体制を整えた。

【拡充】 令和4年10月からこども医療費助成制度（通院・入院助成）を18歳に到達した年度末までに拡充した。令和5年2月から出産・子育て給付事業、令和5年度から初回産科受診費用の助成事業、令和6年度から産後ケアの対象者を生後1歳未満の赤ちゃんと保護者に変更し、多胎妊婦に対する妊婦健康診査にかかる助成額を増額するなど拡充した。

基本施策2 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

【拡充】 保育の受け皿拡大により、令和3年度以降待機児童は解消した。

【拡充】 全市的な幼児期の教育・保育の質・水準の向上が図れるよう、フリー保育士等配置補助事業、アレルギー食対応補助事業、看護師等配置補助事業等を創設、推進に努めた。



基本施策3 人権教育及び児童虐待問題対応の充実

【新規】 令和2年度から子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育てに対する様々な相談を受け虐待につながるよう予防に努めるとともに、虐待対応についても関係機関と連携し対応した。令和6年度からこども家庭室を設置し母子保健と児童福祉の連携を強化し妊産婦から児童にいたるまで支援する体制を整えた。

基本施策4 障がいのある子ども（支援の必要なこども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進

【継続】 発達支援の必要なこどもの療育について、関係各課が関係機関との連絡調整を図り、適切な支援につなげた。また、療育プログラム等の児童発達支援センターが行う事業の充実につなげた。

【新規】 令和3年度から児童発達支援センターを設置し、保育所等訪問支援事業と障がい児相談支援事業を実施することで療育プログラム等の事業の充実につなげた。

【新規】 令和5年度から医療的ケアが必要な児童や家族が支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターを配置した。

基本施策5 ひとり親家庭の自立支援の推進

【継続】 ひとり親家庭支援、就労支援として職業訓練等の案内や母子父子相談、生活支援としての手当、助成を行った。

【継続】 ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター事業の利用料補助を行った。

基本施策6 困難を抱えた若者への自立支援の推進

【継続】 若年者のための就労相談事業や就労支援セミナー事業を開催した。

基本施策7 子育て家庭への経済的な支援の充実

【継続】 子育て家庭への経済的な負担の軽減を図るため、各課で情報共有に努め、制度をスムーズに利用できるように努めた。

【継続】 市独自の保育料軽減措置として、国の無償化の対象外となる多子世帯の保育料の軽減措置（半額又は無償化の拡大）を実施した。

基本施策8 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実

【拡充】 子育てアプリ「おりひめ☆すこやかナビ」による外国語での情報発信や、日本語教室「学びの場」を開催した。

【新規】 多言語通訳と音声筆談、手話通訳タブレット、KOTOBALを導入し、支援の充実に努めた。

基本施策9 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【継続】 交野市男女共同参画計画に基づき、「男女共同参画フェスティバル」等を実施した。

【継続】 交野市男女共同参画計画アクションプランの進捗管理を行った。

＜今後 強化が必要な取り組み＞

- 子育て世帯に対する経済的支援や負担の軽減。
- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭の福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供する相談支援体制の充実と、妊娠・出産・育児に関する教室、子育て支援事業等の充実。
- 児童虐待の防止に向けた関係機関の連携の強化と、虐待事例検討会や個別ケース会議の継続開催による児童虐待の発生予防、早期発見の支援。
- 障がいのあるこども等に対する支援について児童発達支援センターが中核的な役割を担い、関係機関と連携。
- 多様なニーズに対応できるよう、全市的な教育・保育の質の向上と関係機関と連携。

＜団体アンケート調査結果からの意見＞

- 子育て世代が安心して過ごせる環境を整備し、切れ目ない支援をしていく工夫が必要。
- 産後ケア施設の環境整備が必要。
- 支援が必要な人に情報を発信し、孤立しないよう地域で見守れるような取り組みが必要。
- 安心安全な保育環境の提供のために市独自の配置基準の見直しや人材確保ができるような取り組みが必要。

基本目標 2) 子どもの育ちを支える まちづくり

≪主な取り組み状況≫

基本施策 1 質の高い幼児期の学校教育・保育の推進

- 【継続】 市内全保育施設の保育教諭等を対象に研修会を実施し、専門的な知識を深め、日々の教育・保育に活かせるよう資質向上を図った。また、市立認定こども園において、第三者評価を受審し、更なる幼児教育・保育の質の向上を図った。
- 【継続】 認定こども園、幼稚園等と小学校との円滑な接続を図るため、学校園所連絡協議会を開催し、交流を推進した。

基本施策 2 学校教育の推進

- 【拡充】 小学校 1 年生の 30 人学級を新たに実施した。また、ICT 機器の新整備・更新、教職員研修を実施し、学力の育成を図った。さらに ICT 支援員を配置した。
- 【継続】 市内全小中学校に学びあいサポーター、または図書館アドバイザーを配置した。

基本施策 3 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実

- 【継続】 中学生等が幼児とのふれあい体験を通し、乳幼児についての知識を深め、自分自身やいのちの大切さを学ぶための取り組みを実施した。

基本施策 4 思春期保健対策の充実

- 【拡充】 スクールソーシャルワーカーを各中学校区に 1 人配置するとともに、スクールカウンセラーとの連携を強化した。

基本施策 5 「食育」の推進

- 【継続】 離乳食・幼児食の講習会、親子食育講座や市立認定こども園への出前講座等を開催し、食育に関する取り組みを実施した。



基本施策6 子どもの成長を見守る体制づくり

- 【新規】 第一中学校区では、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えていく取り組みとして、コミュニティ・スクールの導入を行った。また、地域学校協働活動の充実を図るため、学校と地域をつなげる役割を担う地域学校協働活動推進員を委嘱した。第二・第三・第四中学校区については、令和7年度に導入するコミュニティ・スクールの準備委員会を立ち上げた。
- 【継続】 学習環境の整備や登下校の安全見守り、放課後の居場所づくり等、様々な学校支援の取り組みを実施するとともに、防犯教室や各種訓練等、安全対策を推進した。

基本施策7 スポーツ・文化・レクリエーションの充実

- 【継続】 各種スポーツ教室や体育行事を開催し、地域におけるスポーツ活動を推進するとともに、ブックスタートやおはなし会、学校図書館支援など、関連機関と連携してこどもの読書活動を推進した。
- 【新規】 「第4次交野市子ども読書活動推進計画」を策定し、読書環境の整備と読書に親しむ機会の拡充を図った。

<今後 強化が必要な取り組み>

- 学校における諸課題を未然に防止するため関係機関と連携。
- より多くの家庭で食育に対する取り組みを推進してもらえるよう、交野市健康増進・食育推進計画と連携。

<団体アンケート調査結果からの意見>

- 放課後等の居場所に関する周知が必要。
- 不登校や登校しぶりに対する支援ルームを拡大するなどの環境整備が必要。

基本目標3) 地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり

≪主な取り組み状況≫

基本施策1 地域における子育て支援ネットワークの充実

【継続】 子育て支援者同士が地域でつながりを持つことの大切さ等を共有することを目的として、子育て支援者交流会を定期的で開催し、地域の子育て支援の機運を高める取り組みを行った。

基本施策2 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実

【継続】 妊婦の課題やニーズに対応するために、妊娠届出時に妊娠・出産マイプランシートを作成し、必要に応じて支援につなげた。

【継続】 子育てアプリ「おりひめ☆すこやかナビ」や子育てマップ等で継続的に情報発信を行った。

基本施策3 地域における子育て支援の充実

【継続】 地域子育て支援拠点において、こどもとその保護者を対象に子育て相談、親子遊びなどの催し、お部屋開放等を行った。また、外出が難しい保護者を対象にオンライン講座を実施した。

【継続】 新型コロナウイルス感染症の影響により校区福祉委員会活動や世代間交流事業、子育てサロン活動が一時減少したが、新しい生活様式を取り入れ継続的に実施した。

【継続】 認定こども園等で、地域に根ざした園として、子育てに関する体験学習、親学習啓発等を関係機関と連携して実施した。

基本施策4 地域環境を活かした多様な活動の推進

【継続】 JAや農業団体と連携し、農業が身近に感じられる取り組みを実施するとともに、自然環境分野の講座や事業の実施、交野市子ども会育成連絡協議会が実施するスポーツ・文化事業に対する支援等を通し、地域環境を活かした多様な活動の推進を図った。

基本施策5 子どもの居場所づくりの推進

【拡充】 放課後子ども教室（フリースペース事業）については、市内小学校1校で平日毎日開催、2校で週3回、6校で週2回開催するなど、8校でフリースペース実施日数の拡大を行った。

【継続】 食事や学習、体験活動等を行う放課後等の居場所づくり活動を行う団体を支援することで、こどもたちが親以外の大人や地域とつながり、心身の健やかな成長を支える場の確保に努めた。

基本施策6 安心・安全に子育てできる生活環境の推進

【継続】 こどもを交通事故や犯罪などから守るため、交通安全教室や防犯教室等こども向けの啓発事業を行うとともに「こども110番」の旗や「動くこども110番」のステッカーを配布、青色回転灯パトロール車によるこどもの安全見守りパトロールや、青少年指導員会による市内巡回パトロール等を行った。

＜今後 強化が必要な取り組み＞

- 地域の子育て支援等の担い手を確保するとともに、認知度の低い事業の周知、地域の中でこどもたちを育むための取り組みを行う関係機関、団体等との連携。
- こどもが放課後を安全に過ごせるよう、放課後児童会を継続して実施するとともに、放課後子ども教室（フリースペース）の実施日数の拡大に向けた各小学校との連携や安全ボランティアの増員。

＜団体アンケート調査結果からの意見＞

- 必要な人に支援や情報が届けられるよう、地域への情報共有や情報発信、連携が必要。
- 支援者の高齢化が進んでおり、担い手の確保が必要。
- こどもたちが安心安全に過ごせる居場所の確保とともに、見守り人員の確保が必要。

第4章 こども計画の基本的な考え方



1 基本理念

こども基本法及びこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を、こども・若者の声を取り入れながらめざしていくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長し、こどもの心身の状況や置かれている環境等にかかわらずその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、社会全体としてこどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、こども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応するため、本計画では、これまで推進してきた「子どもいっぱい 元気な“かたの”～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～」の基本理念を継承し、さらにこども一人ひとりの成長発達段階を踏まえ、ライフステージ毎に基本目標を設定します。こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心な子育て環境を整えることをめざします。

また、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるように支援することで、すべての人がこどもとともに元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

こどもや若者は、未来のまちの担い手です。誰もが安心してこどもを産み育て、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されず、愛情に包まれ、夢と希望を持って、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できる社会づくりをめざします。

子どもいっぱい 元気な“かたの”
～ 子育て 子育て 地域の和（なごみ）～

2 施策の体系

基本目標1 こどもを産み育てることができる まちづくり

こどもの誕生前 ～幼児期 (0～6歳)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援 (2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実 (3) 質の高い幼児期の幼児教育・保育の推進
---------------------------	--

基本目標2 こどもが成長できる まちづくり

学童期・思春期 (6～18歳)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の推進 (2) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実 (3) 思春期保健対策の充実 (4) こどもの成長を見守る体制づくりの推進 (5) こどもの居場所づくりの推進
--------------------	--

基本目標3 若者が自立できる まちづくり

青年期・ポスト青年期 (18～39歳)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 困難を抱えた若者への自立支援の推進 (2) 青年期の相談支援体制の充実
------------------------	--

基本目標4 こどものすべての成長過程にわたる支援

すべてのこども	<ul style="list-style-type: none"> (1) こどもの権利の保障 (2) こども・若者の意見聴取 (3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実 (4) 障がいのあるこども（支援の必要なこども）の ライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進 (5) 「食育」の推進 (6) スポーツ・文化・レクリエーションの充実 (7) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進
---------	--

基本目標5 子育て当事者に対する支援

子育て当事者	<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 子育て家庭への経済的な支援の充実 (3) 外国につながるこどもと保護者への支援・配慮の充実 (4) 男女共同参画・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 (5) 地域における子育て支援ネットワークの充実 (6) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実 (7) 地域における子育て支援の充実 (8) 地域環境を活かした多様な活動の推進
--------	--

第5章 施策の展開



基本目標 1

子どもを産み育てることができる まちづくり

こどもの誕生前
～幼児期

関連するSDGs



安心して妊娠・出産できる環境を整備するとともに、幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境づくりを推進し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までの子どもへの教育・保育等の充実をめざします。

現状と課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など家族をめぐる環境の変化にともない、子育て世帯の孤立が進んでおり、安心して妊娠・出産できるよう妊娠期から寄り添う相談支援体制の充実や適切な情報提供が必要です。
- 本市では、これまで全市的な教育・保育の質の向上に取り組んできました。現在、医療的ケア児や特別な支援を必要とする児童が増加していること、また、新たに「乳児等通園支援事業」（子ども誰でも通園制度）が創設されるなど、多様な保育ニーズへの対応が求められます。就学前人口は、本計画期間中に減少傾向に転じる見込みであることから、保育施策等について、中長期的な視点での検討が必要です。
- 本市では令和3年度以降待機児童ゼロを達成しています。本計画期間においても、継続した保育ニーズが見込まれることから、市立・私立を含めて老朽化が進んでいる施設における大規模改修等の対応が必要です。

基本施策

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援

- 妊娠期から子育て期の各段階で必要な支援を提供し、母子の健康と福祉を包括的にサポートし、妊娠から子育てにかかる切れ目のない一貫した支援体制の充実を図ります。
- 地域のつながりや支え合いの中で子どもと保護者が心身ともに健やかに安心して子育てできる環境整備に取り組みます。

(2) 多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- 親の就労の状況にかかわらず、子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、地域の身近な場を通じた支援の充実を推進します。
- 私立認定こども園等に対して、医療的ケア児の受け入れや、新たな「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)等の多様な保育ニーズへの対応の支援を行うとともに、老朽化した施設等の改修や建替えなどの支援に取り組み、すべてのこどもが安心して教育・保育を受けられる環境整備を推進します。
- 市立認定こども園については、本計画期間における保育の量的ニーズに対応するため、現状の2園体制による定員規模を維持します。また、その後の少子化等の状況変化に応じて、保育提供体制を整備するため、両園が質量ともに調整・支援機能を担い、市全体の保育定員の適正化、多様な保育の受け皿の確保を図ります。両園の施設管理については、こうした対応や財政負担等の観点から、当面の間、長寿命化により維持し、今後の少子化等の状況を踏まえ、適宜、更新等を検討します。

(3) 質の高い幼児期の幼児教育・保育の推進

- 幼児期から学童期を円滑に接続するため、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携を強化し、小学校との接続を見通したカリキュラムの充実、改善に取り組みます。

進捗確認指標

指 標	現 状	方向性	担当課
「この地域で子育てをしたい」と思う親の割合	95.8% (R5)	→	こども家庭室
「地域のつながりや支え合いにより安心して子育てできる」と思う市民の割合	81.9% (R6)	↑	子育て支援課
認定こども園等が、全市的な幼児教育・保育の質の向上のために国基準を超えて実施する延べ事業数(看護師・フリー保育士等配置事業等)	57事業/全14園 (R5)	↑	こども園課

関連する主な政策担当課

こども家庭室、こども園課、子育て支援課、健康増進課、学務保健課、指導課、児童発達支援センター

関連するSDGs



次代を担うこどもたちが、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力をバランスよく身につけることができるよう、ともに学びともに育つ視点に立った教育・指導の充実をめざし、失敗を恐れずチャレンジし、生き抜く力を備え、まちの活力と未来を支える人材としての「情（こころ）」を育むことができるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 社会が大きく変化する中で、すべての学びの基礎となる確かな学力の定着、自ら考え将来を生き抜く力を育成することが必要です。こどもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びの提供、グローバルな視野をもち、これまで以上にお互いの人権や文化等を尊重し、自己肯定感を高める（ありのままの自分を受け容れて大切に感じる）ことができ、自分らしく、一人ひとりが思う幸福な生活ができる力を身に付けられる取り組みが必要です。
- こどもたちがより良い運動習慣や生活習慣の定着を通じて、生涯にわたる健康を保持・増進できる資質や能力を身につけるため、運動やスポーツに親しむ機会や体験学習活動を通じて、心身ともに健全な育成を図るためのスポーツ・文化・レクリエーション等の充実が必要です。
- 不登校やいじめ、10代の妊娠、ヤングケアラー等の課題に対し、家庭と学校等が協力しこどもの気持ちを理解し適切なサポートを提供するとともに、予防的支援として、自分を大切にすることや将来を見越す力を育む取り組み、性に関する指導等を引き続き実施し、SOSを出せる力を養うことが必要です。
- 共働き家庭等の増加により、放課後児童会の利用者も増加傾向にあります。こどもたちが安心して利用できる放課後等の居場所の確保、施設規模の適正化や環境改善など、放課後児童会の持続可能な事業運営をめざし保護者の多様なニーズに対応できる仕組みづくりが必要です。

基本施策

(1) 学校教育の推進

- こどもの最善の利益が尊重されることを基本に、こどもが夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。
- こどもが安心して学ぶことができるよう、こどもの特性に合わせ「誰一人取り残されない学びの保障」に取り組みます。
- こどもたちの多様な体験や地域ボランティアとの交流を通じて学びを深め、地域社会とのつながりを強化します。また、外国語教育を充実させ、グローバルな視野を持つこどもの育成をめざします。

(2) 乳幼児とふれあう機会や子育てを学ぶ機会の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 中学生等が乳幼児とのふれあいを通じて、子育ての喜びや重要性を実感できる体験の機会、子育てに関する知識や技術を学ぶ場を提供するとともに、異世代間の相互理解を深める取り組みを行います。
(3) 思春期保健対策の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や地域での教育プログラムを通じて、喫煙や飲酒、薬物のリスクについて正しい知識を提供し、予防に努め、思春期におけるこころの問題にかかわる相談・支援体制を強化します。 ● 保護者や地域社会と協力し、子どもたちが安全で健やかに成長できる環境整備、相談支援体制を強化します。
(4) こどもの成長を見守る体制づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 学校を中心に地域全体でこどもの成長を支えることができるよう、地域人材の参画を促し、育成・定着に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携を深め、こどもが安全で健やかに成長できるように見守り体制を強化します。
(5) こどもの居場所づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちが放課後や休日等も安心して過ごせる居場所・遊び場の確保を進め、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもたちを見守る教育コミュニティづくりを推進します。 ● 地域における自発的な活動を尊重し、これらの継続的な取り組みが拡がり、多くの人が参加するよう後方支援を行うとともに、見守りを必要とするこどもや保護者が居場所につながるよう地域団体等との連携・協働を推進します。

進捗確認指標

指 標	現 状	方向性	担当課
児童・生徒アンケート「学校に行くのが楽しい」の肯定的回答の割合	87.0% (R5)	↑	指導課
児童・生徒アンケート「授業がわかりやすく楽しい」の肯定的回答の割合	91.0% (R5)	↑	
学校支援活動 コーディネーターの年間活動日数 市内ボランティア参加者数	延べ259日 (R5) 延べ14,055人 (R5)	↑	社会教育課
放課後等のこどもの居場所設置数	11箇所 (R6)	↑	子育て支援課

関連する主な政策担当課

指導課、まなび未来課、図書館、社会教育課、青少年育成課、子育て支援課、こども家庭室、学務保健課、緑地公園課、福祉総務課

関連するSDGs



若者は、未来を担う貴重な存在であり、まちに活力と希望を与える大切な存在です。若者が未来に夢と希望をもち、自らの意思で将来を選択し、自立できる社会をめざします。

現状と課題

- 学習面・経済面で配慮が必要な若者が夢や希望を持って成長することができるよう、学びの機会を提供することが必要です。
- ひきこもりや生活困窮など、生きづらさや様々な悩みを抱えながら生活している若者が気軽に相談でき、安心して過ごせる居場所の確保が必要です。
- 若者の自主性や社会性、正義感、協調性などの資質を培い、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取り組みや若者に対する相談支援が必要です。
- 若者の健やかな成長を地域全体で見守り支援するため、関係機関・団体との連携が必要です。
- 若者が自身の希望に基づいて家庭を持ち、こどもを産み育てるという選択肢が将来的にあるということ認識し、また、社会の一員として働き、経済的に自立する意識を持つことができるよう支援することが必要です。

基本施策

(1) 困難を抱えた若者への自立支援の推進

- 若者が安定した収入を得られるようにキャリア相談やスキルアップの機会を提供し、将来に対する不安を軽減します。さらに、若者が自身の能力を最大限に発揮できるように支援します。地域全体で若者の経済的自立を促進し、安心して生活できる社会をめざします。

(2) 青年期の相談支援体制の充実

- 困難な状況にある若者が適切な支援につながるよう関係機関との連携を強化します。また、ヤングケアラーや自殺防止、性暴力被害対策、犯罪被害対策に関する教育や啓発活動を通じて、地域全体で若者の安全や健康を守る意識を高め、未然防止及び早期対応に取り組みます。

進捗確認指標

指 標	現 状	方向性	担当課
「住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせている」と思う市民の割合	91.3% (R6)	↑	福祉総務課 関係各課
「困ったときに気軽に相談できる場所がある」と思う市民の割合	49.3% (R6)	↑	
地域の身近な相談窓口『まるまど』開設数	35箇所 (R6)	↑	

関連する主な政策担当課

人権と暮らしの相談課、福祉総務課、こども家庭室

関連するSDGs



こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会をめざします。

現状と課題

- 全国的に児童虐待相談対応件数の急増や重大な児童虐待事案が後をたたない中、本市においても相談件数は増加しており、児童虐待防止の取り組みが必要です。
- 発達に特性のある児童が、早期に地域で必要な支援を受けることができるように、未就学児から就学児まで一貫した支援体制の充実、関係機関の連携や発達に係る支援サービスの充実が必要です。
- こども・若者の視点を尊重し、その意見を聴き対話しながら、ともにこども施策に取り組むことが必要とされていますが、こども・若者が意見を表明する機会は十分とは言えず、こどもの権利に関する理解や人権教育の推進が必要です。
- すべてのこども・若者が、互いの個性を尊重し安心して過ごせる居場所を多く持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- こどもが安心・安全に過ごせる遊び場、学習できる場、公園等の屋内外の施設の整備、こどもが自由に集える居場所づくりの取り組みが必要です。

基本施策

(1) こどもの権利の保障

- 地域や保護者に対しこどもの権利に対する理解を広め、すべての権利が保障され、安心して成長できる社会の実現をめざします。
- 学校や地域活動を通じて、こどもたち自身に向けて、権利の周知・啓発活動の実施を推進します。

(2) こども・若者の意見聴取

- こどもや若者が自分の声を社会に反映させる機会を持ち、意思表示の大切さを学び、こどもや若者の意見が尊重される場を増やし、それらの意見が受け入れる文化の醸成に市全体で取り組みます。

(3) 人権教育及び児童虐待問題対応の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待の早期発見・防止に向け関係機関との連携強化に努めるとともに、広報啓発活動により児童虐待防止に関する市民の意識向上を図ります。 ● こどもたちが安全に成長できる環境づくりに努め、虐待やいじめを未然に防ぐ体制を整備します。また、被害を受けた児童や家庭に対して適切な支援を提供し、再発防止を推進します。地域全体でこどもたちを守り、安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組みます。 ● 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくり、行動力を身につけることができるような人権教育に取り組みます。 	
(4) 障がいのあるこども（支援の必要なこども）のライフステージに応じたきめ細やかな支援・保育・教育の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのあるこどもが日常生活や学習において必要な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。 ● 支援サービスの質を向上させ、障がいのあるこどもとその家族が安心して暮らせる社会をめざします。 	
(5) 「食育」の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの成長にあわせた栄養バランスに配慮した規則正しい食生活を身につけることができるよう、妊娠中から食生活の知識・技術の取得を促します。 ● 学校・家庭・地域が連携した食育の推進に向けて、食の大切さ重要性を理解し、健全な食習慣を身につけるための教育の充実など食育の啓発活動を行います。 	
(6) スポーツ・文化・レクリエーションの充実	
<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ教室や体育行事の開催、活動場所の提供などの支援に努め、こどもたちが健やかに育つための多様な活動を推進し、心身ともに健康に成長でき、楽しみながら学べる仕組みづくりを推進します。 ● 次世代を担うこどもたちと読書を結びつける機会が豊かになるよう、家庭・学校・地域と連携し、図書館の利用促進と読書活動を支援します。 	
(7) 安心・安全に子育てできる生活環境の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域のインフラを定期的に点検し、不具合発生箇所や危険箇所の修繕を迅速に実施するとともにバリアフリー化の推進を行うことで、こどもたちや住民全体が安心・安全に生活できる環境づくりを推進します。 	

進捗確認指標

指 標	現 状	方向性	担当課
児童・生徒アンケート「豊かな心や生き方について考える機会がある」の肯定的回答の割合	89.9% (R5)	↑	指導課
「スポーツ・文化活動や読書など、生涯学習に親しんでいる」と思う市民の割合	62.4% (R6)	↑	社会教育課

指 標	現 状	方向性	担当課
「安全で快適な公園・緑地が整っている」と思う市民の割合	55.4% (R6)	↑	緑地公園課
都市公園等の設置数	180箇所 (R6)	↑	
児童虐待防止に関する研修会等に 参加した人の内容理解度	97.2% (R5)	→	こども家庭室

関連する主な政策担当課

指導課、こども家庭室、福祉総務課、青少年育成課、人権と暮らしの相談課、児童発達支援センター、こども園課、学務保健課、障がい福祉課、子育て支援課、健康増進課、給食センター、社会教育課、図書館、地域振興課、危機管理室、開発調整課、都市まちづくり課、道路河川課、緑地公園課

関連するSDGs



子育て当事者の視点を尊重し、地域全体でこどもの成長を見守り、子育て家庭を支えるため、身近な場所で安心して相談できる体制の充実に取り組むとともに、子育てにかかわる多様な人材、組織等の社会資源が効果的に連携できるよう子育て支援のネットワークを強化し、地域全体で子育てを支えるまちづくりを推進します。

現状と課題

- 子育て世帯への経済的援助を求める声も多く、子育て家庭の経済的な負担の軽減に関する取り組みや社会保障給付を必要とする世帯に対して確実に制度利用につながる仕組みづくりが必要です。
- ひとり親家庭等の多くが経済的に苦しい状況であり、こどもの健全な育ちのためにも、保護者への就労支援や生活支援を引き続き実施することが必要です。
- 外国につながる子どもと保護者は、言葉や文化の違いにより孤立しがちで、社会活動を送るうえで支障が生じることもあるため、学習活動などの支援や配慮が必要です。
- 男女共同参画の視点に立ち、子育てしながら働きやすい職場環境づくりについて啓発の強化が必要です。
- 子育て家庭の状況に応じて相談しやすい体制の充実が必要で、多様化する相談への対応を図るため、相談員等の専門性の向上を推進します。また、保護者同士の交流の促進や効果的な情報提供の充実が必要です。

基本施策

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

- 継続的な就業支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の充実に取り組みます。

(2) 子育て家庭への経済的な支援の充実

- 経済的困難に直面する家庭が必要な支援を受けられる制度へ確実につなげるとともに、就労支援など多岐にわたる経済的支援の充実に取り組みます。
- 家庭ごとの状況に応じた適切な支援を行うことで、すべての家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

(3) 外国につながる子どもと保護者への支援・配慮の充実

- 外国につながる子どもや保護者が日本で暮らしやすいよう適切な支援体制の充実に努め、言語や文化の違いによる障壁を取り除き教育や医療、福祉サービスへのアクセスを向上させます。

(4) 男女共同参画・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 共働き・共育てを推進し、働く親が安心して職場でのキャリアを追求できるような働き方の普及・啓発を推進します。
(5) 地域における子育て支援ネットワークの充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体で子育てを支える体制を強化し、子育て家庭を含める子育て支援者等が情報交換や支え合いを通じて子育ての悩みを共有し解決できるように支援します。 ● 安心して子育てを行えるよう状況に応じた柔軟な支援体制、子育て支援者等のネットワークの充実を推進します。
(6) 子育て相談支援及び子育て情報提供の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● こどもや保護者が抱える悩みや不安に対して、適切で迅速なサポートを提供できる環境を整えます。また、相談員等の研修や専門性の向上を図り、安心して相談できる体制の充実に取り組みます。
(7) 地域における子育て支援の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域全体でこどもたちを支え合う環境づくり、世代を超えた交流を通じて、こどもたちが豊かな人間関係を築ける機会の充実を図ります。また、地域の子育て支援団体やボランティアと連携し、幅広い世代が参加できる交流活動を促進し、情報提供を推進します。
(8) 地域環境を活かした多様な活動の推進
<ul style="list-style-type: none"> ● こどもたちが自然と触れ合いながら健やかに育つ機会を増やし、自然の大切さを学ぶことができる環境整備に取り組みます。また、地域の自然資源を活用した子育てプログラムやイベントを実施し、次世代に豊かな自然環境を継承するための意識啓発を促進します。

進捗確認指標

指 標	現 状	方向性	担当課
「地域のつながりや支え合いを大切にしている」と思う市民の割合	76.1% (R6)	↑	福祉総務課 関係各課
「こどもと保護者が心身ともに健やかに育ち過ごすことができる」と思う市民の割合	88.0% (R6)	↑	子育て支援課 関係各課
子育て支援に関する情報発信、子育てアプリの登録者数	2,646 件 (R5)	↑	

関連する主な政策担当課

子育て支援課、人権と暮らしの相談課、こども家庭室、青少年育成課、こども園課、学務保健課、給食センター、福祉総務課、生活福祉課、児童発達支援センター、社会教育課、地域振興課、環境衛生課

第6章 法定事業の目標値等

1 基本的な考え方

1) 量の見込みの算出方法について

国の「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、児童数の推計と就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果をもとに実績値を踏まえて算出しました。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、年度ごとに確保方策及び実施時期を設定しています。

2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

■区域設定の考え方

- 保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定
- 区域内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区のこども数と教育・保育施設数及び定員等のバランス等を考慮し、中学校区及び義務教育学校区を基本単位に区域を設定

上記の考え方を踏まえ、交野市では教育・保育提供区域を、「交野みらい学園校区（旧一中）・二中校区」と「三・四中校区」の2区域に設定します。また、市全体を1区域として推進することが適切な事業については、市全体を提供区域として設定します（下表参照）。

■教育・保育の区域設定

施設・事業		区域
教育・保育施設	・ 保育所（園） ・ 幼稚園 ・ 認定こども園	2区域 (交野みらい学園 ・ 二中校区) (三・四中校区)
地域型保育事業	・ 小規模保育事業 ・ 家庭的保育事業 ・ 居宅訪問型保育事業 ・ 事業所内保育事業	

■地域子ども・子育て支援事業の区域設定

事業	区域
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 	<p>2区域</p> <p>(交野みらい学園 ・二中校区) (三・四中校区)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査事業 ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ・養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童会） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ・（新）子育て世帯訪問支援事業 ・（新）児童育成支援拠点事業 ・（新）親子関係形成支援事業 ・（新）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度事業） ・（新）産後ケア事業 	<p>1区域</p> <p>(市全体)</p>

※令和7年4月1日から「第一中学校区」は「交野みらい学園校区」に名称が変更になります。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1) 1号認定（教育認定子ども）＜3～5歳＞

■事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（幼稚園、認定こども園）

※一部 保育の必要性はあるが、教育ニーズが高い認定区分も含む。

■確保方策

現在、市内2か所の市立認定こども園と12か所の私立認定こども園、2か所の私立幼稚園があり、既存施設において量の見込みに対する供給量を確保します。

2) 2号認定（保育認定子ども）＜3～5歳＞

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所）

■確保方策

市内2か所の市立認定こども園と14か所の私立認定こども園及び保育所で実施します。今後、一定の需要を見込んでいることから、幼稚園の認定こども園への移行等により供給量の確保を予定しています。

3) 3号認定（保育認定子ども）＜0～2歳＞

■事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所、地域型保育事業）

■確保方策

市内2か所の市立認定こども園と19か所の私立認定こども園、保育所及び地域型保育事業等で実施します。今後、一定の需要を見込んでいることから既存施設において量の見込みに対する供給量の確保を予定しています。

■量の見込みと確保方策

（単位：人）

年度	区域	量の見込み及び確保方策		1号	2号		3号		
					教育の 利用希望	保育の 利用希望	0歳	1歳	2歳
令和7年	全市	量の見込み		845		1,101	97	338	347
		確保方策	特定教育・保育施設	921	-	1,134	130	229	284
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	24	56	67
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	17	19
	計	921	-	1,134	154	302	370		
	二み 中ら 校い 区・	量の見込み		346		504	47	161	177
		確保方策	特定教育・保育施設	442	-	514	68	105	142
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	21	26
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	7	8
	計	442	-	514	74	133	176		
中三 校・ 区四	量の見込み		499		597	50	177	170	
	確保方策	特定教育・保育施設	479	-	620	62	124	142	
		新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-	
		特定地域型保育事業等	-	-	-	18	35	41	
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	10	11	
計	479	-	620	80	169	194			
令和8年	全市	量の見込み		813		1,064	95	313	365
		確保方策	特定教育・保育施設	921	-	1,134	130	229	284
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	24	56	67
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	17	19
	計	921	-	1,134	154	302	370		
	二み 中ら 校い 区・	量の見込み		351		511	47	150	178
		確保方策	特定教育・保育施設	442	-	514	68	105	142
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	21	26
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	7	8
	計	442	-	514	74	133	176		
中三 校・ 区四	量の見込み		462		553	48	163	187	
	確保方策	特定教育・保育施設	479	-	620	62	124	142	
		新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-	
		特定地域型保育事業等	-	-	-	18	35	41	
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	10	11	
計	479	-	620	80	169	194			

年度	区域	量の見込み及び確保方策		1号	2号		3号		
					教育の 利用希望	保育の 利用希望	0歳	1歳	2歳
令和9年	全市	量の見込み		833		1,089	96	314	348
		確保 方策	特定教育・保育施設	931	-	1,134	130	229	284
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	24	56	67
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	17	19
	計	931	-	1,134	154	302	370		
	二 中 ら 校 い 区	量の見込み		356		518	47	149	166
		確保 方策	特定教育・保育施設	442	-	514	68	105	142
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	21	26
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	7	8
	計	442	-	514	74	133	176		
中 三 校 ・ 区 四	量の見込み		477		571	49	165	182	
	確保 方策	特定教育・保育施設	489	-	620	62	124	142	
		新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-	
		特定地域型保育事業等	-	-	-	18	35	41	
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	10	11	
計	489	-	620	80	169	194			
令和10年	全市	量の見込み		795		1,043	94	312	341
		確保 方策	特定教育・保育施設	938	-	1,123	124	229	284
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	24	56	67
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	17	19
	計	938	-	1,123	148	302	370		
	二 中 ら 校 い 区	量の見込み		354		516	47	149	165
		確保 方策	特定教育・保育施設	442	-	504	68	105	142
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	21	26
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	7	8
	計	442	-	504	74	133	176		
中 三 校 ・ 区 四	量の見込み		441		527	47	163	176	
	確保 方策	特定教育・保育施設	496	-	619	56	124	142	
		新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-	
		特定地域型保育事業等	-	-	-	18	35	41	
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	10	11	
計	496	-	619	74	169	194			
令和11年	全市	量の見込み		799		1,048	95	307	343
		確保 方策	特定教育・保育施設	938	-	1,123	124	229	284
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	24	56	67
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	17	19
	計	938	-	1,123	148	302	370		
	二 中 ら 校 い 区	量の見込み		346		504	47	149	165
		確保 方策	特定教育・保育施設	442	-	504	68	105	142
			新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-
			特定地域型保育事業等	-	-	-	6	21	26
			企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	7	8
	計	442	-	504	74	133	176		
中 三 校 ・ 区 四	量の見込み		453		544	48	158	178	
	確保 方策	特定教育・保育施設	496	-	619	56	124	142	
		新制度に移行しない幼稚園	-	-	-	-	-	-	
		特定地域型保育事業等	-	-	-	18	35	41	
		企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	10	11	
計	496	-	619	74	169	194			

特定教育・保育施設：施設型給付を受ける認定こども園、保育所、幼稚園。

特定地域型保育事業等：地域型保育給付を受ける小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育。

企業主導型保育施設：従業員に柔軟な保育サービスを提供する認可外保育施設。記載の確保方策（定員数）のうち、地域のこどもも受け入れることができる地域枠が設けられている。

<参考:第2期事業計画の実績>

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	計画値	量の見込み	1,193	1,184	1,194	932	878
		確保の内容	1,594	1,529	1,380	1,492	1,248
	実績値	申込児童数	1,077	1,011	981	904	819
		利用定員数	1,594	1,527	1,527	1,492	1,127
2号認定	計画値	量の見込み	845	871	914	969	989
		確保の内容	822	921	981	965	1,034
	実績値	申込児童数	907	914	957	1,014	1,075
		利用定員数	822	911	911	965	1,031
	待機児童		1	0	0	0	0
3号認定 (0歳)	計画値	量の見込み	98	97	99	117	119
		確保の内容	146	153	153	162	162
	実績値	申込児童数	92	74	110	94	93
		利用定員数	146	153	153	162	162
	待機児童		0	0	0	0	0
3号認定 (1・2歳)	計画値	量の見込み	543	544	542	622	638
		確保の内容	525	586	586	621	649
	実績値	申込児童数	636	587	595	693	729
		利用定員数	525	563	589	621	642
	待機児童		17	0	0	0	0

(各年4月1日時点)

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1) 利用者支援事業

■事業内容

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連携、連絡調整、協働の体制づくり等を行う事業です。

<今後の取り組み>

妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、引き続き切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点として、主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じてサポートプランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整等を一体的に進めていきます。また、子育て世帯の不安解消や状況把握を行う「地域子育て相談機関」を2区域に設定し事業開始にむけ、相談支援体制の充実に取り組みます。

■量の見込みと確保方策

(箇所数)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	計画値	①量の見込み	1	1	1	1	1
		②確保方策	1	1	1	1	1
	差(②-①)		0	0	0	0	0
こども家庭センター型	計画値	①量の見込み	1	1	1	1	1
		②確保方策	1	1	1	1	1
	差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保の内容	2	2	2	2	2
実績値		2	2	2	2	2

※母子保健型は、令和6年度からこども家庭センター型へ移行しています。



2) 地域子育て支援拠点事業

■事業内容

就学前の児童及びその保護者が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談、情報提供、助言等の支援を行う事業です。

<今後の取り組み>

子育て家庭にとって、身近な場所で気軽にいつでも自由に集える場を提供するため、地域子ども・子育て支援事業区域を2区域で設定しています。親子の絆づくり、親の子育て力の強化等の取り組みとともに、地域の子育て支援団体、子育てサロン等との連携を強化し、子育て家庭と地域をつなぐ子育て支援拠点として、既存の4拠点を充実します。

また、子育て家庭の孤立を防ぐため、妊娠期から子育て支援情報の提供を行い、乳幼児健診においては、積極的に地域子育て支援拠点の周知を行います。

■量の見込みと確保方策

(延べ組数)

区域		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
全市	計画値	①量の見込み	14,805	14,553	14,355	14,112	14,076
		②確保方策	16,200	16,200	16,200	16,200	16,200
	差(②-①)	1,395	1,647	1,845	2,088	2,124	
二み 中ら 校い 区・	計画値	①量の見込み	7,227	7,047	6,867	6,840	6,804
		②確保方策	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300
	差(②-①)	2,073	2,253	2,433	2,460	2,496	
中三 校・ 区四	計画値	①量の見込み	7,578	7,506	7,488	7,272	7,272
		②確保方策	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900
	差(②-①)	-678	-606	-588	-372	-372	

- ★交野市立地域子育て支援センター (交野みらい学園校区) ★ぼらりすひろば (第二中学校区)
 ★星田地域子育て支援センター (第三中学校区) ★つどいの広場 (第四中学校区)

<参考:第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	14,694	14,273	13,970	13,819	13,592
	確保の内容	16,152	16,152	16,152	16,152	16,152
実績値		6,489	5,971	7,901	11,625	—

3) 妊婦健康診査事業

■事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施している事業です。

<今後の取り組み>

妊娠期からの切れ目のない支援体制を関係機関と連携し構築します。また、妊娠期からの児童虐待防止対策として、支援の必要な妊婦や産後うつへの対応を強化します。併せて、支援を必要とする妊婦の早期対応を行います。

■量の見込みと確保方策

(延べ回数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	6,025	5,919	5,754	5,825	5,637
	②確保方策	6,025	5,919	5,754	5,825	5,637
差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
	確保の内容	6,515	6,390	6,402	6,315	6,215
実績値		6,224	5,900	5,872	5,558	—

4) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

■事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関するさまざまな悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握や助言を行う事業です。

<今後の取り組み>

支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付けるため、医療機関等、関係機関との連携を図り、着実に事業を実施していきます。

■量の見込みと確保方策

(実件数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	495	481	487	471	473
	②確保方策	495	481	487	471	473
差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	521	511	512	505	497
	確保の内容	521	511	512	505	497
実績値		478	492	501	494	—

5) 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

■事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、交野市要保護児童対策地域協議会内での情報交換と支援内容の協議、専門性向上のための研修や市民への啓発の取り組み等を行い、地域全体で児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応を行う事業です。

<今後の取り組み>

こどもの安全や健やかな成長が脅かされる児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、養育支援を必要とする家庭に訪問支援を行い、子どもを守る地域ネットワークとして「交野市要保護児童対策地域協議会」の適切な運用に努めるとともに、保健・教育・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。

■量の見込みと確保方策

(実人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	4	4	4	4	4
	②確保方策	4	4	4	4	4
差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保の内容	5	5	5	5	5
実績値		5	3	2	4	—

6) 子育て短期支援事業

■事業内容

病気・出産・看護・冠婚葬祭・出張等で、保護者が夜間も留守になる場合や、育児疲れ等、一時的にこどもの養育ができないときに、指定した事業実施施設で一定期間、こどもの預かりを行う事業です。

<今後の取り組み>

利用者の意向を踏まえたうえで実施するとともに、事業の周知・利用促進を図ります。

■量の見込みと確保方策

(延べ日数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	35	34	35	33	33
	②確保方策	35	34	35	33	33
差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	55	54	54	52	52
	確保の内容	55	54	54	52	52
実績値		11	32	0	0	—



7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

■事業内容

地域で子育ての支援をするために、子育てを援助してほしい人(依頼会員)と子育てを援助したい人（提供会員）又はその両方を行いたい人（両方会員）の相互援助活動事業です。

<今後の取り組み>

安定して提供会員数を維持するため、子育て関連イベント等での周知、広報活動に力を入れて取り組むとともに、より安心・安全な援助活動を行っていくために、提供会員向けの研修を充実させていきます。

■量の見込みと確保方策

(延べ人数)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
就学前	計画値	①量の見込み	463	463	463	463	463
		②確保方策	463	463	463	463	463
	差(②-①)		0	0	0	0	0
小学生	計画値	①量の見込み	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
		②確保方策	1,121	1,121	1,121	1,121	1,121
	差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前	計画値	量の見込み	763	750	746	734	716
		確保の内容	763	750	746	734	716
	実績値		257	728	563	302	—
小学生	計画値	量の見込み	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
		確保の内容	1,267	1,280	1,295	1,292	1,313
	実績値		1,381	1,567	878	657	—

8) 一時預かり事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化に伴う短時間及び継続的な保育や、保護者の疾病・通院等による緊急時の一時的な保育、保護者のリフレッシュ及び冠婚葬祭等による保育需要に対応するための事業です。

<今後の取り組み>

現在において、幼稚園及び認定こども園での預かり保育は希望者に対して十分に行き渡っており、今後も既存の施設による実施により確保します。

その他の一時預かりについては、既存の認定こども園等での一時預かり等、さまざまな保育需要に対応可能な一時預かり事業を検討していきます。

■量の見込みと確保方策

(延べ人数)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 による定 期的利用	計画値	①量の見込み	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290
		②確保方策	13,290	13,290	13,290	13,290	13,290
	差(②-①)		0	0	0	0	0
2号認定 による定 期的利用	計画値	①量の見込み	9,193	9,193	9,193	9,193	9,193
		②確保方策	9,193	9,193	9,193	9,193	9,193
	差(②-①)		0	0	0	0	0
その他 の一時 預かり	計画値	①量の見込み	1,944	1,864	1,875	1,797	1,800
		②確保方策	2,718	3,388	3,388	3,388	3,388
	差(②-①)		1,444	1,524	1,513	1,591	1,588

<参考:第2期事業計画の実績>

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 による定 期的利用	計画値	量の見込み	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
		確保の内容	9,109	9,041	9,120	8,940	8,642
実績値			5,337	4,786	7,608	7,055	—
2号認定 による定 期的利用	計画値	量の見込み	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
		確保の内容	3,423	3,399	3,423	3,345	3,253
実績値			2,448	1,687	2,140	4,880	—
その他 の一時 預かり	計画値	量の見込み	6,292	6,183	6,153	6,055	5,898
		確保の内容	6,164	6,164	6,164	6,164	6,164
実績値			1,051	1,063	1,580	1,867	—

9) 延長保育事業

■事業内容

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、認定こども園等の開所時間（11時間）の前後各30分以上において時間を延長して保育を実施している事業です。子ども・子育て支援制度において、保育時間は標準時間認定（11時間）と短時間認定（8時間）の2区分とされ、保育時間を超えた保育については延長保育として取り扱うことが国から示されています。

<今後の取り組み>

現在、多くの認定こども園等で、7時～19時までの延長保育事業を実施し、一部の園においては、19時30分までの延長保育事業を実施しています。引き続きニーズに応じて延長保育が的確に提供できる体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

(実人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	498	486	489	470	471
	②確保方策	498	486	489	470	471
差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	608	597	595	584	569
	確保の内容	608	597	595	584	569
実績値		443	462	505	502	—

10) 病児保育事業

■事業内容

病児対応型：病気の症状安定期や病気回復期にあり集団保育等が困難で、かつ保護者が就労等により児童を家庭で保育することができない期間に一時的に保育・看護を行う事業です。

体調不良児対応型：登園後に体調不良となった園児に対して、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が保健的な対応を行う事業です。

<今後の取り組み>

今後も保護者の多様なニーズに対応するため、受け皿の確保を含め充実を図ります。

■量の見込みと確保方策

(延べ人数)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病児対応型	計画値	①量の見込み	1,233	1,203	1,211	1,165	1,166
		②確保方策	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	差(②-①)		927	957	949	995	994
体調不良児対応型	計画値	①量の見込み	1,575	1,575	1,575	1,575	1,575
		②確保方策	1,575	1,575	1,575	1,575	1,575
	差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児対応型	計画値	量の見込み	434	426	424	417	407
		確保の内容	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
	実績値		13	53	0	82	—
体調不良児対応型	計画値	量の見込み	—	138	140	350	350
		確保の内容	—	138	140	350	350
	実績値		—	138	287	1,198	—

11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

■事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童（1～6年生）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とした事業です。

<今後の取り組み>

「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、安全確保及びより良い環境の整備を促進します。

市内小学校すべてにおいて実施している放課後子ども教室（フリースペース）と校内交流型として、引き続き連携を強化します。

■量の見込みと確保方策

（実人数）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	1年生	349	318	314	333	298
	2年生	299	273	269	285	256
	3年生	236	216	213	226	202
	4年生	143	130	128	136	122
	5年生	68	62	61	65	58
	6年生	29	27	26	28	25
	①合計	1,124	1,026	1,011	1,073	961
	②確保方策	1,280	1,280	1,280	1,280	1,280
差（②－①）		156	254	269	207	319

<参考：第2期事業計画の実績>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	928	957	981	1,011	972
	確保の内容	970	970	1,000	1,030	1,030
実績値		901	913	972	1,020	1,040

（各年5月1日時点）

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業内容

保護者の世帯の所得状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成し、市が定める基準に該当した場合に保護者の負担軽減を図るために助成を行う事業です。

<今後の取り組み>

対象者に対し、継続して事業を実施します。

■量の見込みと確保方策

(実人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	8	8	8	8	8
	②確保方策	8	8	8	8	8
差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	11	8	4	10	—

13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進めるうえで、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

<今後の取り組み>

対象施設（社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園）において支援が必要なこどもに対して支援を行える体制を整えることができるよう補助を実施します。

■量の見込みと確保方策

(実人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保方策	2	2	2	2	2
差(②-①)		0	0	0	0	0

<参考:第2期事業計画の実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	3	1	2	1	—

14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

■事業内容

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■量の見込みと確保方策

(延べ人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画値	①量の見込み	4	4	4	4	4
	②確保方策	4	4	4	4	4
差(②-①)		0	0	0	0	0

※令和6年10月より事業を開始しています。

15) 児童育成支援拠点事業【新規】

■事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策

令和8年度以降の事業化に向けて、ニーズや課題を分析し、具体的な支援内容や実施体制を検討していきます。

16) 親子関係形成支援事業【新規】

■事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有できる場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

■量の見込みと確保方策

現状では個別支援で対応している。今後事業化に向けて、ニーズや課題を分析し、具体的な支援内容や実施体制を検討していきます。

17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

■事業内容

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的に、保護者の就労に関係なく認定こども園等に通っていない満3歳未満のこどもを対象とし、月一定時間、保育が利用可能枠の中で利用できる事業です。

■量の見込みと確保方策

令和8年度以降の事業化に向けて、ニーズや課題を分析し、具体的な支援内容や実施体制を検討していきます。

18) 産後ケア事業【新規】

■事業内容

出産後の心身ともに不安定な時期に、母子の心身のケアや育児のサポートを行う事業です。

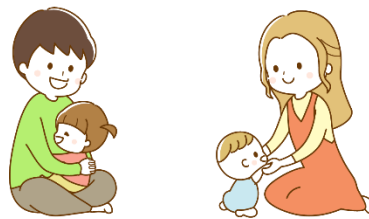
医療機関または助産院に宿泊し、助産師等の専門スタッフからサポートを受ける「ショートステイ型」、医療機関または助産院に日中滞在し、サポートを受ける「デイサービス型」、利用者の自宅に訪問し、サポートを受ける「アウトリーチ型」があります。

■量の見込みと確保方策

(延べ回数)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
宿泊型	計画値	①量の見込み	106	103	101	102	99
		②確保方策	106	103	101	102	99
	差(②-①)		0	0	0	0	0
通所型	計画値	①量の見込み	26	25	25	25	24
		②確保方策	26	25	25	25	24
	差(②-①)		0	0	0	0	0
訪問型	計画値	①量の見込み	45	44	42	43	42
		②確保方策	45	44	42	43	42
	差(②-①)		0	0	0	0	0

※令和元年度より事業を開始しています。



第7章 計画の推進



1 推進体制の充実

1) 庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、母子保健の担当課、教育委員会、都市計画や公園整備の担当課等、広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

3) 国・府との連携

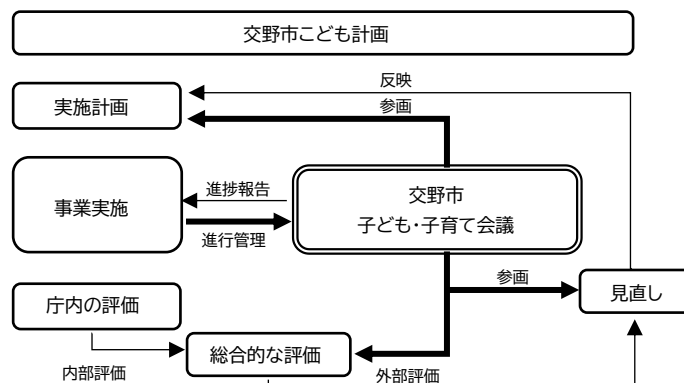
地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・府に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の点検・評価に向けて

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「交野市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。

庁内においては、各施策・事業の進捗状況を把握し、報告します。

■計画の点検・評価体制



資料編（アンケート調査結果等）

【アンケート調査結果を読むにあたっての注意点】

- ・ 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までを表記します。このため、すべての割合の合計が100%にならないことがあります。また、複数回答（複数を選択）の設問では、すべての割合の合計が100%を超えることがあります。
- ・ 図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表しています。「0.0」は四捨五入の結果または回答者が皆無であることを表しています。
- ・ クロス集計グラフでは、見やすさを優先し「0.0%」や1%未満の数値表示を省略しているものがあります。
- ・ グラフに付されている「n」は「Number of case」の略で、構成比算出の母数（回答者数）を示しています。
- ・ 図表の記載にあたり、調査票の質問文、選択肢等の文言を一部簡略化している場合があります。

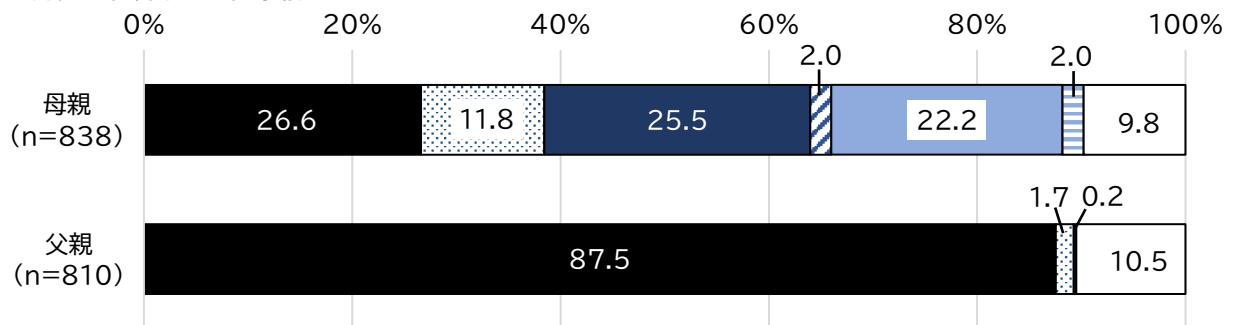
1 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

1) 保護者の就労状況について

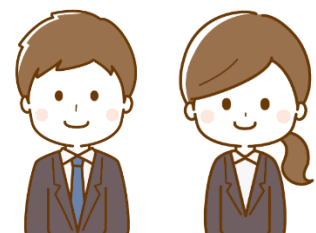
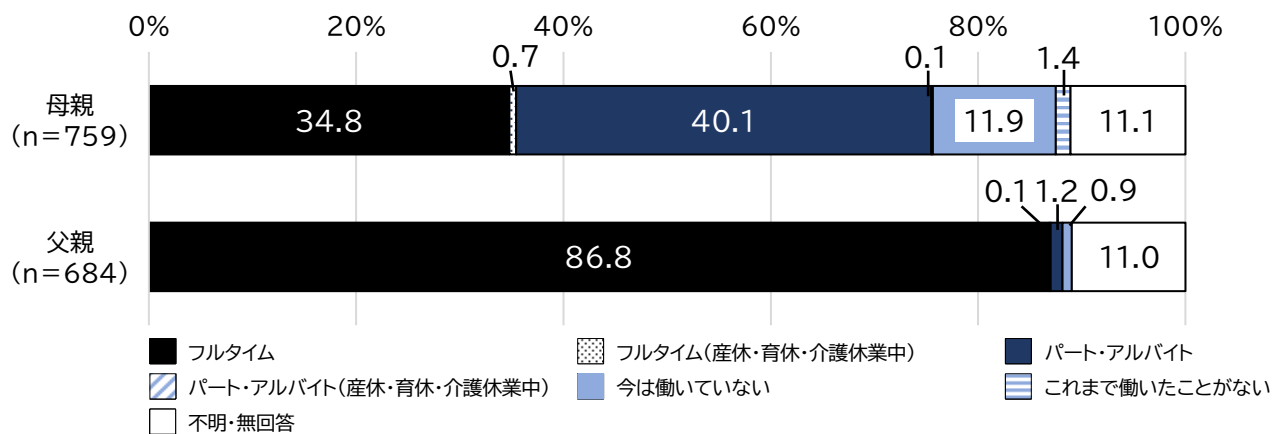
○現在の就労状況について、父親は90%近くがフルタイムで働いています。母親は就労していない人が、就学前で22.2%でしたが、小学生では11.9%まで減っています。また、就労形態は、パート・アルバイトの割合が小学生保護者で高くなっています。

○1年以内の就労を希望している母親は就学前保護者・小学生保護者ともに約35%となっています。

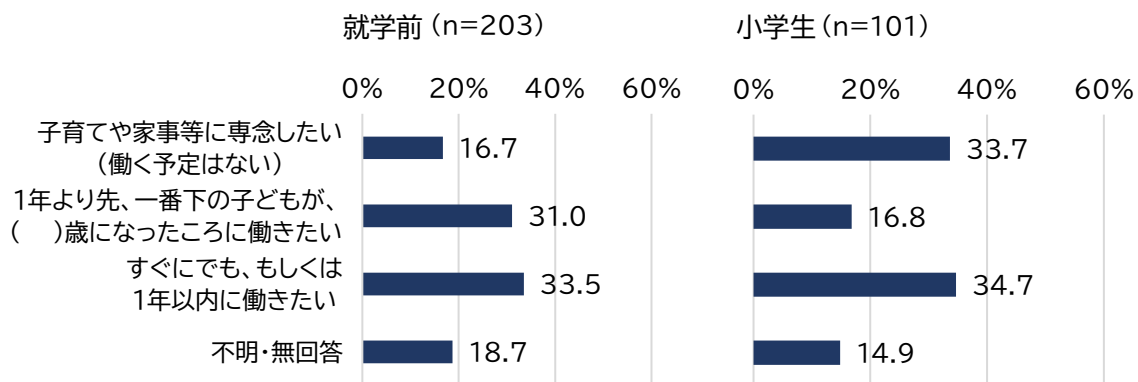
■現在の就労状況(就学前)



■現在の就労状況(小学生)



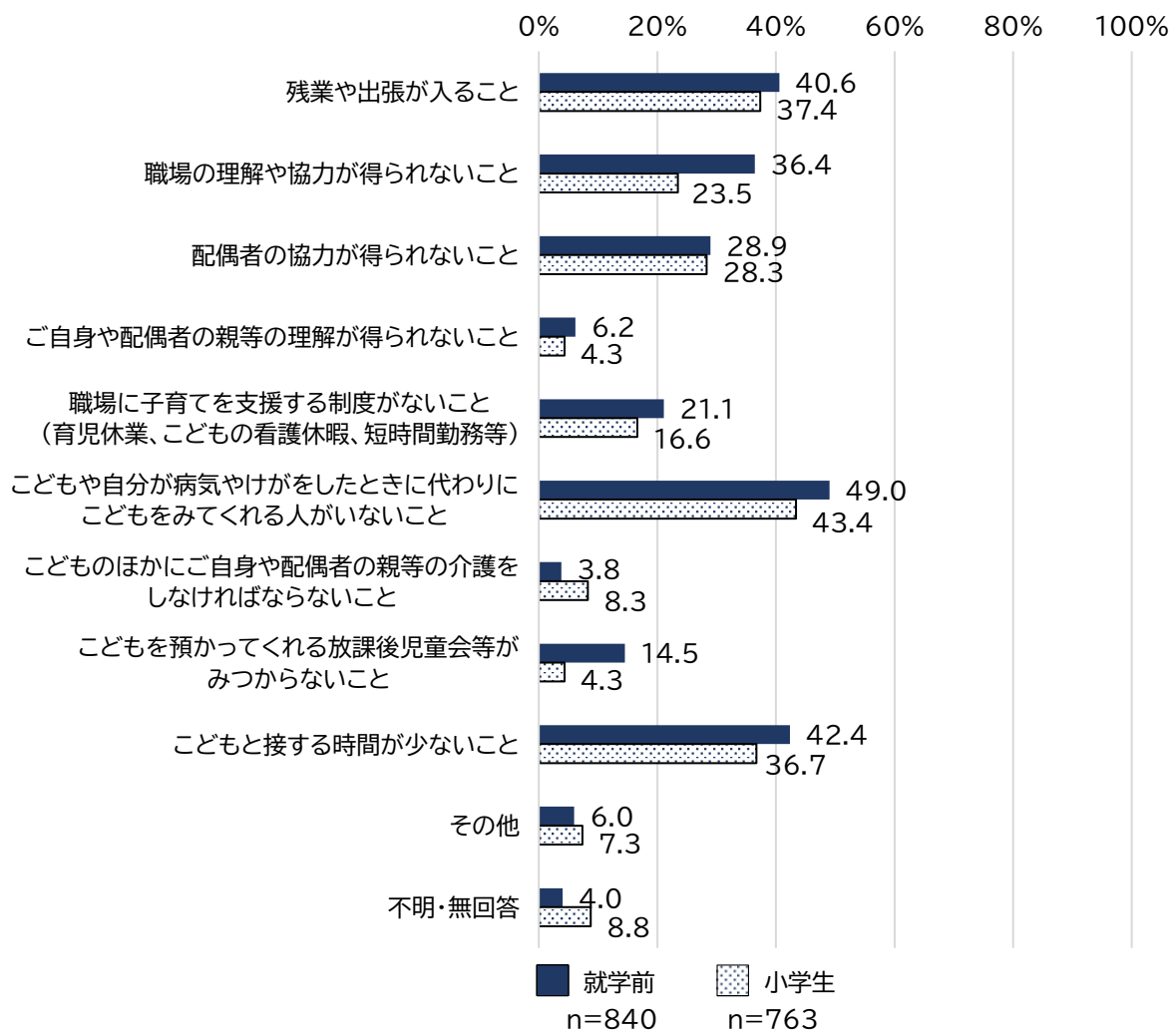
■今後の就労希望状況(母親のみ)



2) 仕事と子育ての両立について

○仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うことについて、就学前、小学生とも「こどもや自分が病気やけがをしたときに代わりにこどもをみてる人がいないこと」が最も高く、次いで「こどもと接する時間が少ないこと」、「残業や出張が入ること」が高くなっています。

■仕事と子育てを両立させるうえで課題と思うこと

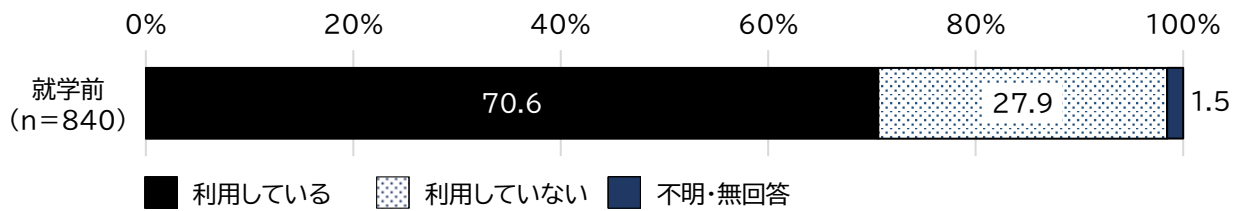


3) 定期的な教育・保育施設等の利用について

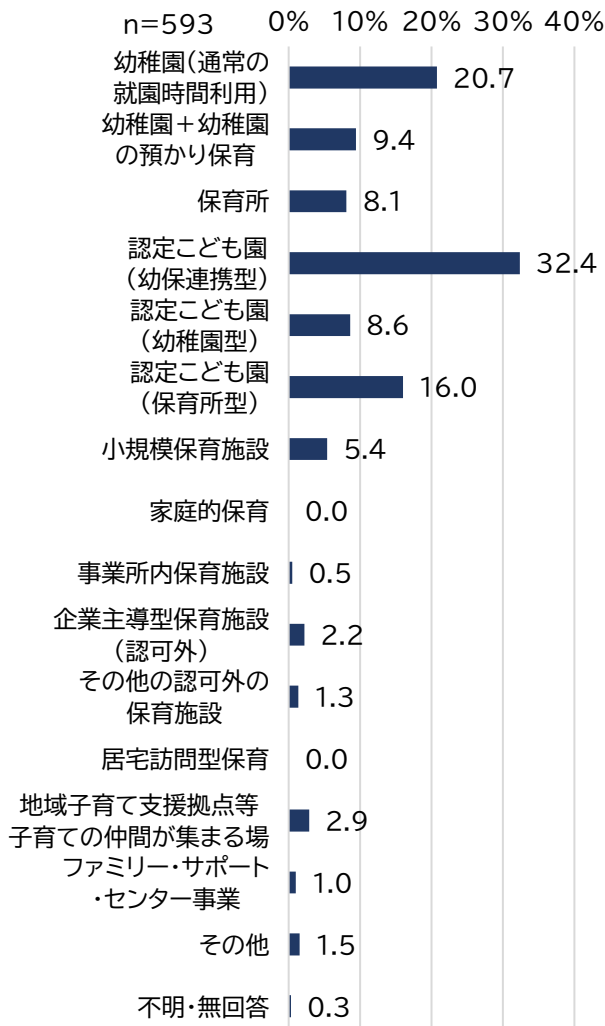
○幼稚園や認定こども園等を定期的に利用している人は70.6%、利用している施設やサービスは、市内の施設状況もあり「認定こども園（幼保連携型）」、「幼稚園」、「認定こども園（保育所型）」が高くなっています。

○定期的に利用したい施設やサービスは、「認定こども園」が51.4%となっており、「幼稚園（通常の就園時間利用）」、「幼稚園+幼稚園の預かり保育」、「保育所」はともに30%以上となっています。

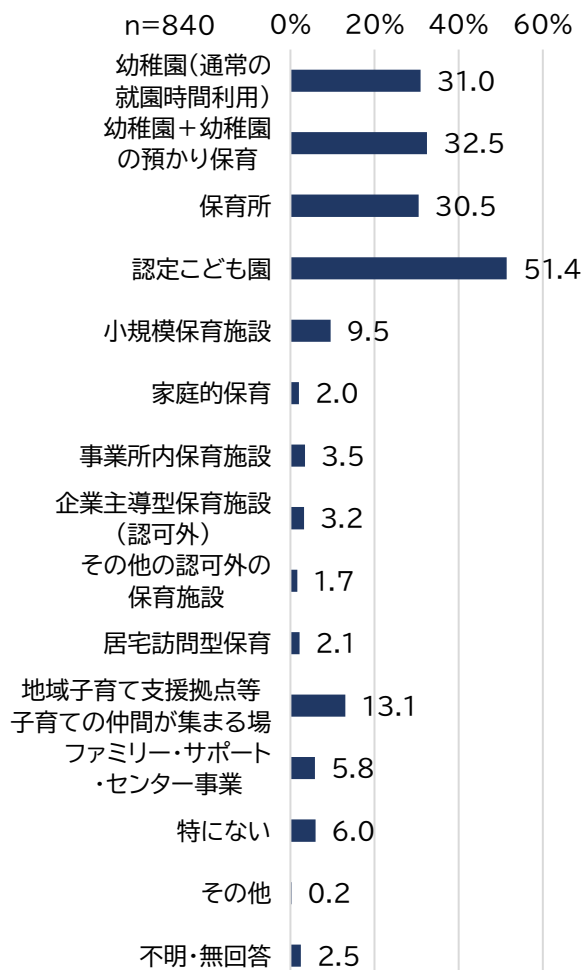
■定期的な幼稚園や保育所等の利用



■利用している施設やサービス(就学前)



■定期的に利用したい施設やサービス(就学前)



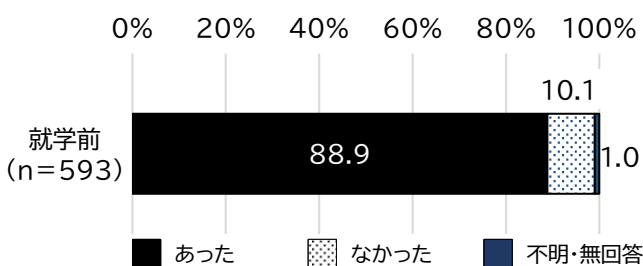
4) 病児保育や不定期の事業について

○病気やけがで、幼稚園や認定こども園等の施設やサービスを利用できなかったことは、88.9%が「あった」と回答しています。

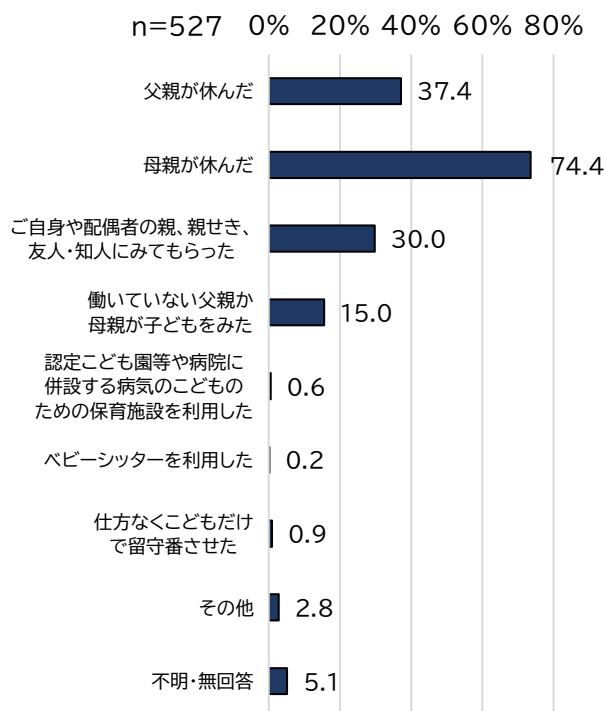
○1年間の対処方法は「母親が休んだ」が最も高くなっています。

○お子さんが病気やけがの際の理想的な対応は、優先順位1位は「仕事を休むなりして親が対応する」、優先順位2位で「祖父母等の親せきに預けて対応する」が最も高くなっています。

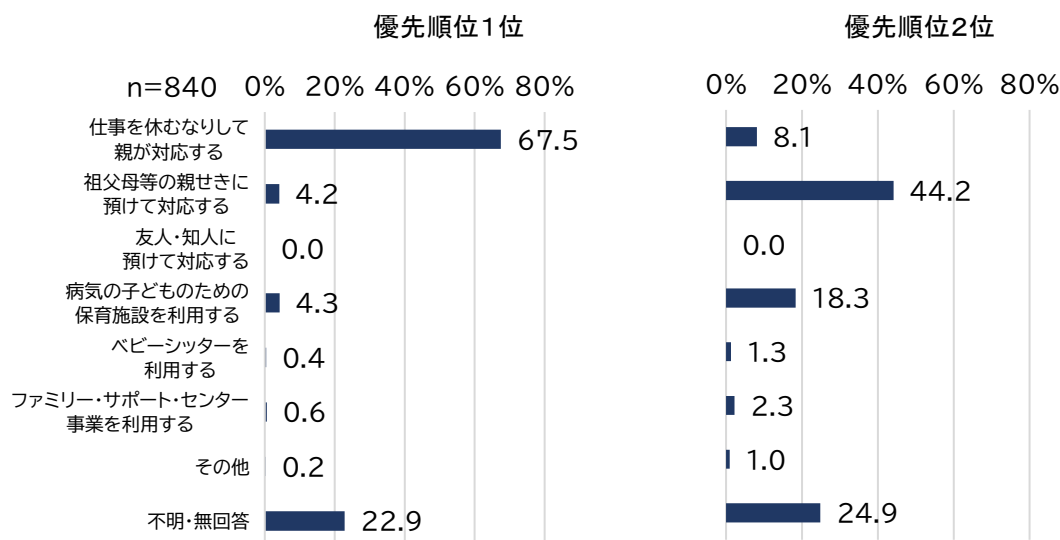
■ 病気やけがで、幼稚園や認定こども園等の施設やサービスを利用できなかったこと



■ 病気等の際の1年間の対処方法(就学前)

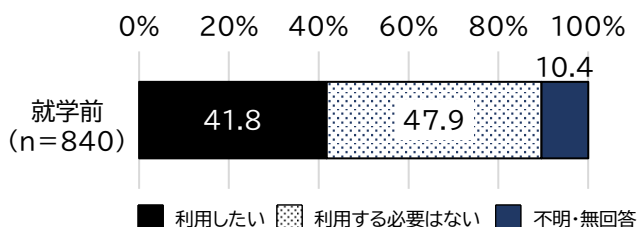


■ お子さんが病気やけがの際の理想的な対応(就学前)

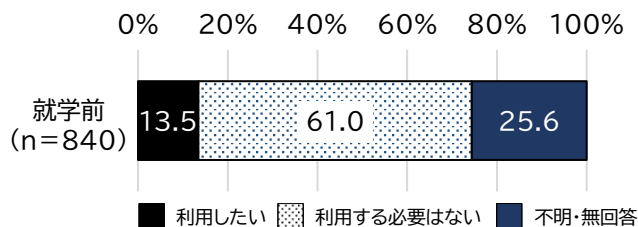


- 不定期な就労や通院等を理由として、認定こども園等で実施されている「一時預かり」を利用したいと思うかについて、41.8%が利用したいと回答しています。
- 短期入所生活援助事業（ショートステイ）について、13.5%が利用したいと回答しています。

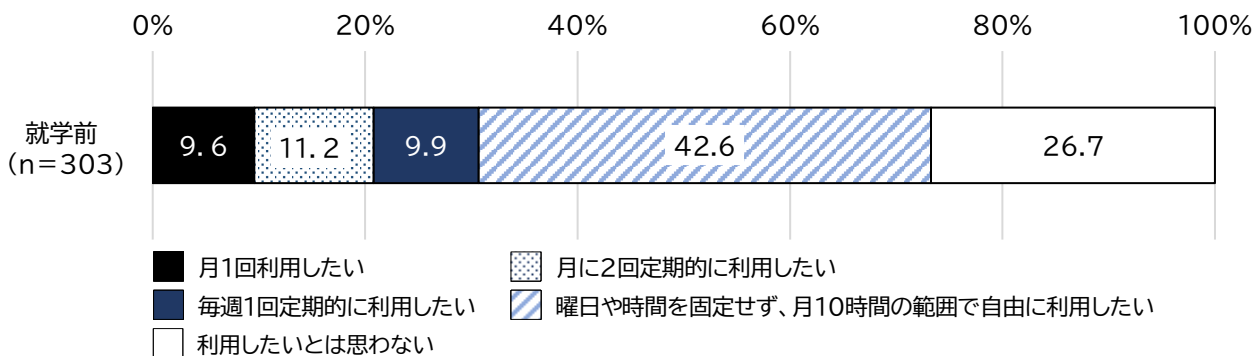
■「一時預かり」の利用意向



■「ショートステイ」の利用意向



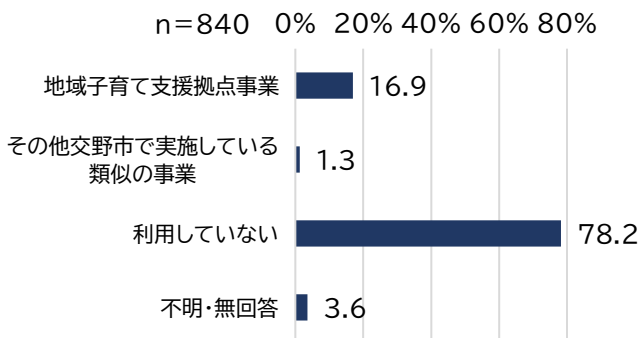
■「乳児等通園支援事業」(こども誰でも通園制度)の利用意向(0~2歳で幼稚園・認定こども園等を定期的に利用していない方)



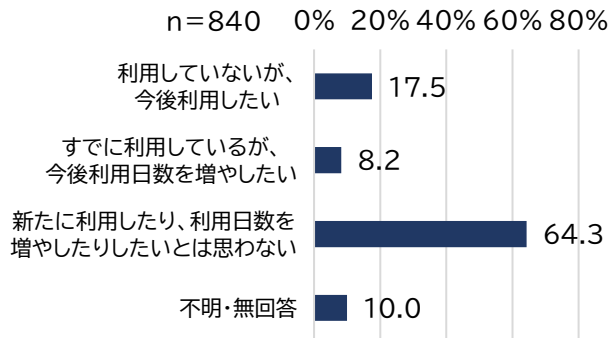
5) 地域子育て支援拠点事業について

- 地域子育て支援拠点を利用している人は16.9%、今後利用したい、または今後利用日数を増やしたい人は25.7%となっています。

■地域子育て支援拠点の利用状況(就学前)



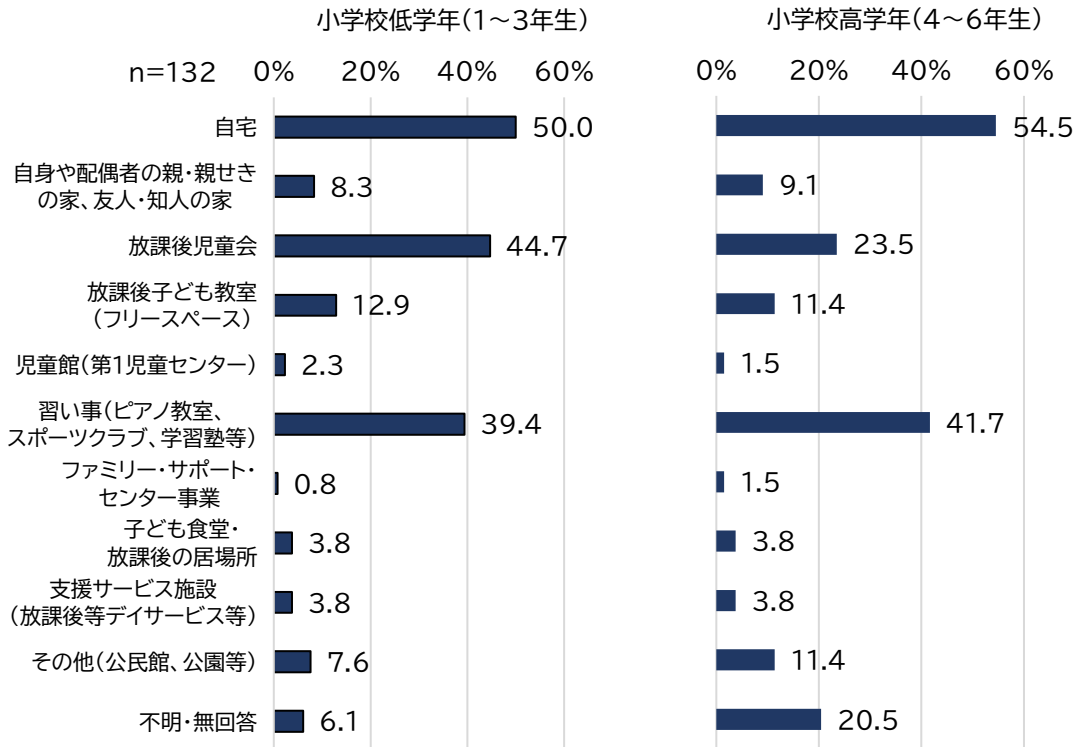
■地域子育て支援拠点の利用意向(就学前)



6) 放課後の過ごし方について

○放課後過ごさせたい場所について、低学年・高学年ともに「自宅」が最も高くなっています。低学年では「放課後児童会」が44.7%になる一方で、高学年になると23.5%になっています。

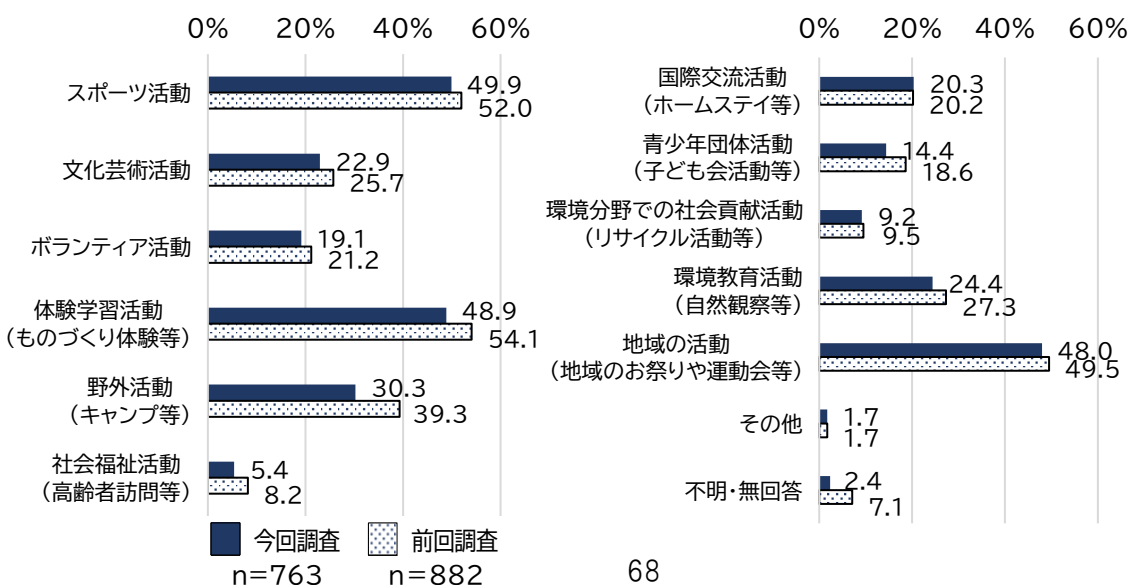
■放課後に過ごさせたい場所(就学前)



7) 地域の子育て環境について

○お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動について、「スポーツ活動」が最も高く、次いで「体験学習活動(ものづくり体験等)」「地域の活動(地域のお祭りや運動会等)」となっています。

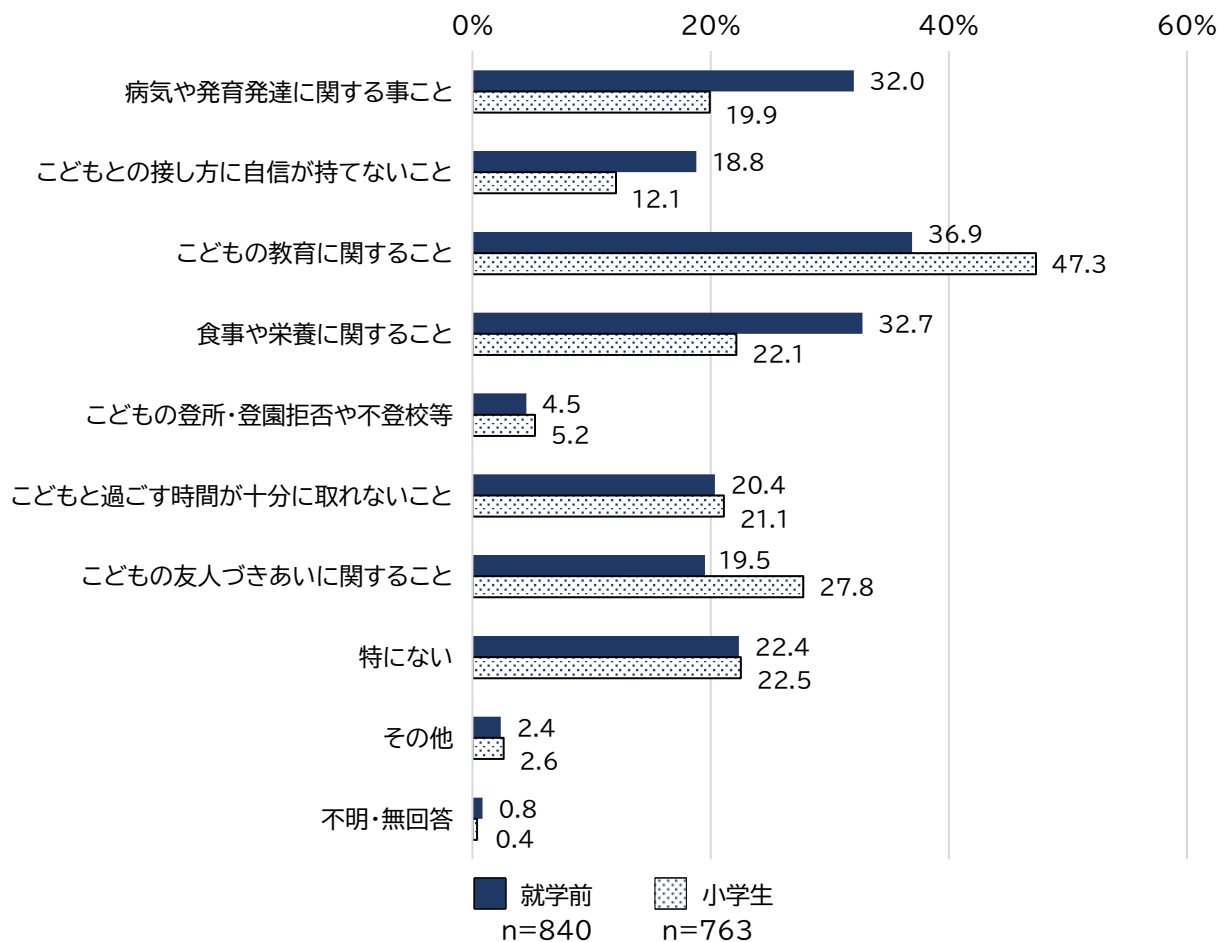
■お子さんが参加したい、または保護者として参加させたいと思う地域における活動(小学生)



8) 子育てに対する意識について

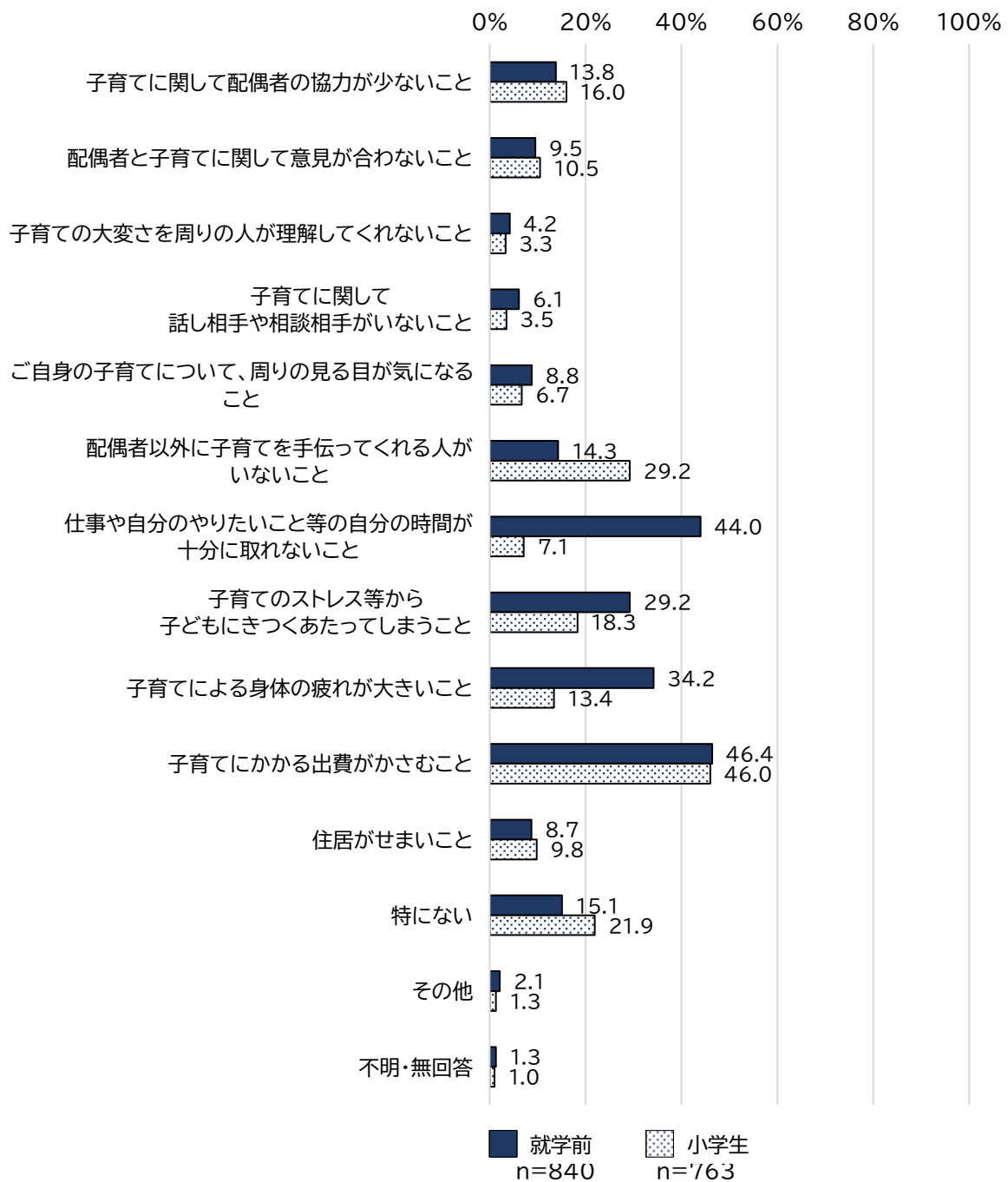
○「こどもに関して悩んでいること」は就学前、小学生ともに「こどもの教育に関すること」が最も高くなっており、次いで就学前は「食事や栄養に関すること」、小学生は「こどもの友人づきあいに関すること」が高くなっています。

■こどもに関して悩んでいること



○「ご自身や家庭に関して悩んでいること」は就学前、小学生ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」が最も高くなっており、次いで就学前は「仕事や自分のやりたいこと等の自分の時間が十分に取れないこと」、小学生は「配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと」が高くなっています。

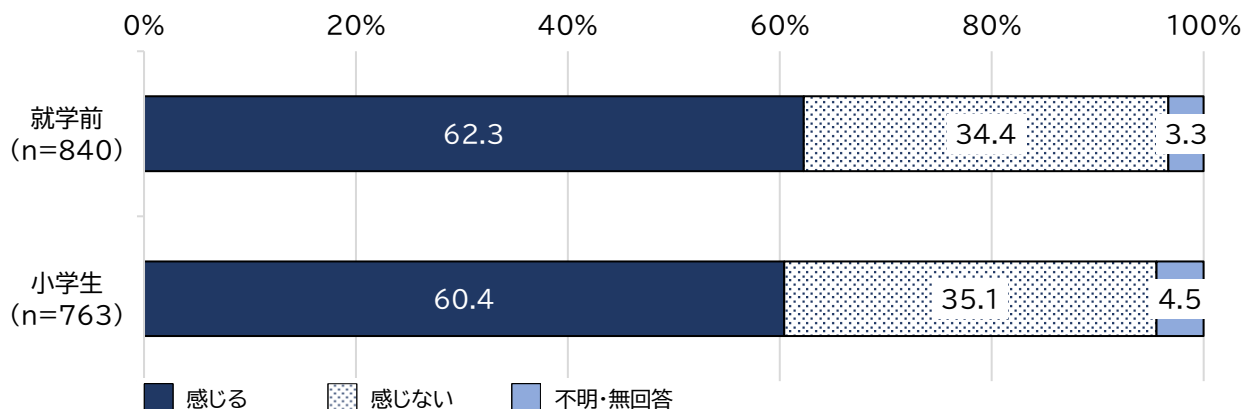
■ご自身や家庭に関して悩んでいること



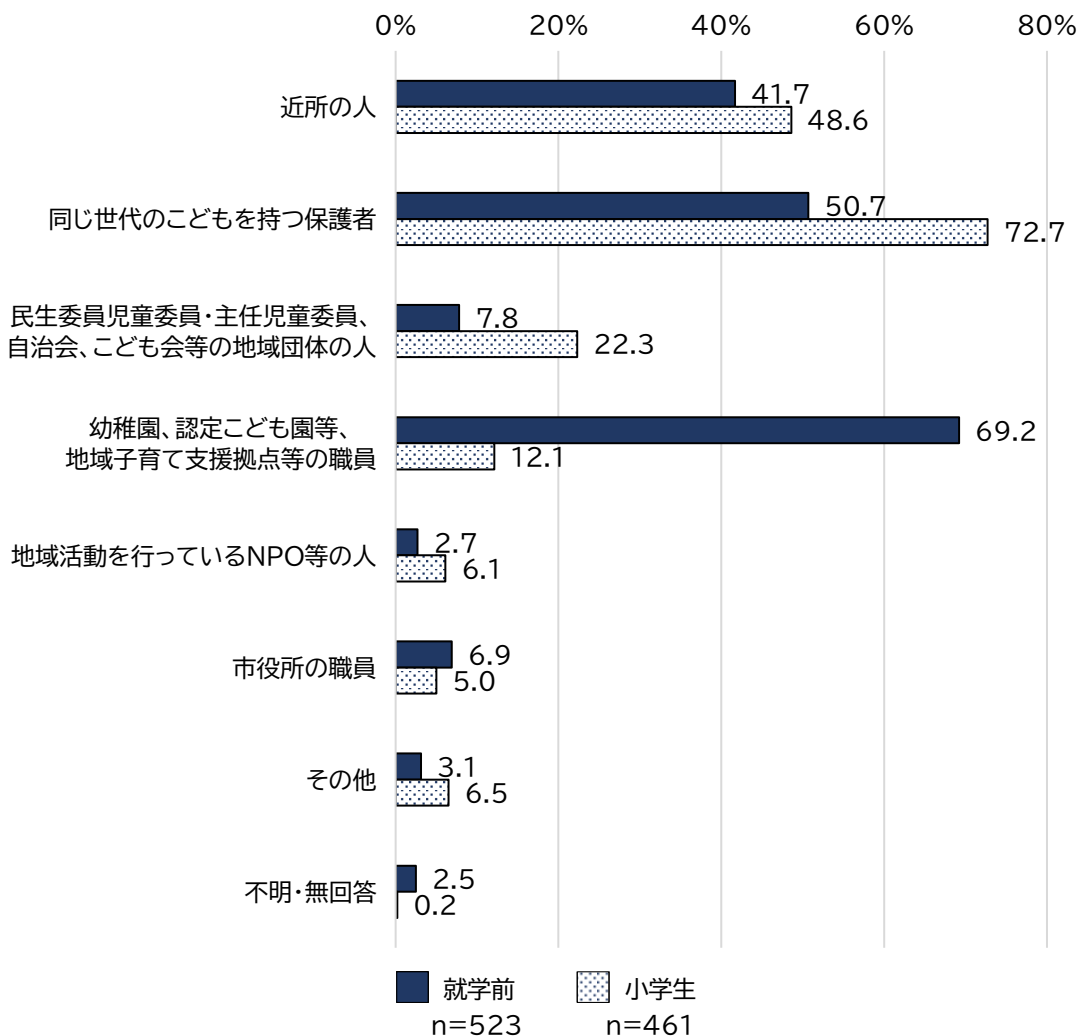
○ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるかについては、就学前、小学生ともに「感じる」が60%を超えています、「感じない」も30%以上みられます。

○支えてほしい人については、就学前では「幼稚園、認定こども園等、地域子育て支援拠点等の職員」が最も高く、就学前、小学生ともに「同じ世代のこどもを持つ保護者」「近所の人」が高くなっています。

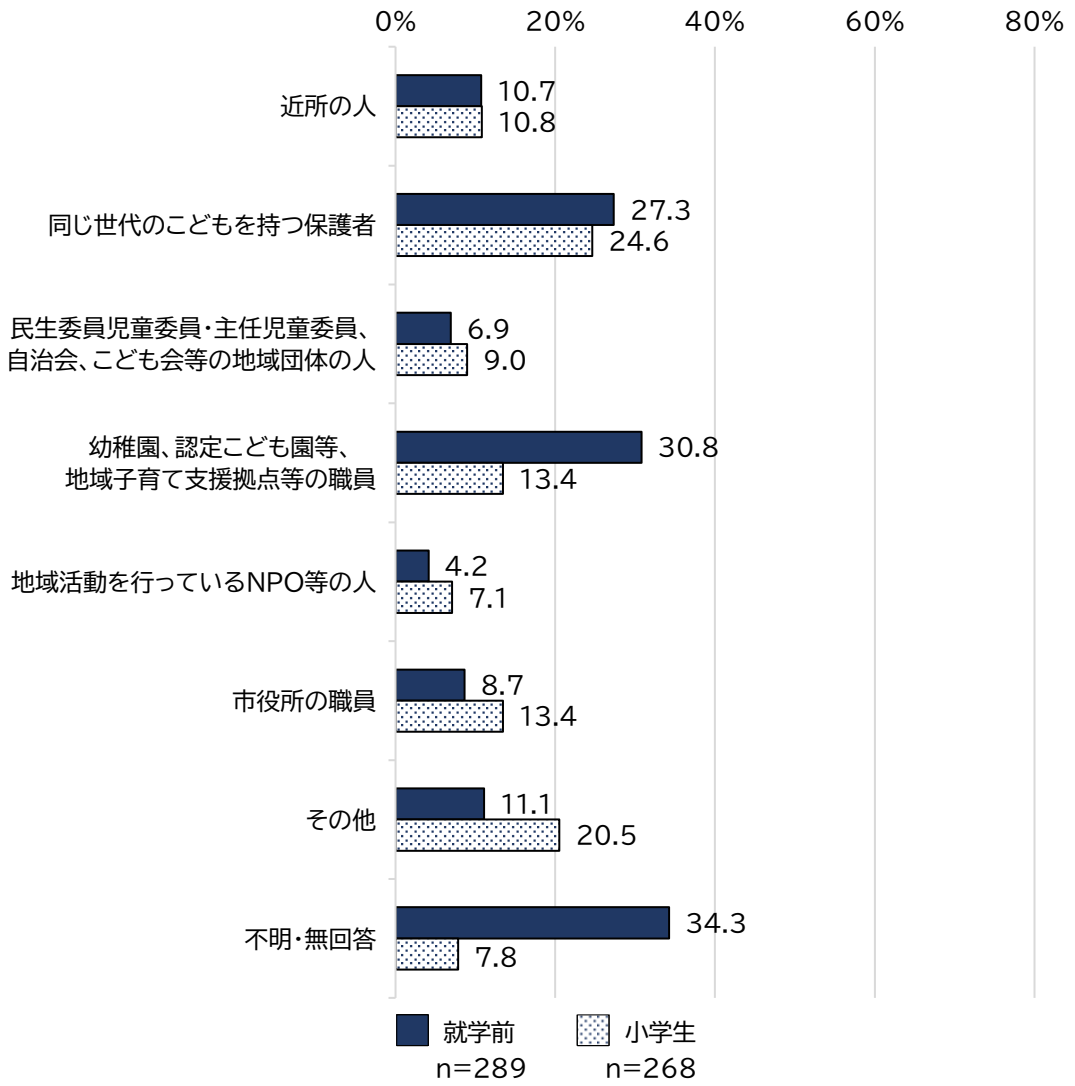
■ご自身の子育てが、地域の方に支えられていると感じるか



■支えてくれている人



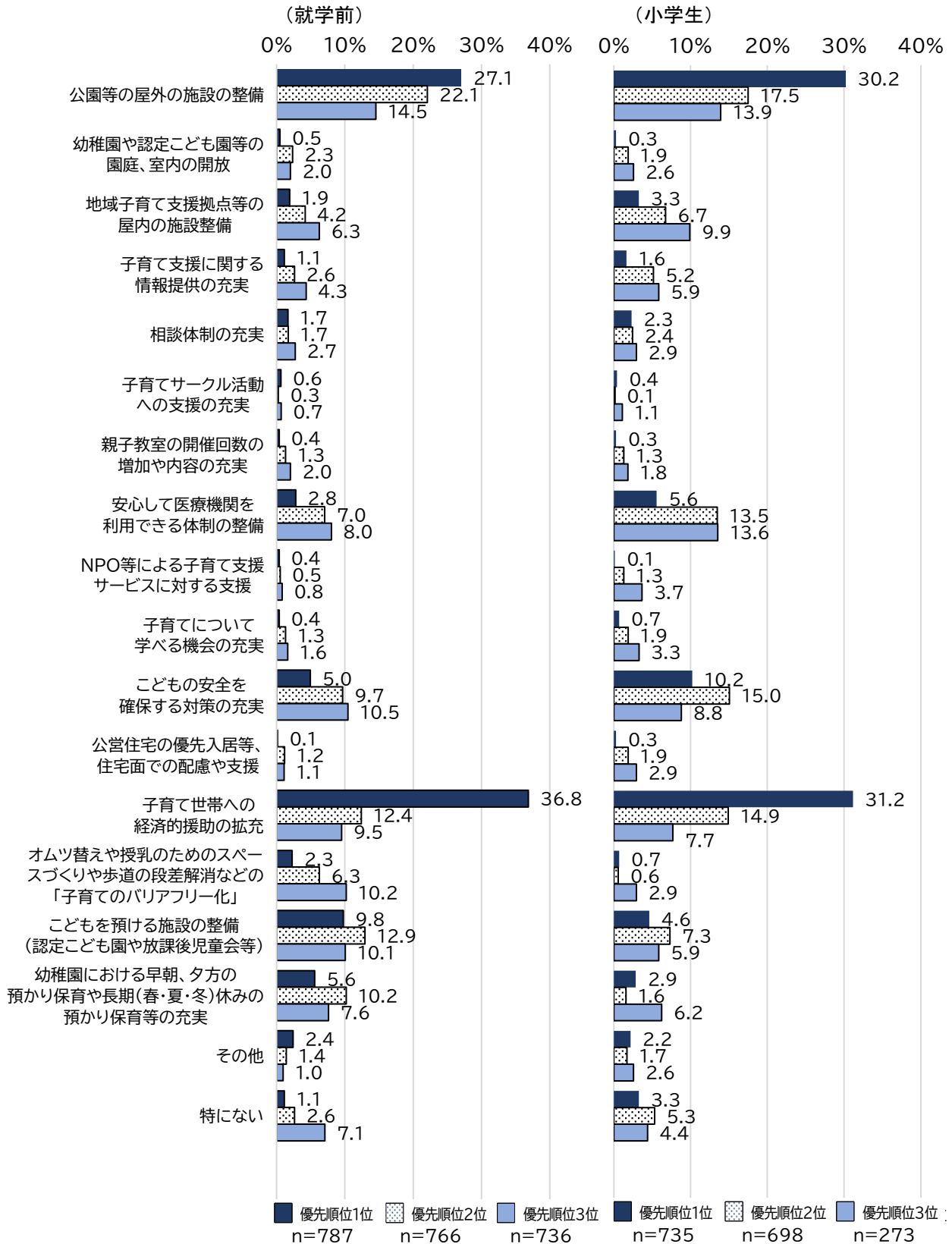
■ 支えてほしい人



9) 市役所等への要望について

○充実してほしい子育て支援サービスは、「子育て世帯への経済的援助の拡大」が最も高く、次いで「公園等の屋外の施設の整備」となっています。

■充実してほしい子育て支援サービス



2 子どもの生活に関する実態調査結果

こども・若者の生活実態をより明確に把握するために、「子どもの生活に関する実態調査」に類似した「こども・若者意識調査」の設問を一部掲載しています。

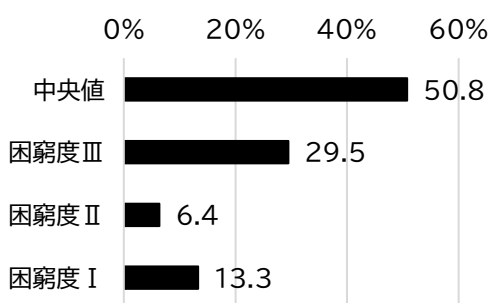
【等価可処分所得と困窮度】

一般的に、世帯の生活水準の目安となる「困窮度」の考え方を表す方法として「等価可処分所得※」があります。今回、実施した実態調査から、保護者から回答のあった世帯所得を基に、交野市における「等価可処分所得」を試算し、以下の表のとおり「困窮度」の考え方をまとめました。

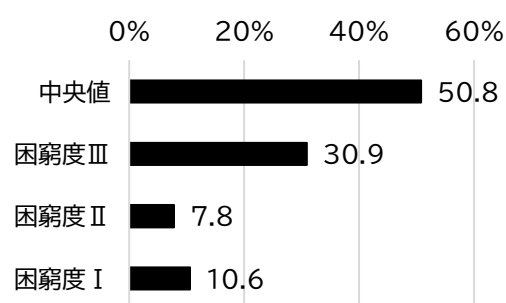
※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得区分。世帯人数の違いを調整するにあたって「世帯人員数の平方根」を用いています。

<p>低い</p> <p>困窮度</p> <p>高い</p>	中央値以上	等価可処分所得最大値 等価可処分所得中央値	50.8%
	困窮度Ⅲ	(実態調査では 288 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 60%	29.5%
	困窮度Ⅱ	(実態調査では 173 万円) のライン 等価可処分所得中央値の 50%	6.4%
	困窮度Ⅰ	(実態調査では 144 万円) のライン 等価可処分所得最小値	13.3%
		相対的貧困には 該当しないが様々な 生きづらさを抱える層	
		「相対的貧困の層」	

■ 令和5年度数値貧困度



■ 平成 28 年度数値貧困度



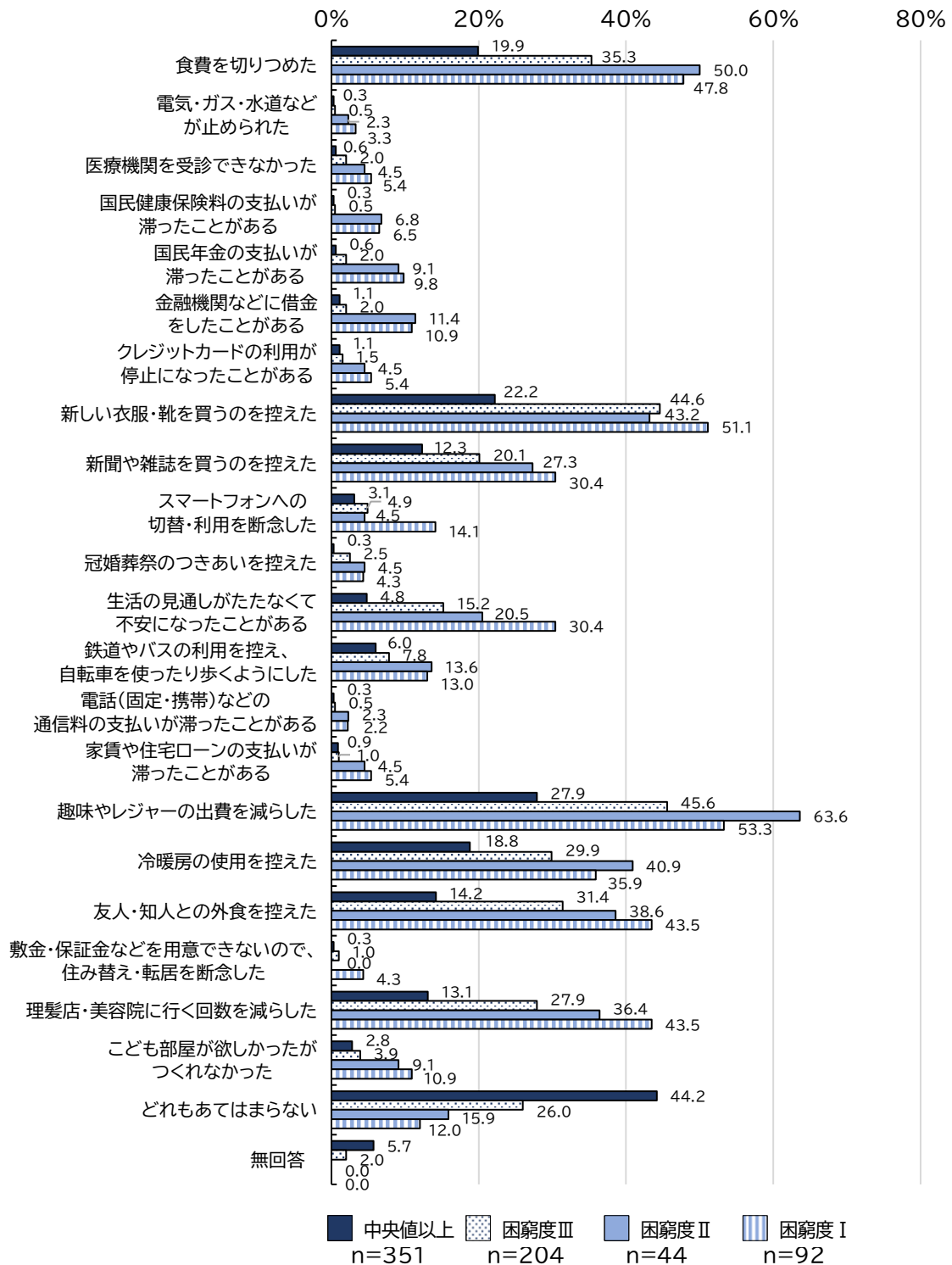
大阪府内との比較

カテゴリー	等価可処分所得の中央値	相対的貧困率
交野市	288 万円	13.3%
大阪府内全市町村 (43 市町村)	280 万円	15.9%

1) 保護者の経済状況

○困窮度の高い世帯ほど、経済的な理由で「食費を切りつめた」「新しい衣服・靴を買うのを控えた」など「できなかったこと」の割合が高くなっています。また、電気・ガス・水道などが止められた、医療機関を受診できていないという回答もあります。

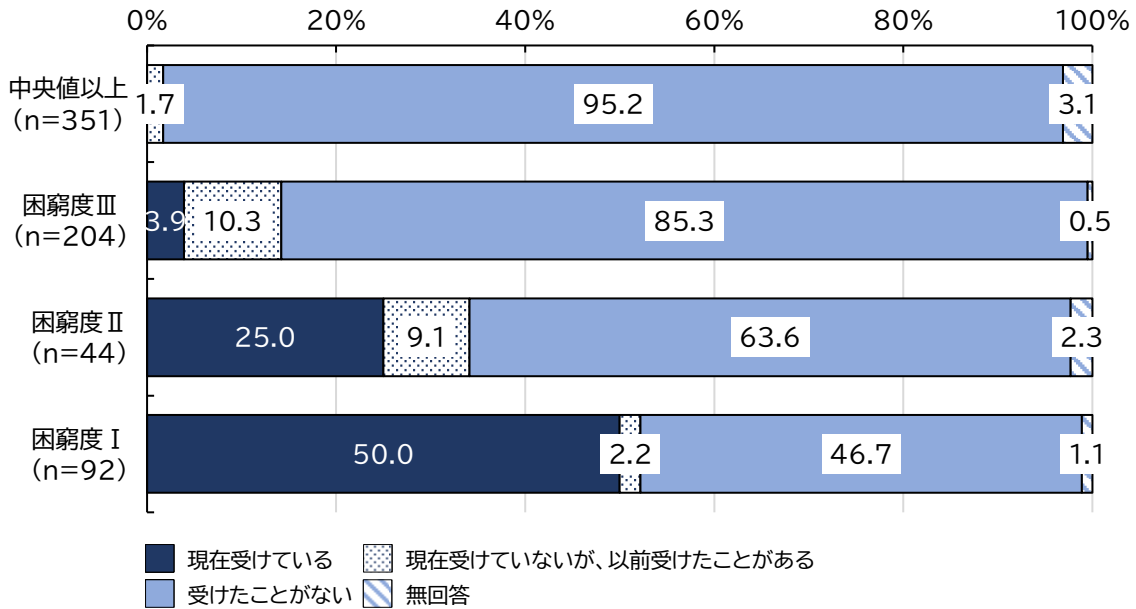
■困窮度別 経済的な経験



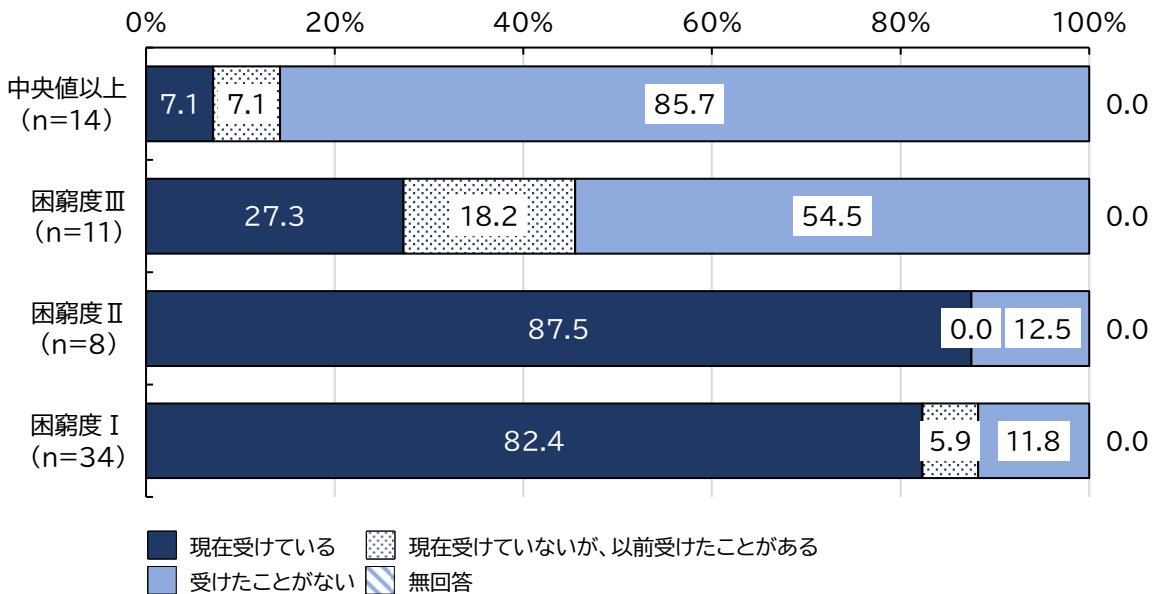
2) 社会保障給付の受給状況

○困窮度の高い世帯ほど、就学援助費など公的な経済支援制度の受給率が高くなっています。制度上の対象外世帯もあると考えられますが、困窮度の高い世帯で受けたことがないという回答があります。

■困窮度別 就学援助費の受給状況



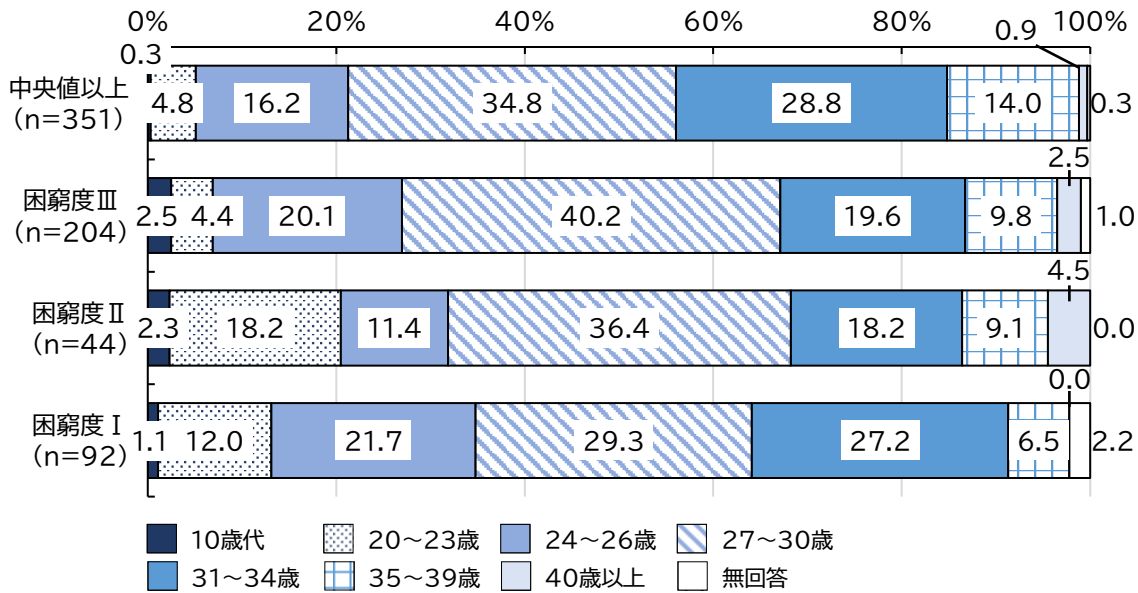
■困窮度別 児童扶養手当の受給状況



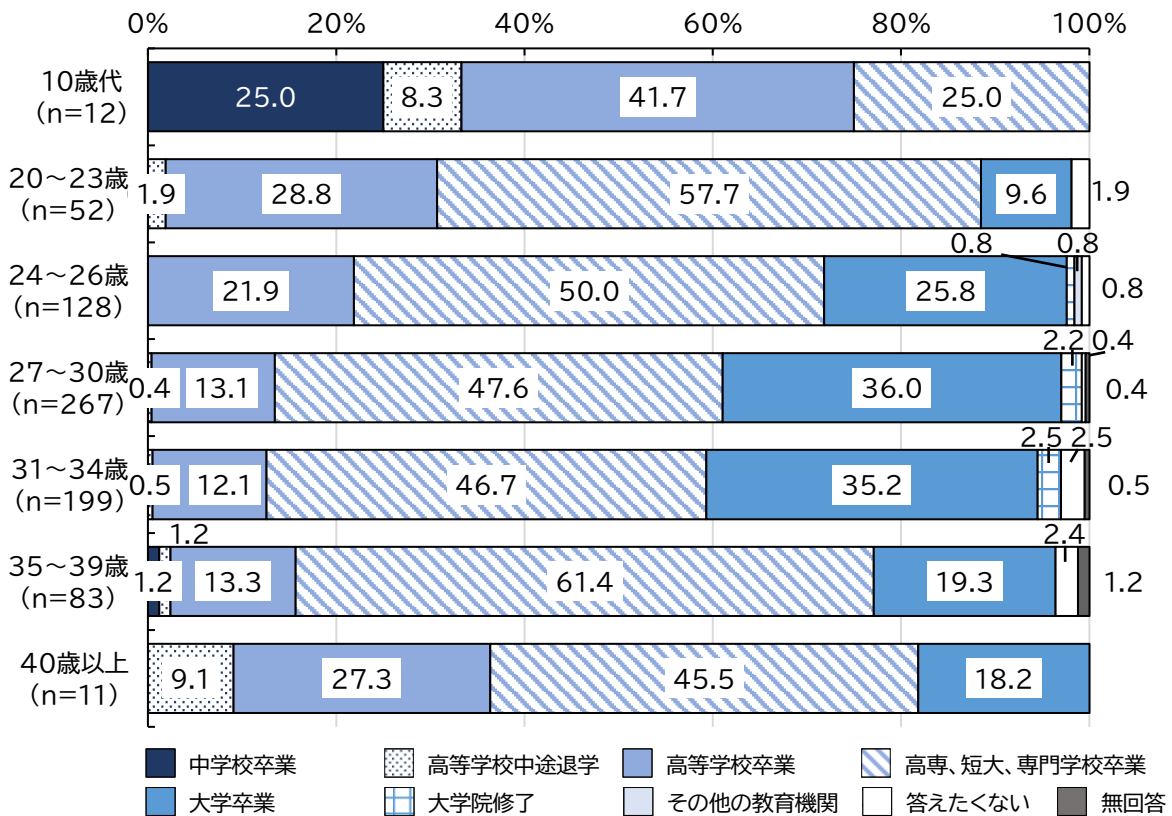
3) 保護者の生活状況

○困窮度の高い世帯の保護者ほど、10歳代～20歳代前半の割合が高く、10歳代では最終学歴が中学卒、または高校中退となる保護者（母親）が3割を超えています。

■困窮度別 初めて親となった年齢



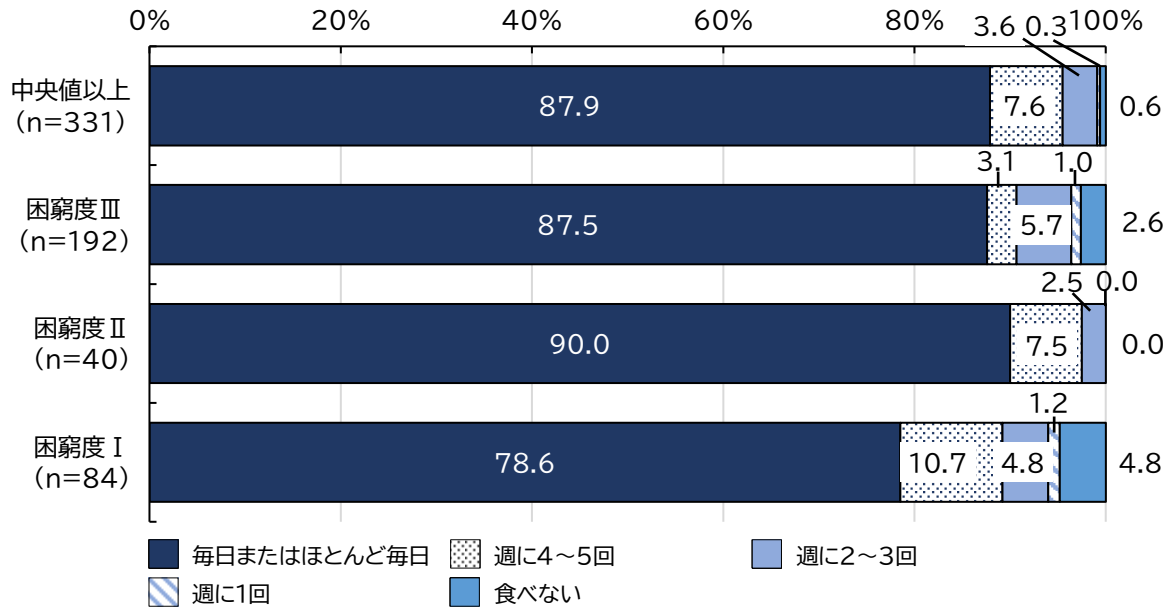
■初めて親となった年齢別 母親の最終学歴



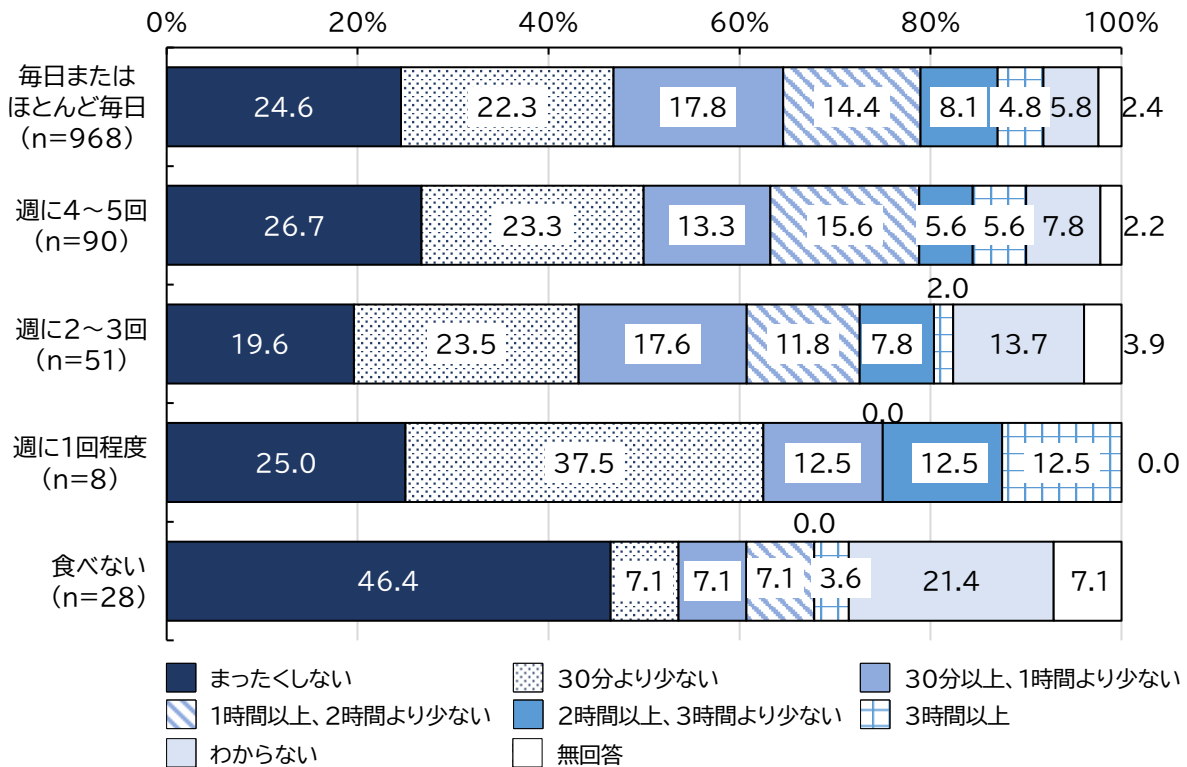
4) こどもの朝食摂食頻度と勉強時間

○困窮度が高い家庭ほど、朝食摂取率は低くなっています。一般的に朝食の摂取率は勉強時間と相関関係にあるものの1つといわれていますが、本調査においても、朝食摂取率の低い家庭ほど、授業時間以外の1日あたりの勉強時間が短いという結果になっています。

■困窮度別 朝食の摂食頻度



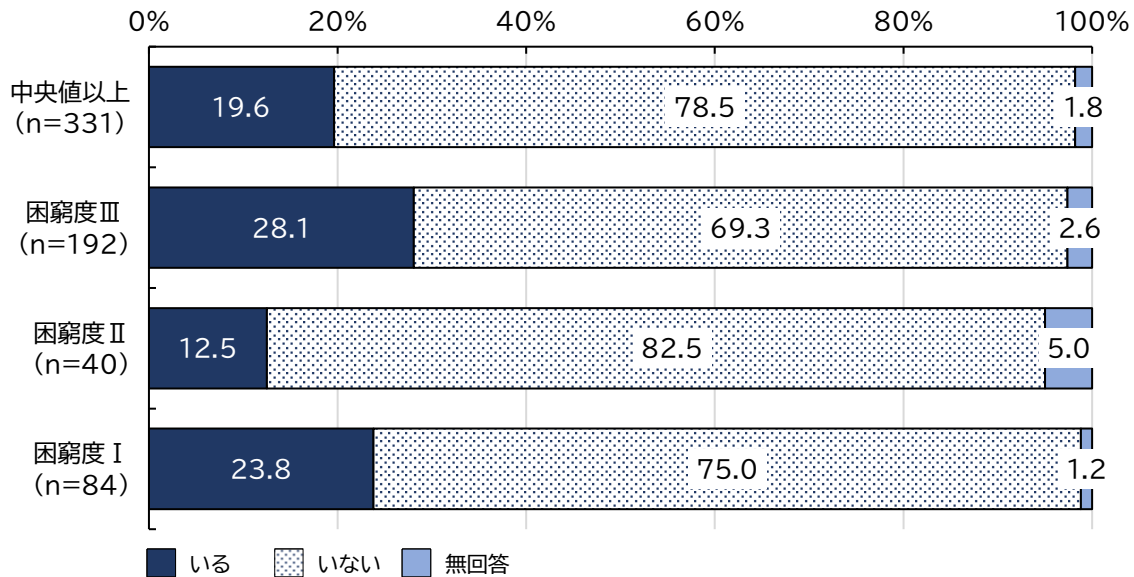
■朝食摂食度別 授業時間以外の1日あたりの勉強時間(学校がある日)



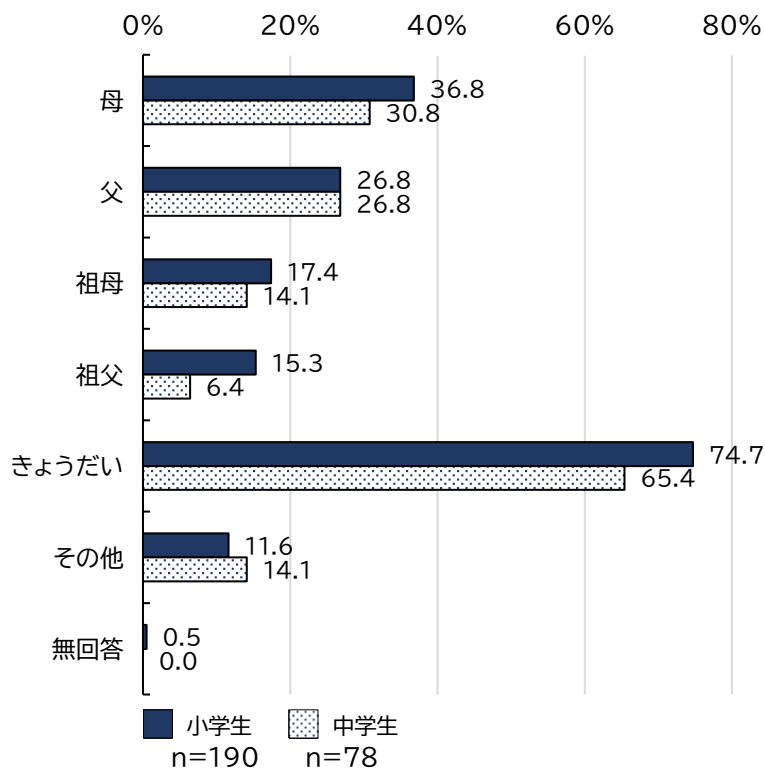
5) ヤングケアラーの状況

○困窮度が中央値未満の家庭でのヤングケアラーの割合が高くなっており、「世話をしている人がある」は困窮度Ⅲが一番高く 28.1%となっています。世話をしている相手は、小学生、中学生ともに「きょうだい」が一番多くており、次いで「母親」「父親」となっています。

■困窮度別 自分が世話をしている人の有無



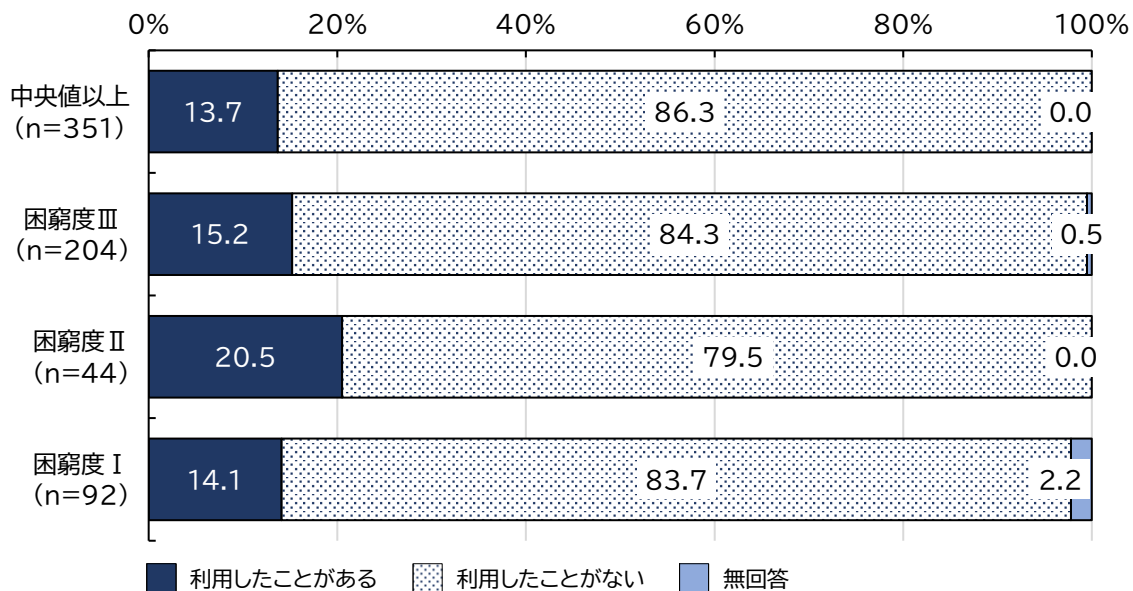
■世話をしている相手



6) こどもの居場所の利用経験

○困窮度が中央値未満の家庭は、中央値以上の家庭よりもこどもの居場所の利用経験が高くなっています。利用経験は、困窮度Ⅱが20.5%と一番多く、次いで、困窮度Ⅲが15.2%、困窮度Ⅰが14.1%、中央値以上が13.7%となっています。

■困窮度別 こどもの居場所の利用経験

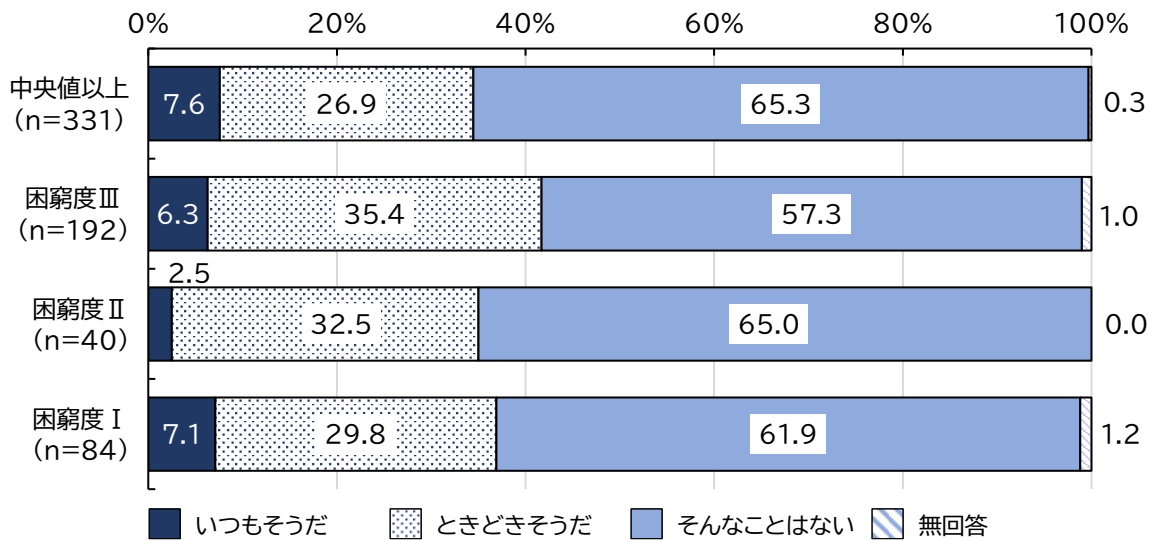


7) この一週間の気持ちの状況

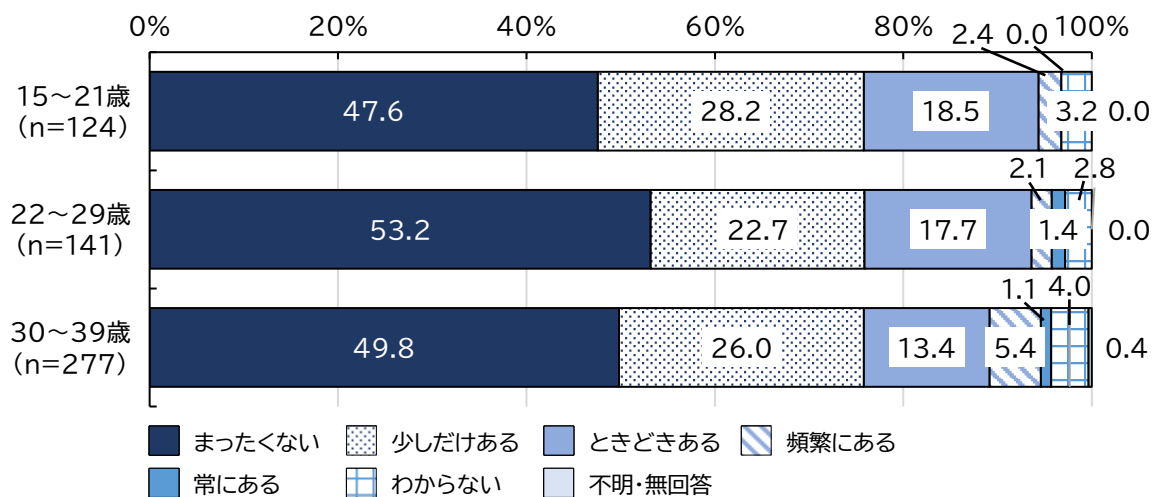
○困窮度別に見た「いつもそうだ」「ときどきそうだ」の合計は、困窮度Ⅲが 41.7%、困窮度Ⅰが 36.9%、困窮度Ⅱが 35%、中央値以上が 34.5%となっており、困窮度Ⅲの割合が高くなっています。

○こども・若者意識調査では、「ときどきある」「頻繁にある」の合計は、15～21 歳が 20.9%、22～29 歳が 19.8%、30～39 歳が 18.8%となっており、年齢が低いほど孤独であると感じる割合が高くなっています。

■困窮度別 一人ぼっちのような気がする



■【こども・若者意識調査】孤独であると感じることがある

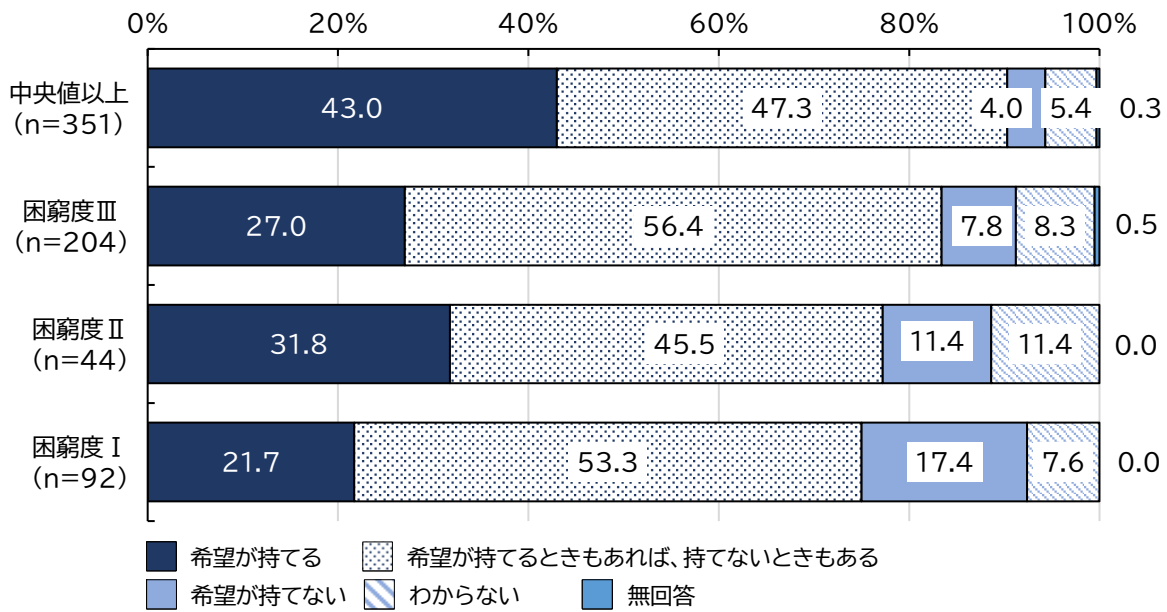


8) 心の状態

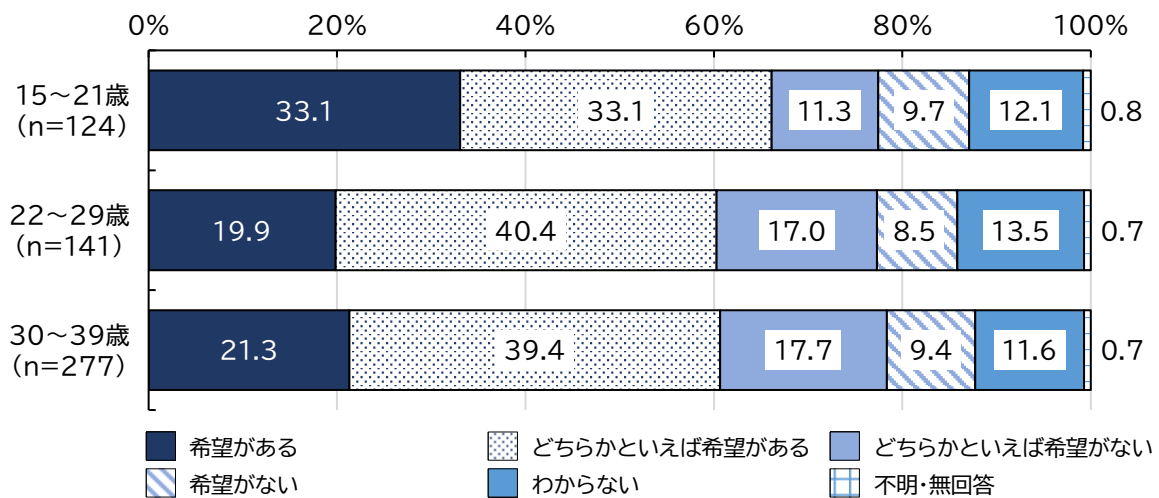
○困窮度が高いほど将来に対する希望を持っているこどもの割合が低くなっています。特に困窮度Ⅰの家庭では、「希望が持てない」が17.4%となっています。

○こども・若者意識調査では、「どちらかといえば希望がある」「希望がある」の合計が15～21歳では66.2%と最も高く、次いで、30～39歳が60.7%、22～29歳が60.3%となっています。

■困窮度別 将来に対して希望を持っているか



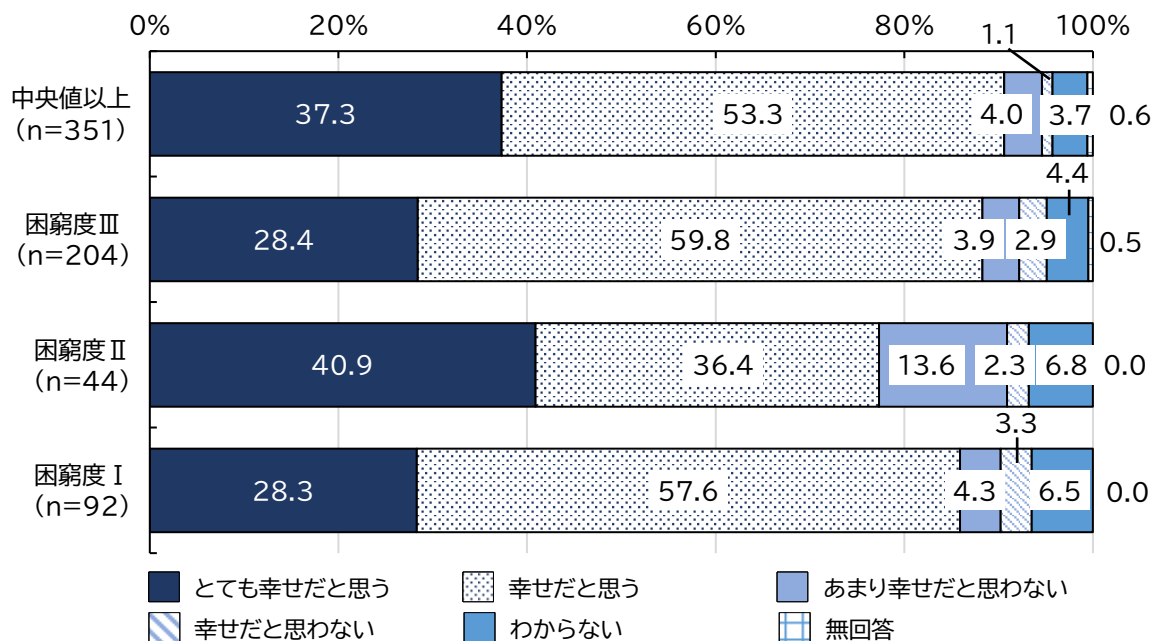
■【こども・若者意識調査】 将来について明るい希望があるか



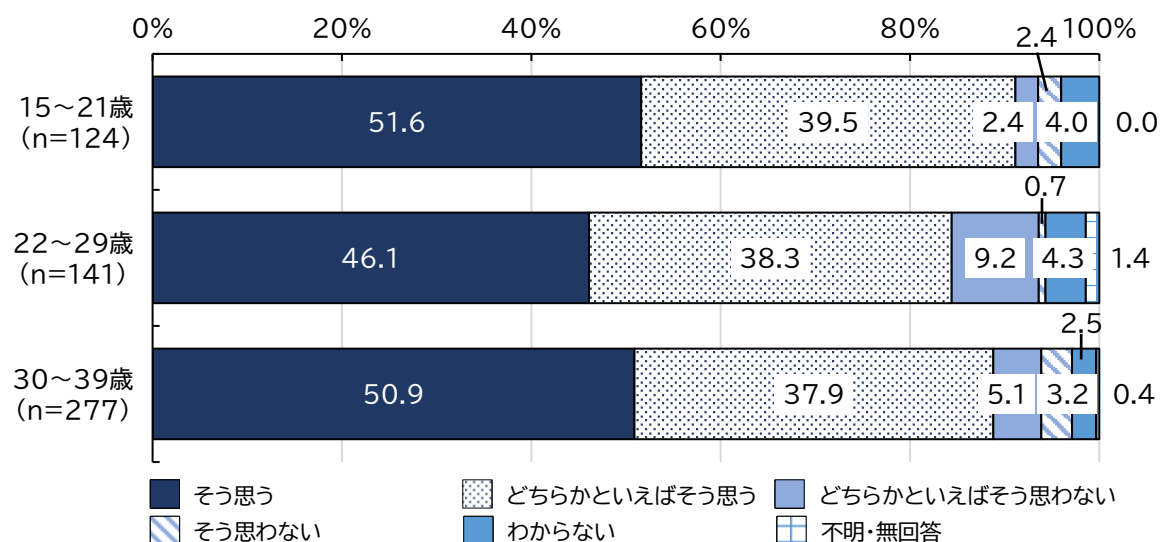
○困窮度が中央値未満の家庭は、中央値以上の家庭と比べて、自分が幸せだと感じていることの割合が低くなっています。「あまり幸せだと思わない」「幸せだと思わない」の合計は困窮度Ⅱが15.9%、困窮度Ⅰが7.6%、困窮度Ⅲが6.8%、中央値以上が5.1%となっています。

○子ども・若者調査では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計は、15～21歳が最も多く91.1%、次いで、30～39歳が88.8%、22～29歳が84.4%となっています。

■困窮度別 自分が幸せだと思うか



■【子ども・若者意識調査】 今幸せだと感じるか



9) こどもの自己効力感

○平均自己効力感は困窮度が中央値以上の家庭が一番高く 8.61 点と最も高く、次いで、困窮度Ⅰが 8.47 点、困窮度Ⅱが 8.3 点、困窮度Ⅲが 8.06 点となっており、困窮度が中央値未満の家庭では困窮度が高いほどこどもの自己効力感が高くなっています。

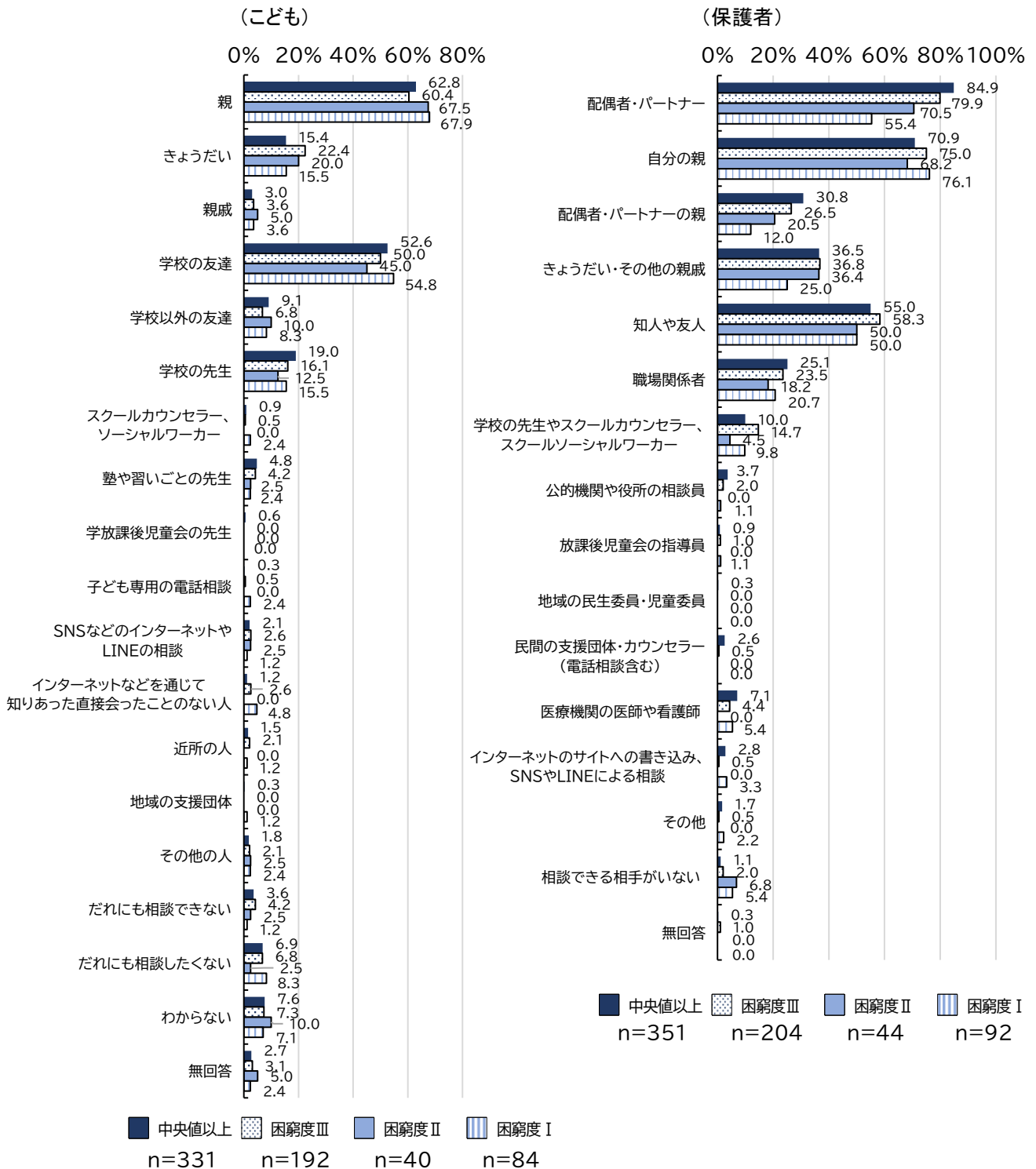
■困窮度別 平均自己効力感



10) 悩んでいるときの相談相手

○こどもの悩んでいる時の相談相手は困窮度に関わらず、「親」が一番多く、次いで、「学校の友達」となっています。保護者の相談相手は、困窮度に関わらず「配偶者・パートナー」が一番多く、次いで「自分の親」となっており、悩んでいるときの相談相手は家庭内の割合が高い傾向にあります。

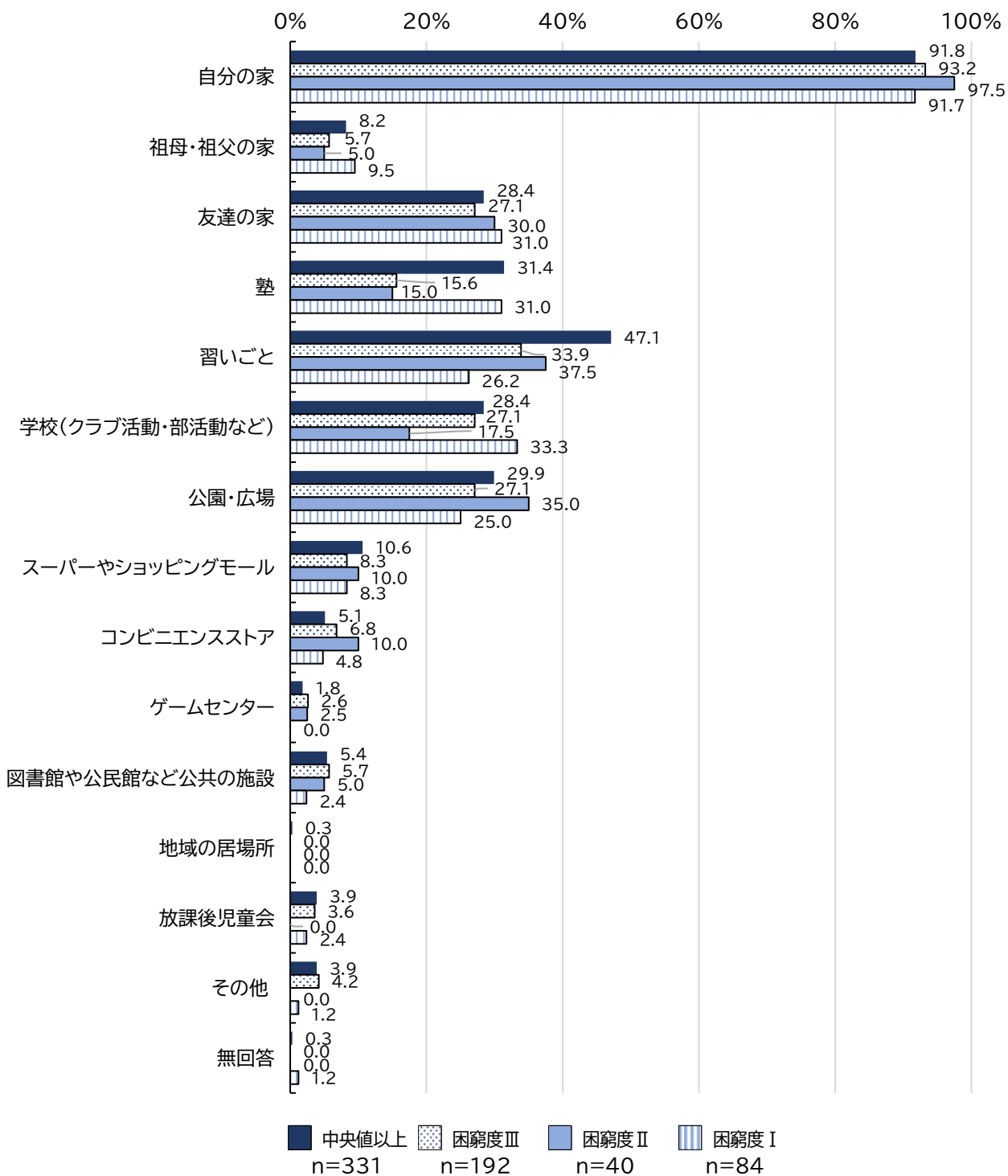
■困窮度別 嫌なことや悩んでいるときの相談相手



11) こどもの放課後の過ごし方

○困窮度に関わらず、放課後ひとりで過ごす場所として「自分の家」が最も高くなっています。
 次いで困窮度Ⅱ・Ⅲ・中央値以上の層は「習いごと」が多く、困窮度Ⅰの層は「学校（クラブ活動・部活動など）」となっています。

■困窮度別 放課後 こどもが過ごす場所

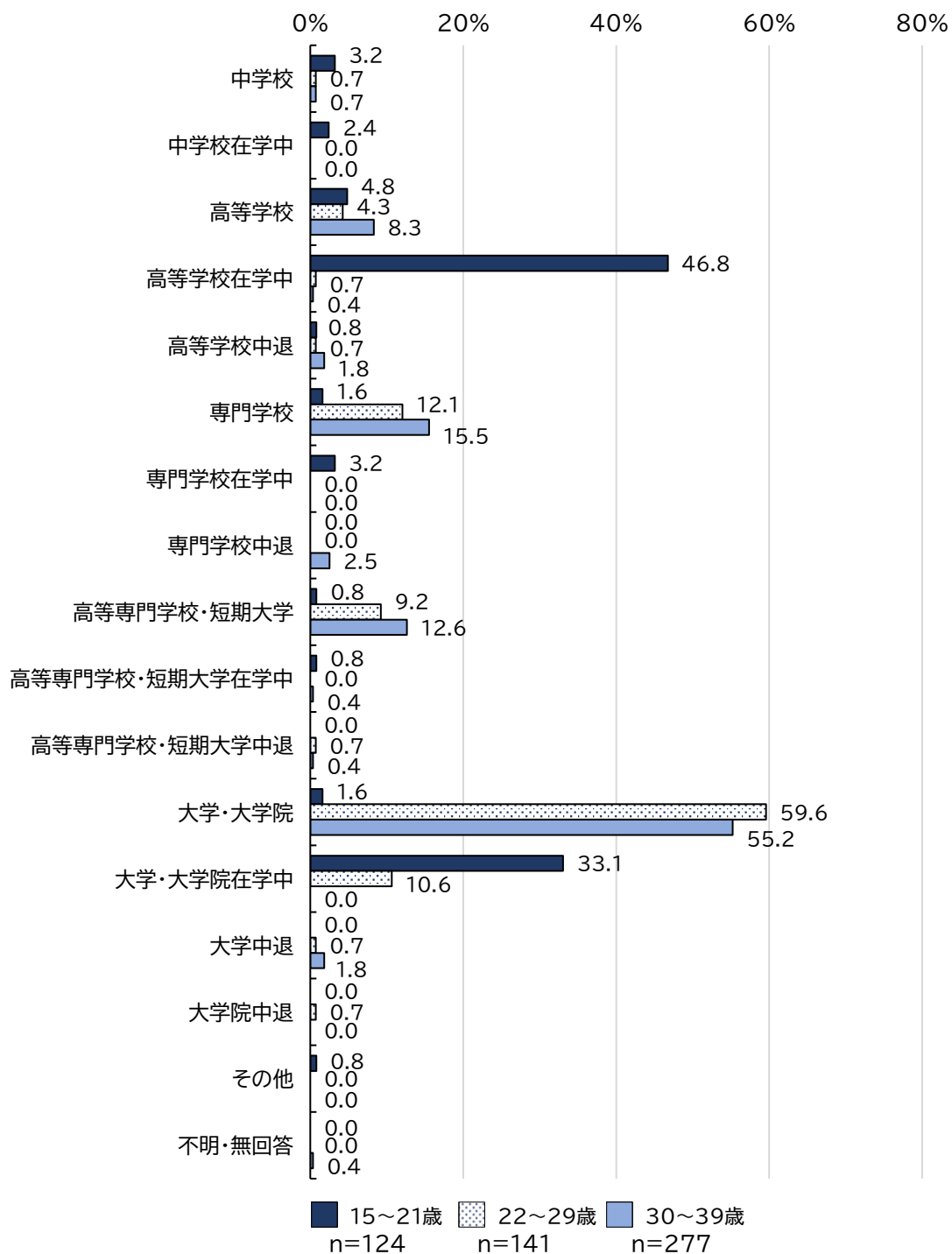


3 こども・若者意識調査結果

1) 本人の家族構成や働いている状況について

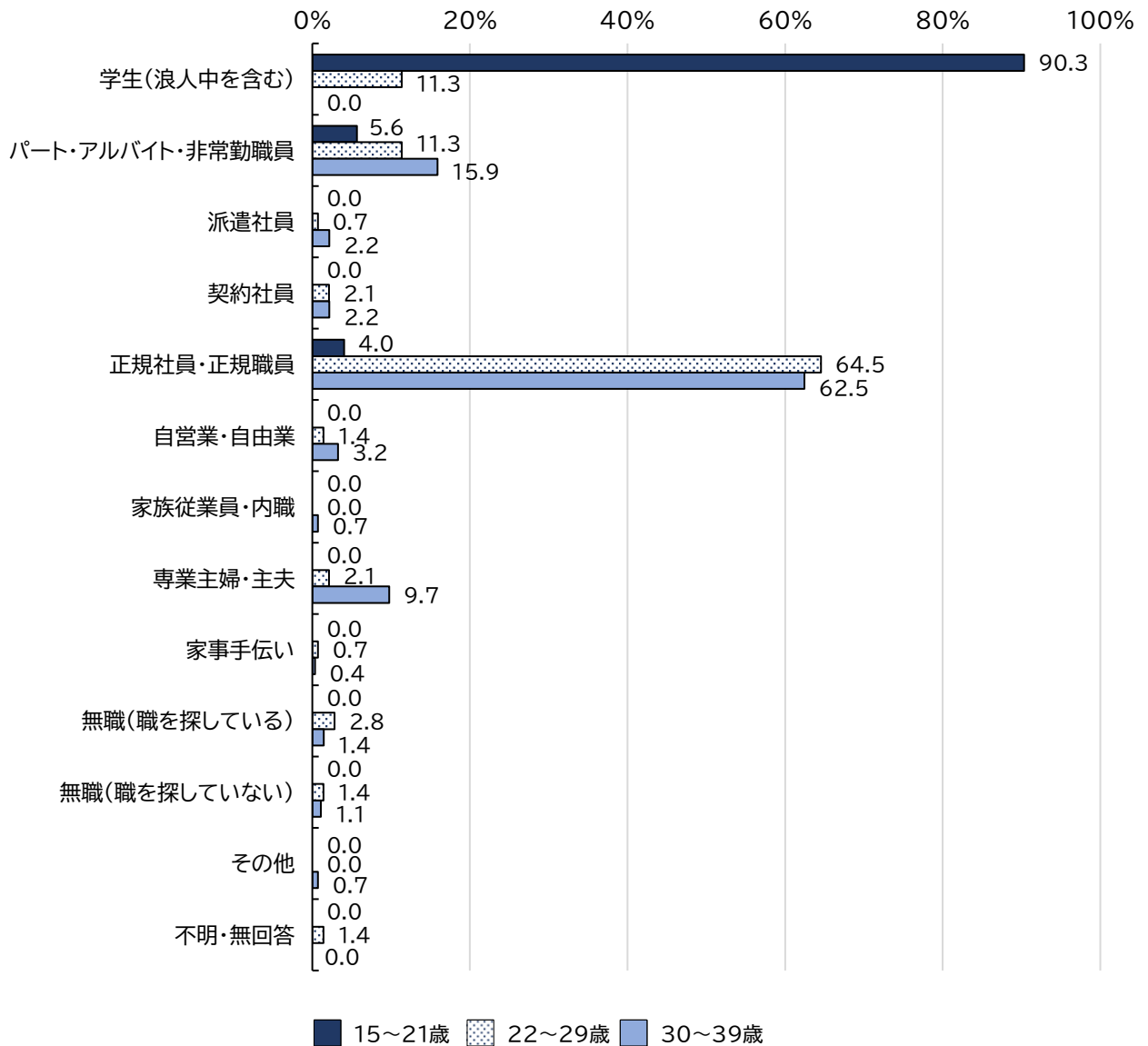
○最終学歴は15～21歳では「高等学校在学中」が46.8%と最も多くなっており、22～29歳、30～39歳ではともに「大学・大学院」が最も多くなっており50%を超えています。

■最終学歴



○15～21歳では「学生（浪人中を含む）」が90.3%と最も多くなっています。22～29歳、30～39歳ではともに、「正規社員・正規職員」が60%以上と最も多く、「パート・アルバイト・非常勤職員」が10%以上となっています。

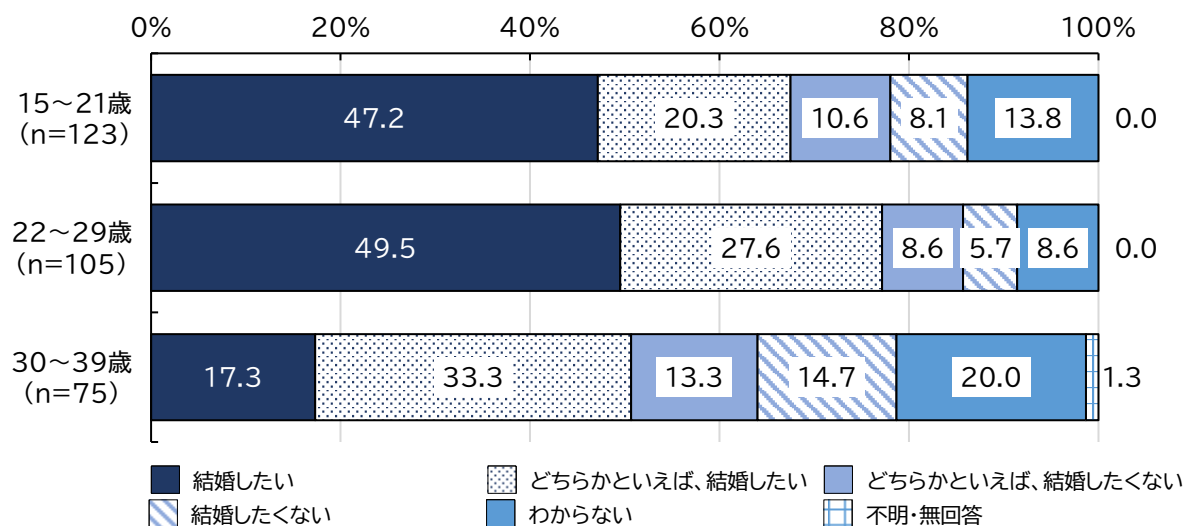
■就労状況



2) 結婚観・こども観について

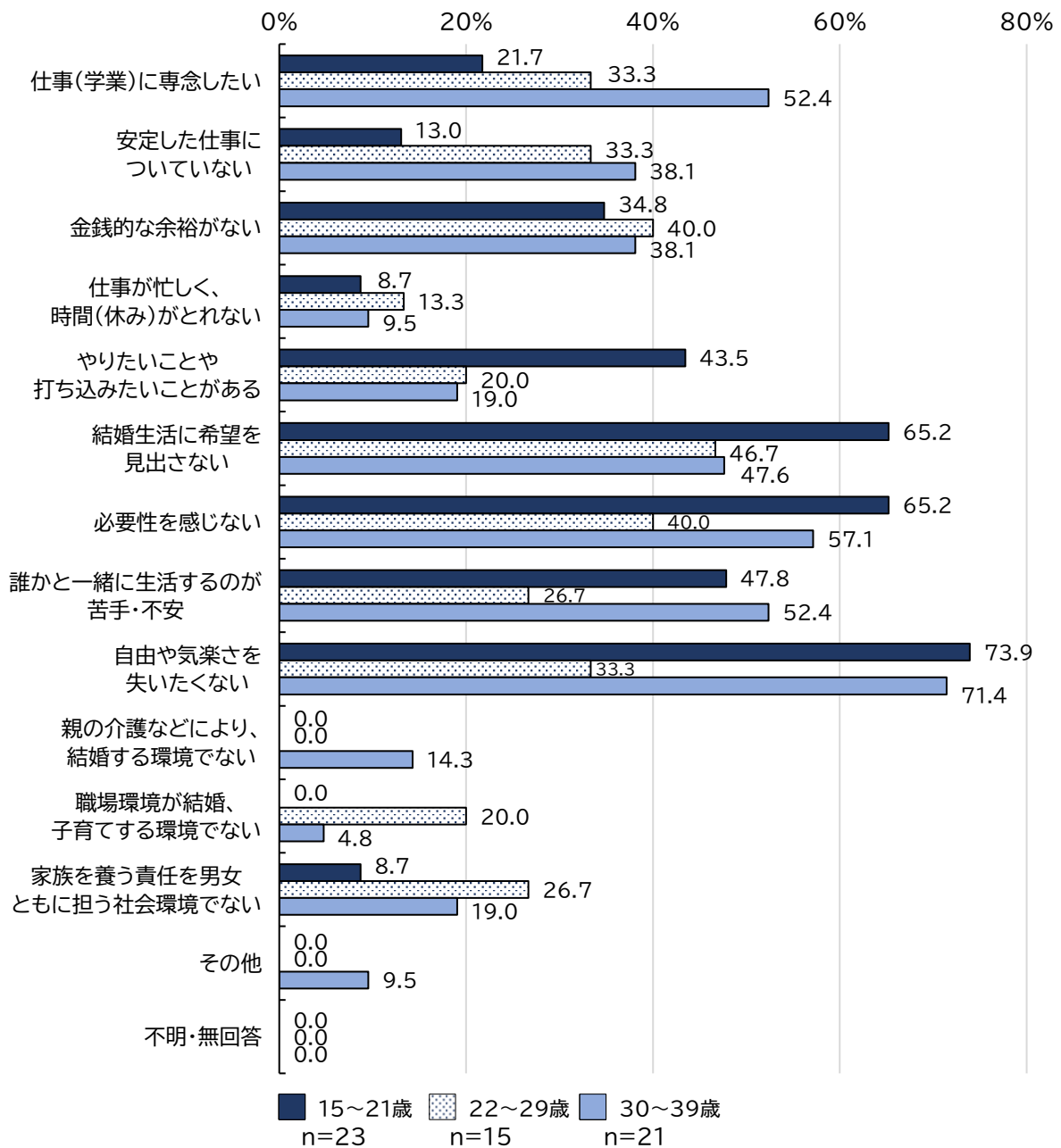
○「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」の合計は、22～29歳が最も多く77.1%、次いで15～21歳が67.5%、30～39歳が50.6%となっています。

■結婚の意向



○結婚したくない理由は 15～21 歳と 30～39 歳ともに「自由や気楽さを失いたくない」が最も多く、70%以上となっており、22～29 歳では、「結婚生活に希望を見出せない」が 46.7%と最も多くなっています。

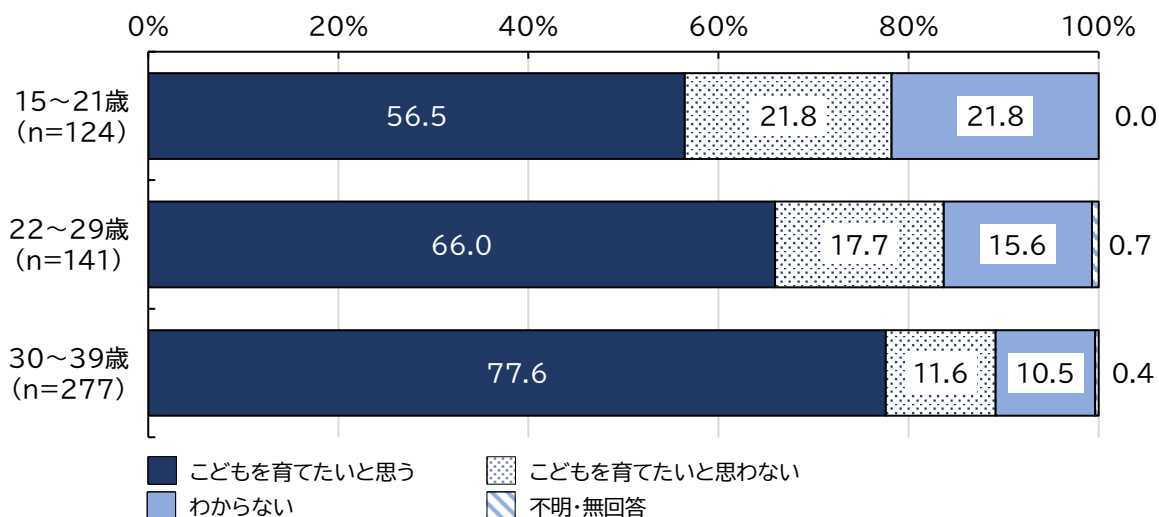
■結婚したくない理由



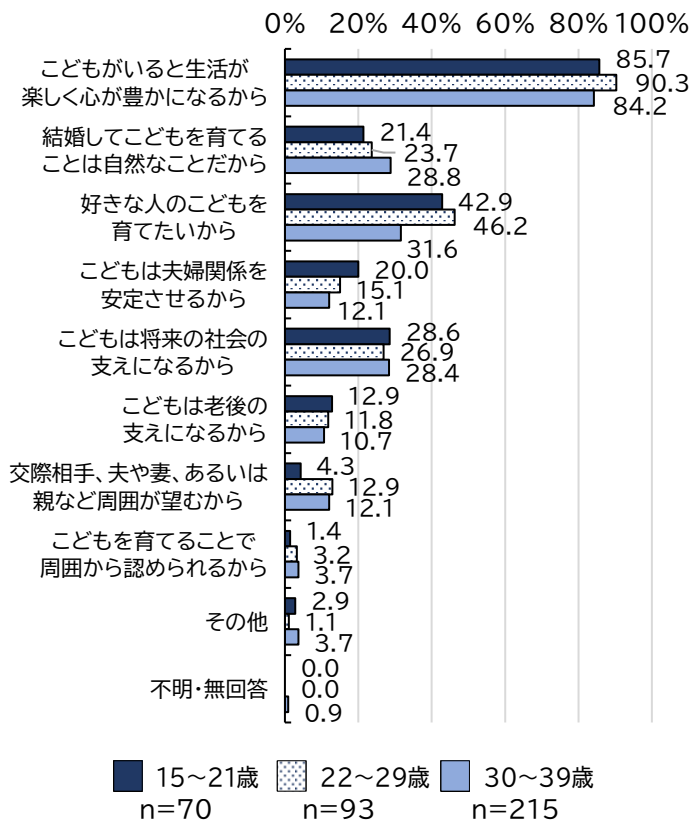
○年齢が上がるほど「子どもを育てたいと思う」割合が高くなっています。また、15～21歳では、「子どもを育てたいとは思わない」「わからない」が同じ21.8%となっています。

○子どもを育てたいと思う理由としてはどの年齢でも「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」が最も多く、子どもを育てたくない理由としては、15～21歳、22～29歳では「子育てや教育にお金がかかるから」30～39歳では「育児の精神的、肉体的負担が増えるから」が多くなっています。

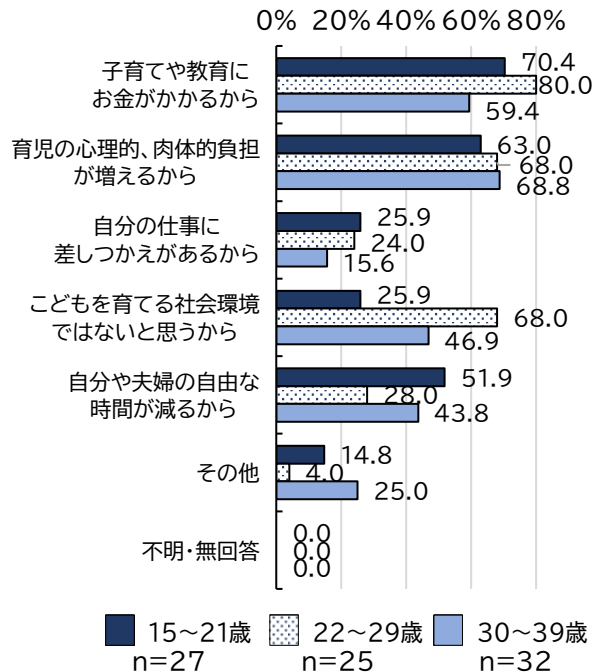
■子どもを育てる意思



■子どもを育てたい理由



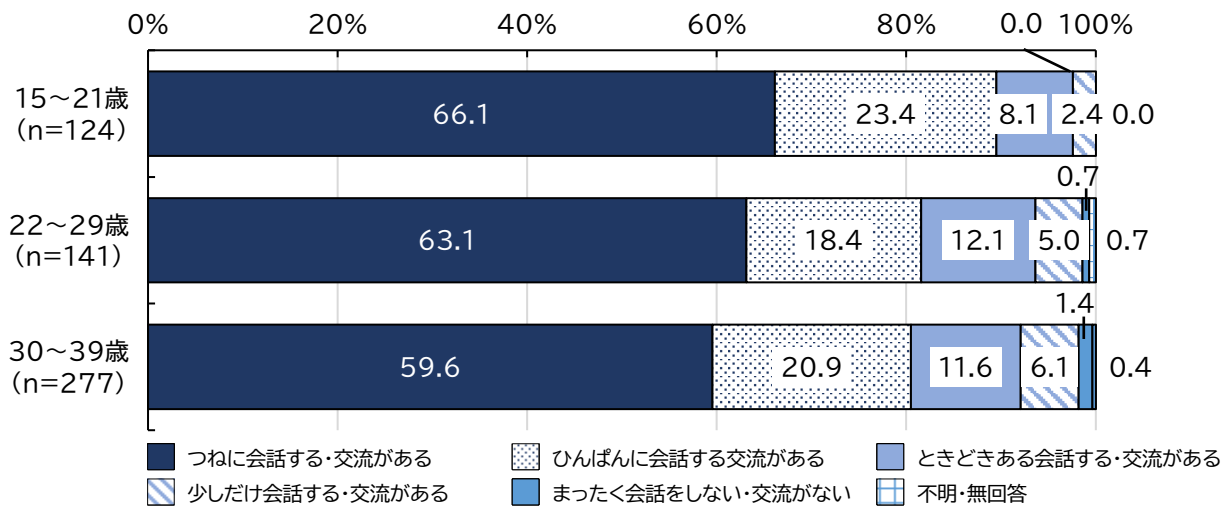
■子どもを育てたくない理由



3) 人生観・充実度・他者との関り

○年齢が上がるほど会話や交流が減少しています。22～29歳、30～39歳では「まったく会話をしない・交流がない」という回答も見られます。

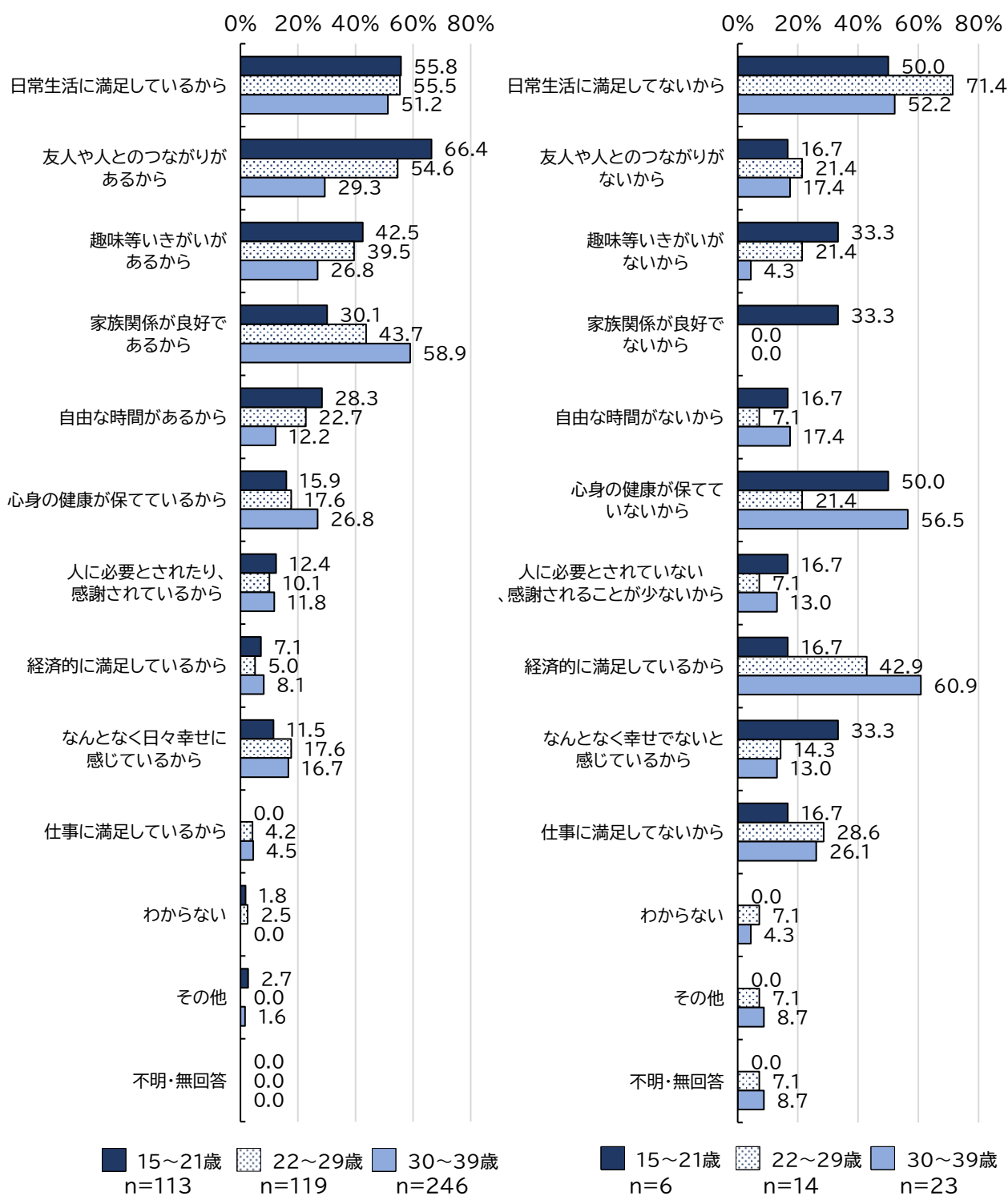
■会話・交流の有無



○幸せと感じる理由は15～21歳では「友人や人とのつながりがあるから」22～29歳で「日常生活に満足しているから」30～39歳では「家族関係が良好であるから」が最も多く、幸せと感じない理由は15～21歳では「日常生活に満足していないから」「心身の健康が保てていないから」22～29歳では「日常生活に満足していないから」30～39歳では「経済的に満足していないから」が最も多くなっています。

■ 幸せと感じる理由

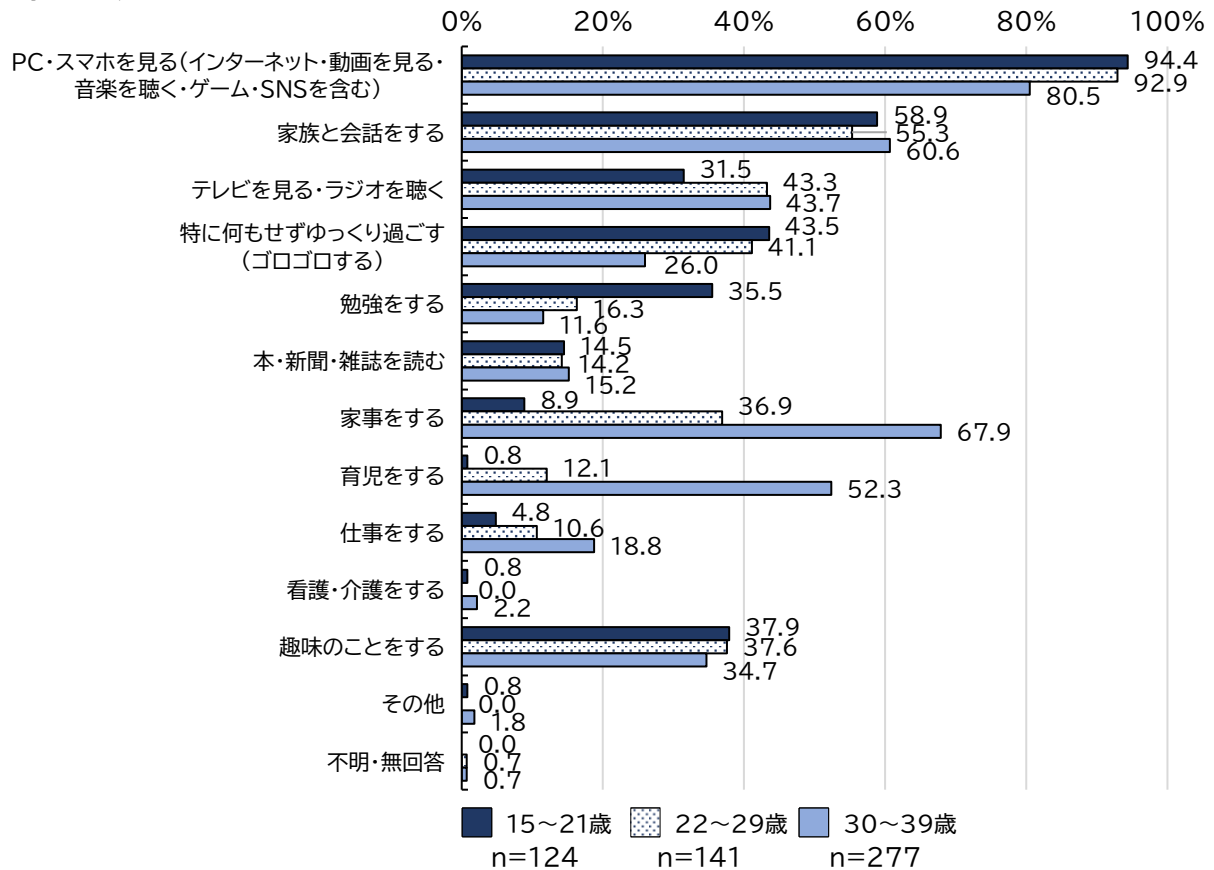
■ 幸せと感じない理由



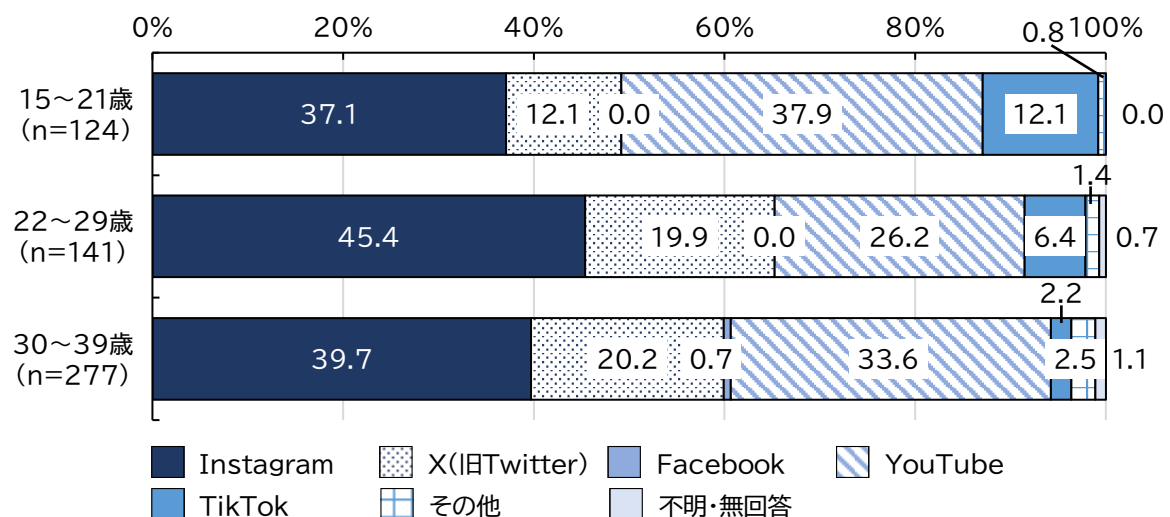
○すべての年齢で「PC・スマホを見る（インターネット・動画を見る・音楽を聴く・ゲーム・SNSを含む）」が80%～90%以上と最も多くなっています。次いで15～21歳、22～29歳では「家族と会話をする」が55%以上、30～39歳では「家事をする」が67.9%となっています。

○また、よく利用するSNSの媒体は15～21歳では「YouTube」が最も多く37.9%、22～29歳と30～39歳では「Instagram」が最も多く、22～29歳では45.4%、30～39歳では39.7%となっています。

■家でよくすること



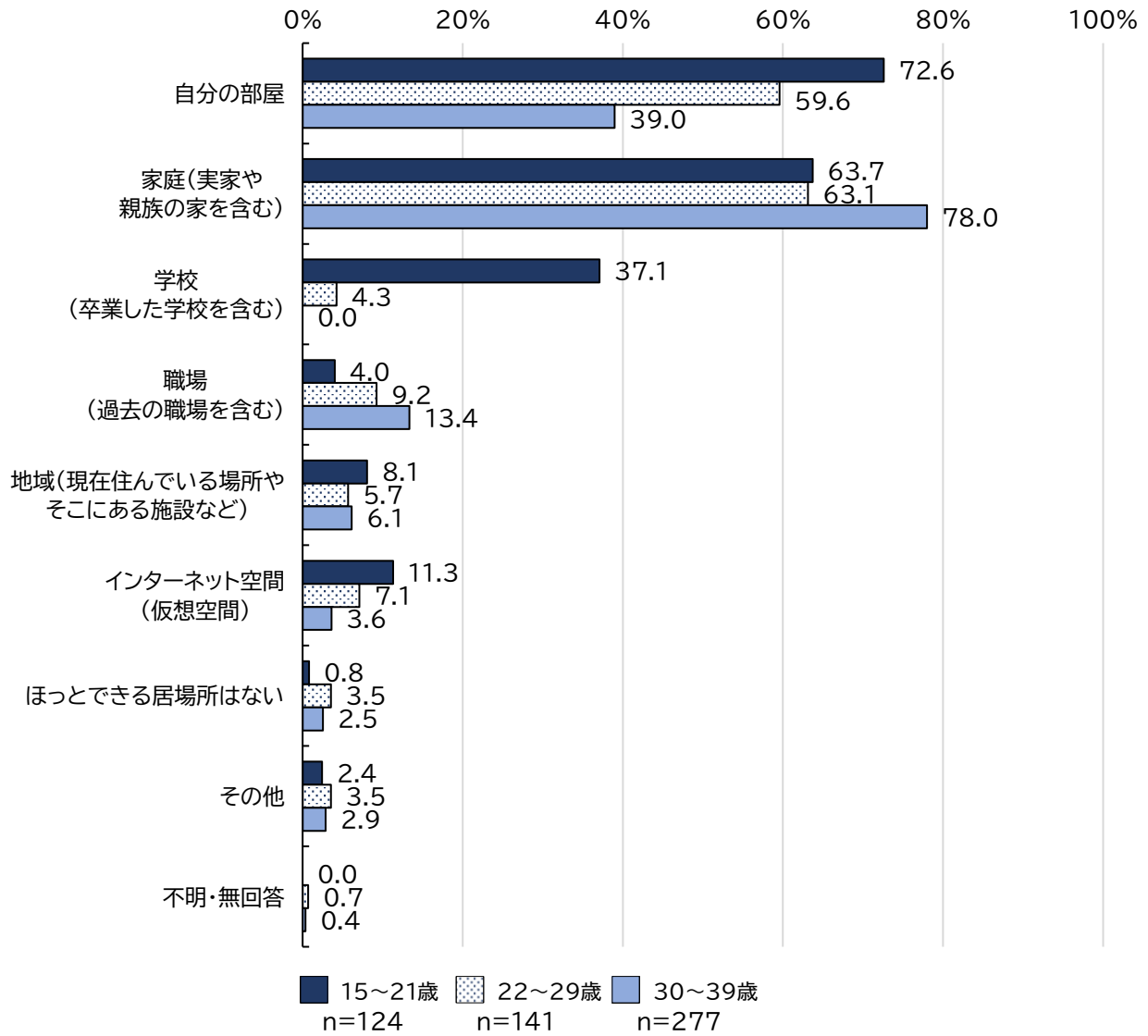
■よく利用するSNSの媒体



4) 居場所について

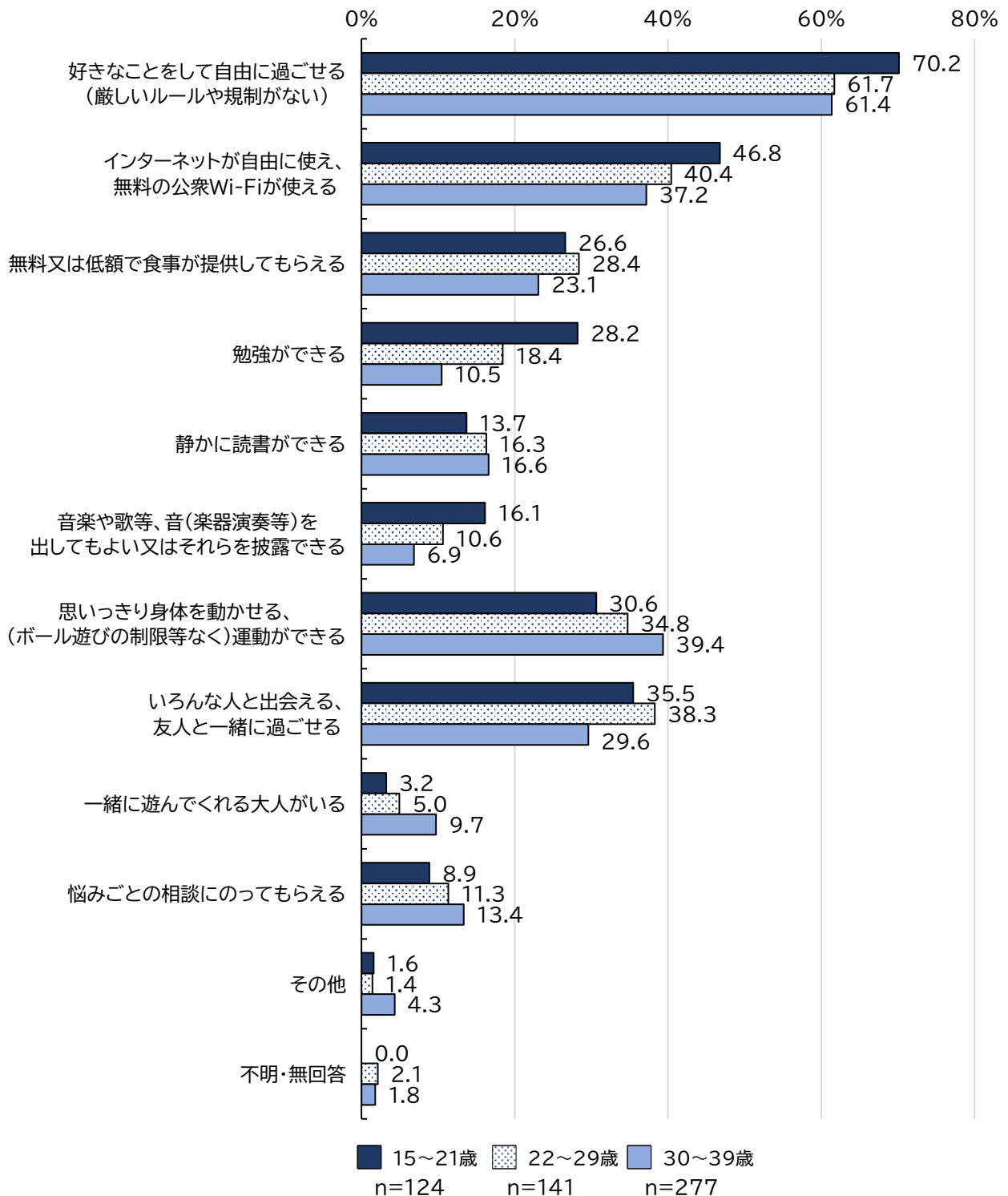
○15～21歳では「自分の部屋」が72.6%と最も多く、次いで「家庭（実家や親族の家を含む）」が63.7%となっています。22～29歳及び30～39歳では、「家庭（実家や親族の家を含む）」が最も多く、次いで「自分の部屋」となっています。

■居心地の良い場所



○すべての年齢で「好きなことをして自由に過ごせる（厳しいルールや規制がない）」が60%以上と最も多くなっています。次いで15～21歳と22～29歳では「インターネットが自由に使い、無料の公衆Wi-Fiが使える」が40%以上、30～39歳では「思いっきり身体を動かせる、（ボール遊びの制限等なく）運動ができる」が39.4%と多くなっています。

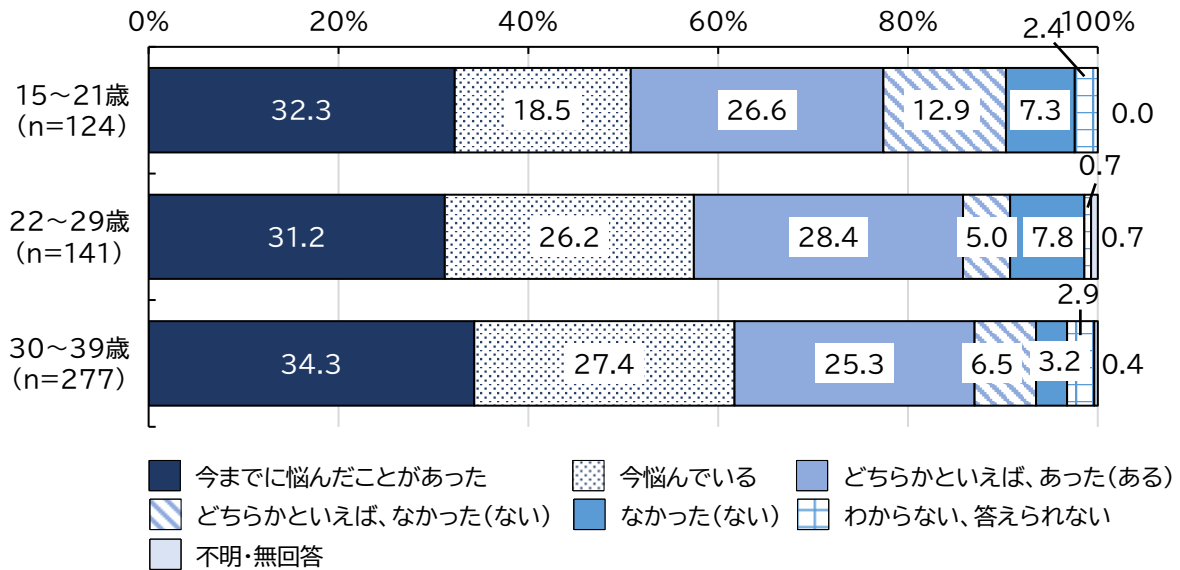
■利用したい居場所



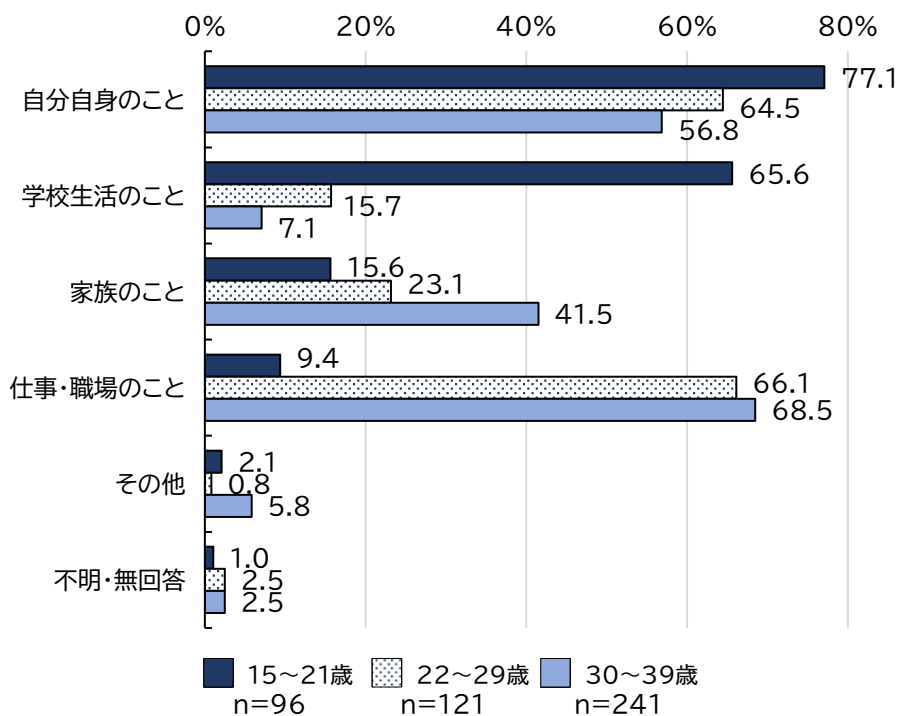
5) 相談・支援について

○「今までに悩んだことがあった」「今悩んでいる」「どちらかといえば、あった(ある)」の合計は、30～39歳が87%と最も多く、次いで22～29歳が85.8%、15～21歳が77.4%となっており、年齢が上がるほど悩みがある割合が高くなっています。悩んでいる理由は、15～21歳では「自分自身のこと」が77.1%と最も多く、22～29歳と30～39歳では「仕事・職場のこと」が65%以上と最も多くなっています。

■悩んでいることの有無

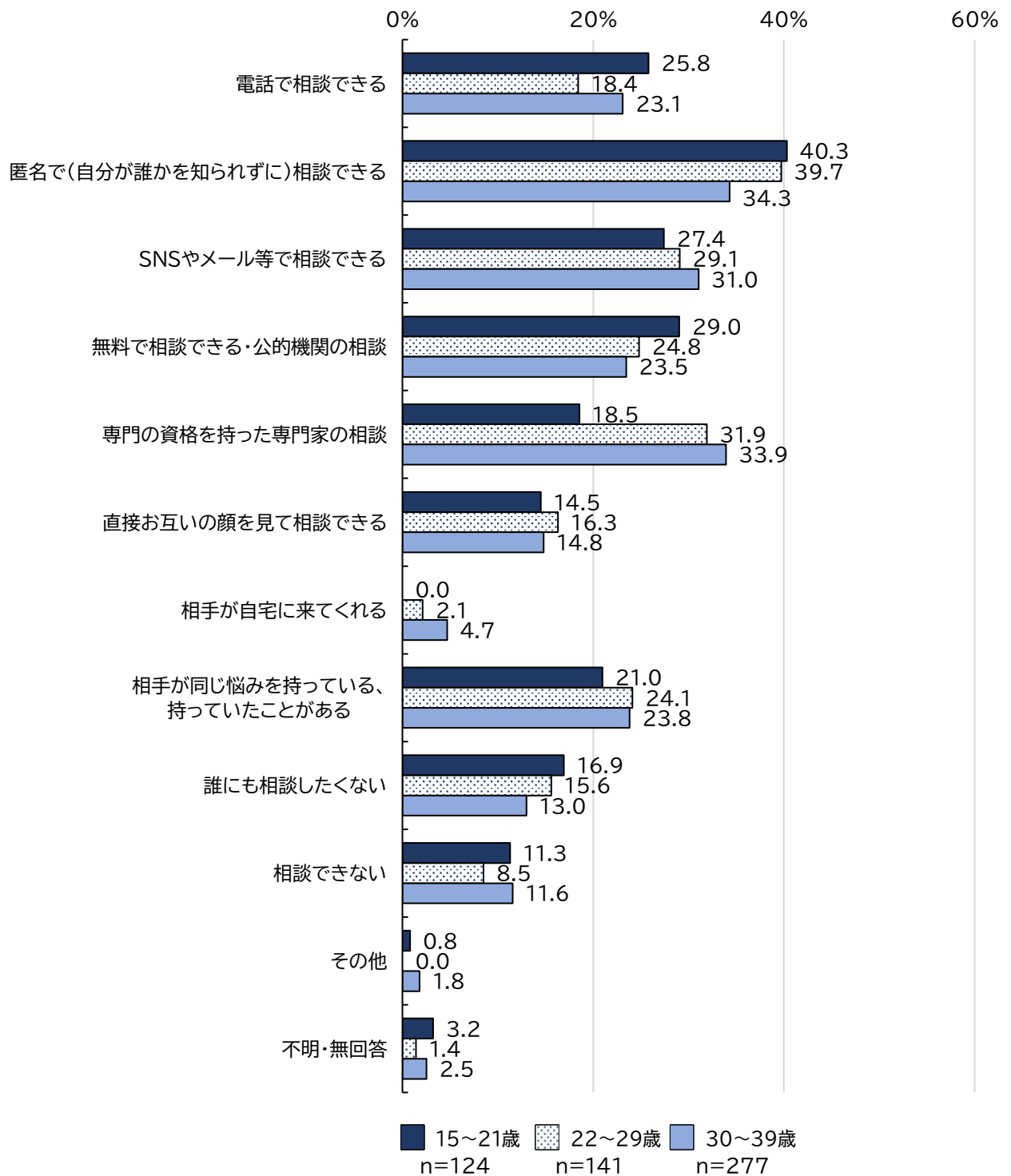


■悩んでいた・悩んでいる理由



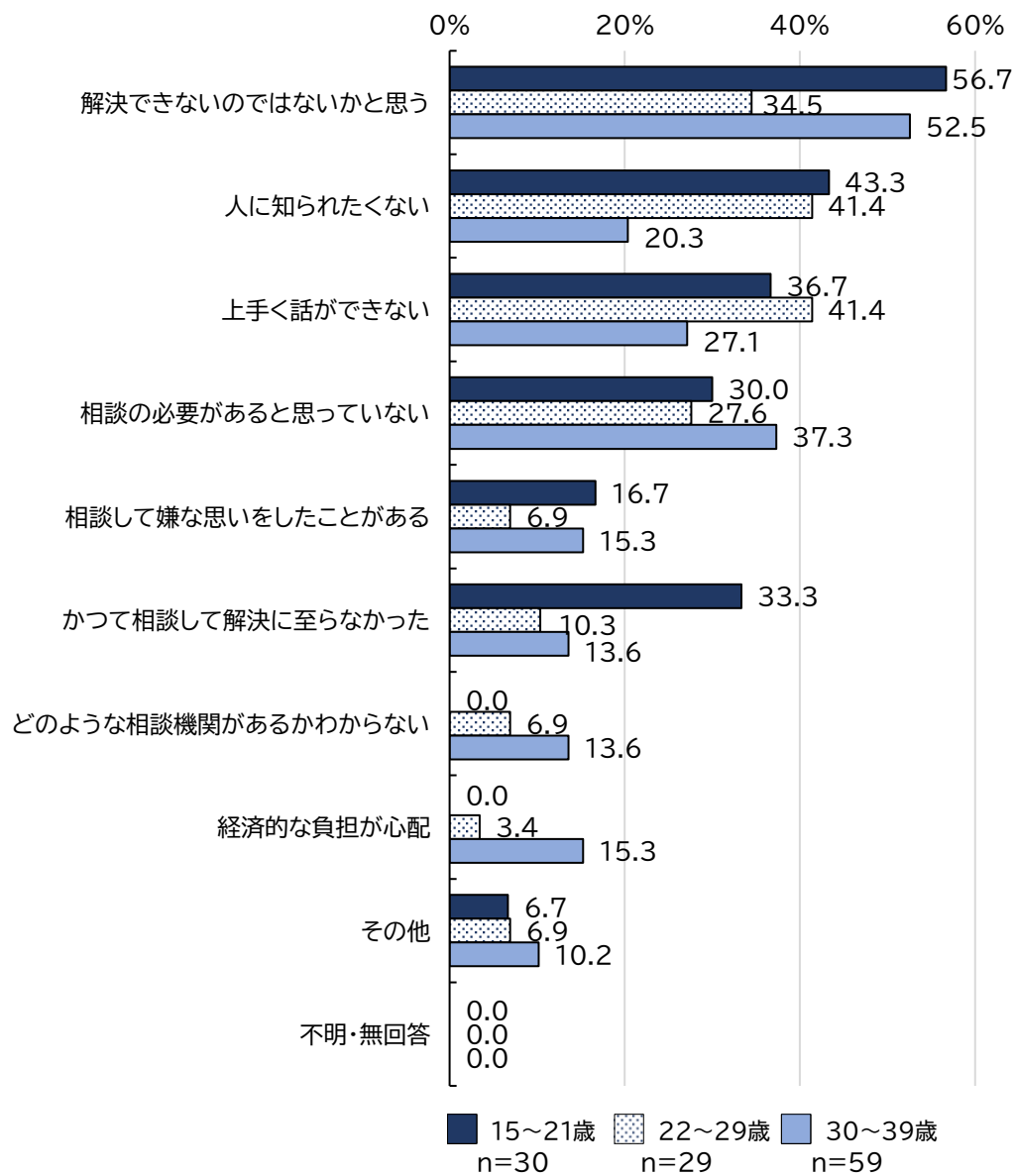
○すべての年齢で「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」が最も多くなっています。
 22～29歳と30～39歳では、次いで「専門の資格を持った専門家の相談」が30%以上と多くなっており、15～21歳は「無料で相談できる・公的機関の相談」が29%と多くなっています。

■(家族や知り合い以外)相談したい人・場所・方法



○15～21歳と30～39歳では「解決できないのではないかと思う」が50%以上と最も多く、22～29歳では「人に知られたくない」「上手く話ができない」が41.4%と最も多くなっています。また、15～21歳では「かつて相談して解決に至らなかった」が33.3%となっています。

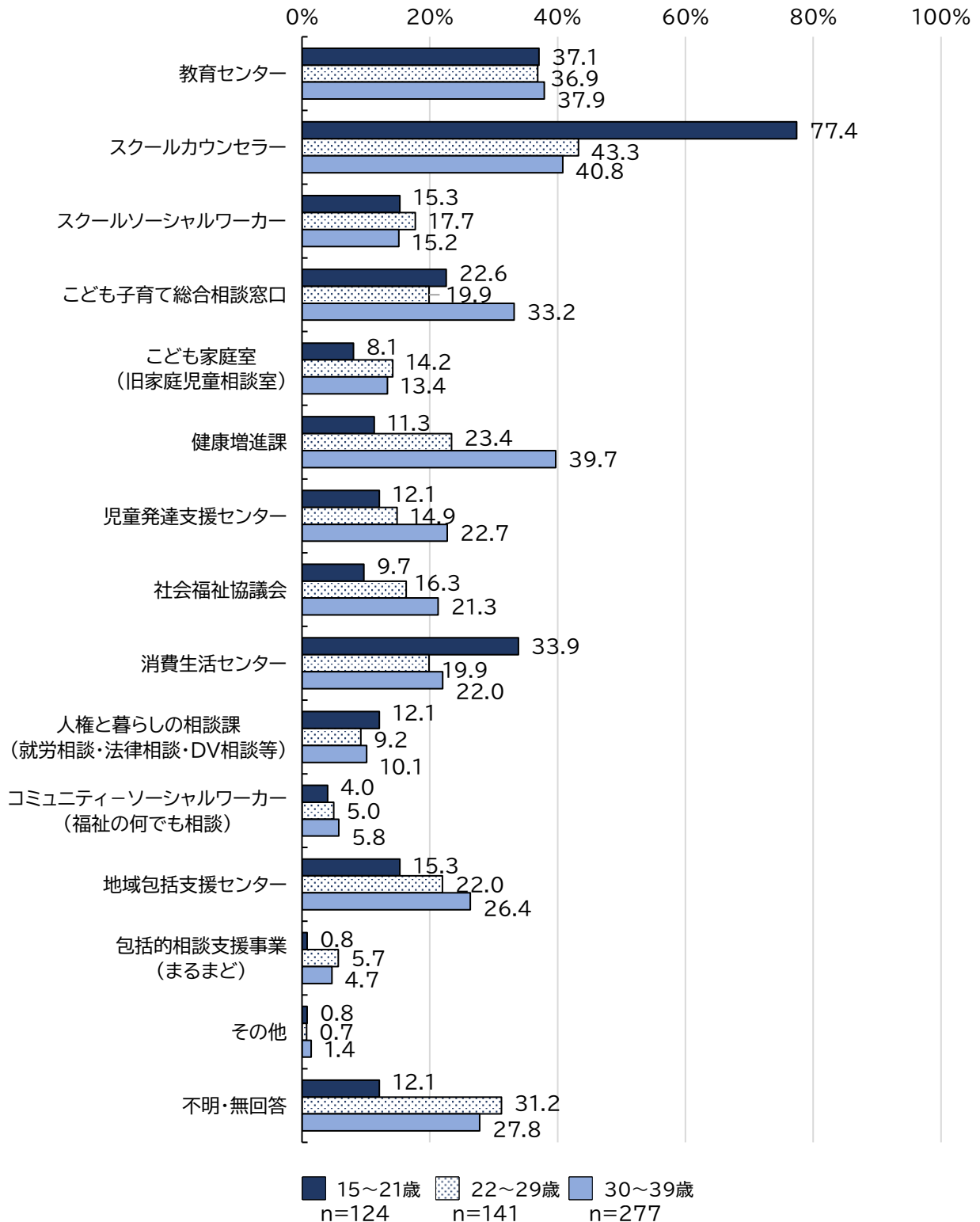
■ 誰にも相談できない理由



6) 交野市について

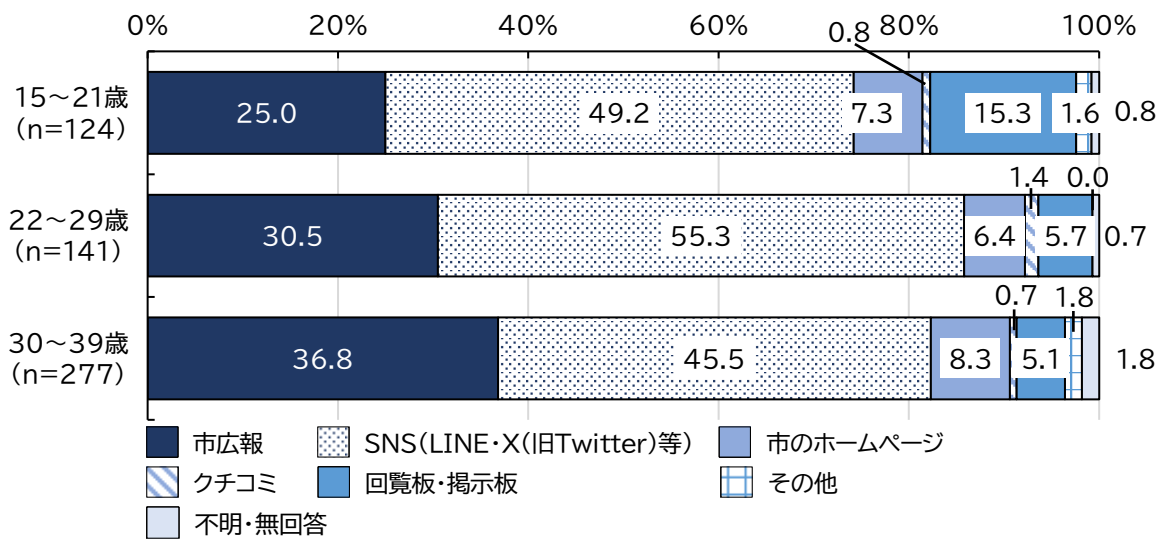
○どの年齢でも「スクールカウンセラー」が最も多く、15～21歳では77.4%、22～29歳と30～39歳では40%以上となっています。次いで多かったのは、15～21歳と22～29歳では「教育センター」が35%以上、30～39歳では「健康増進課」が39.7%となっています。

■市の相談機関の認知度



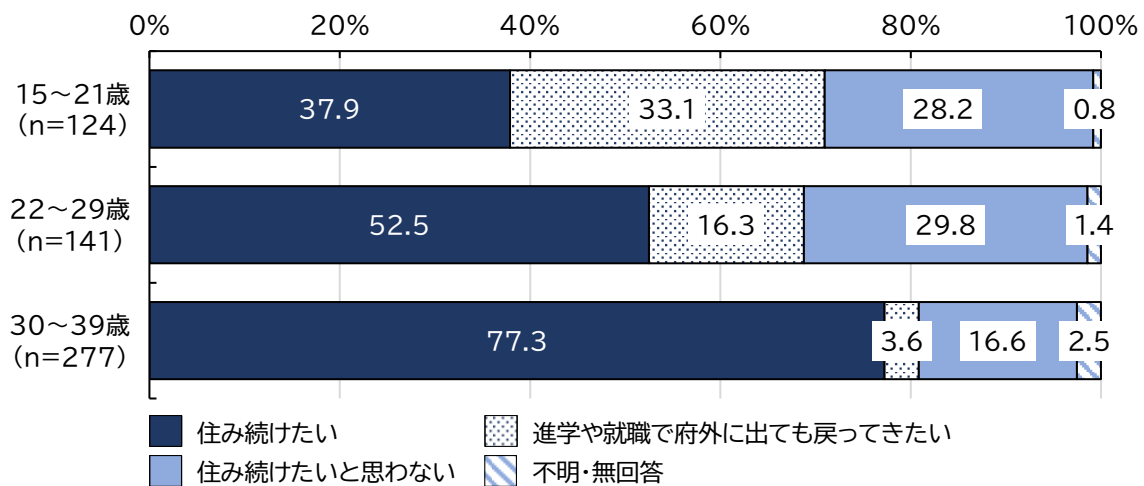
○どの年齢でも「SNS (LINE・X (旧 twitter) 等)」が最も多く、次いで「市広報」となっています。また年齢が上がるほど情報を受け取りやすい方法として「市広報」をあげています。

■情報を受け取りやすい方法



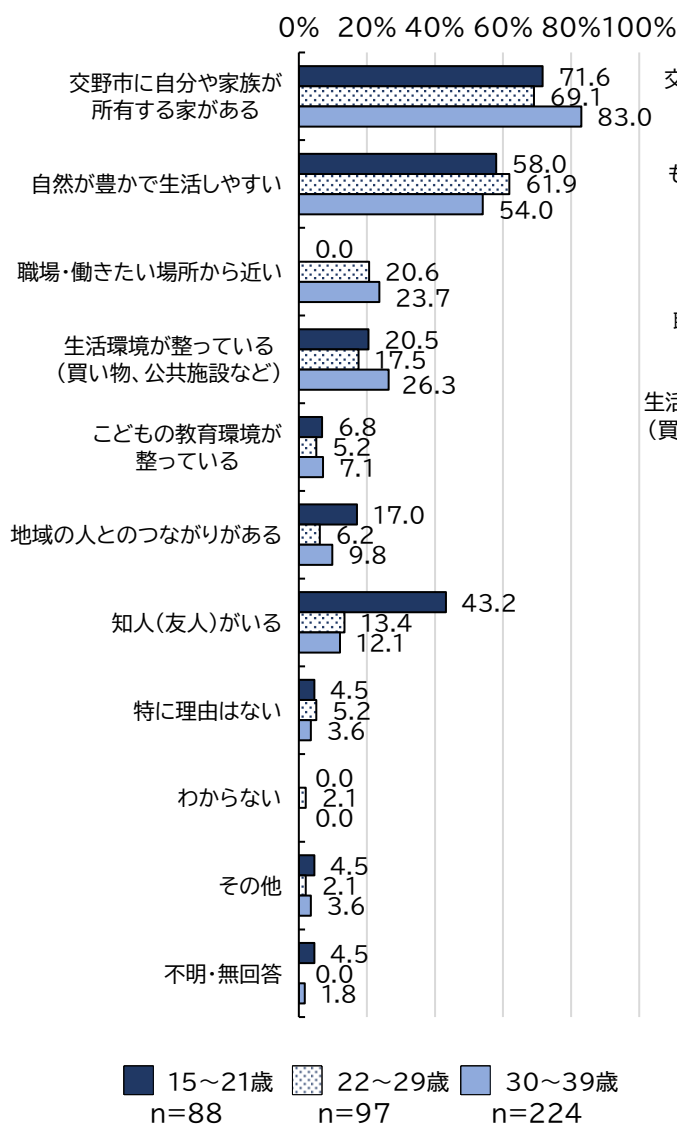
○「交野市に住みたい」（「住みたい」「進学や就職で府外に出ても戻ってきたい」の合計）は30~39歳が80.9%と最も多く、次いで15~21歳が71%、22~29歳が68.8%となっています。

■市に住みたいか

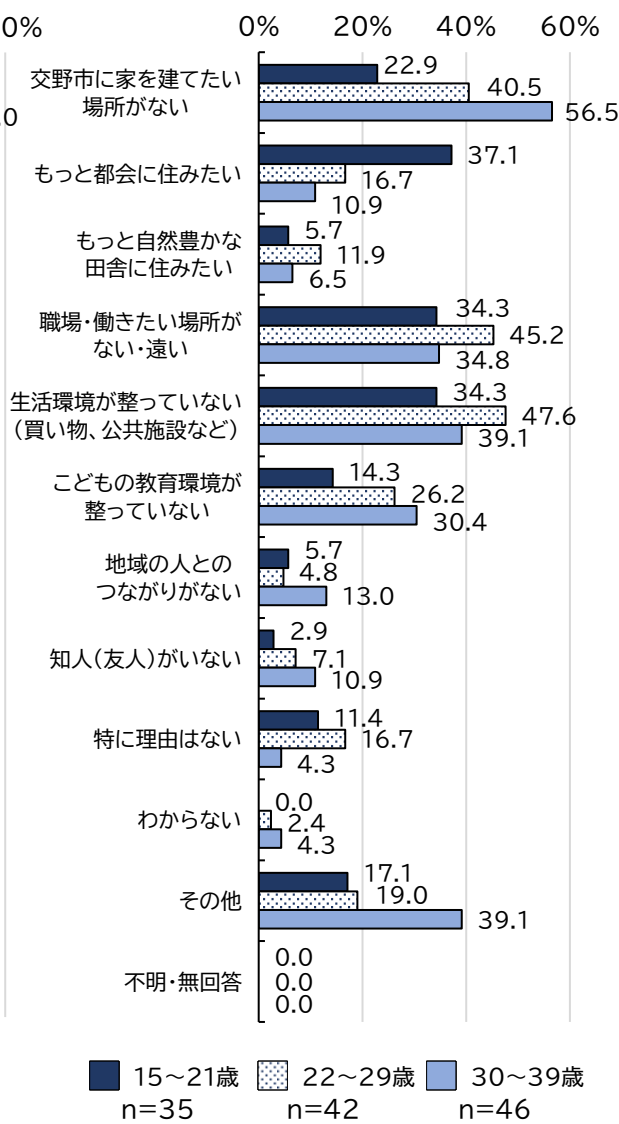


○住み続けたい理由は、どの年齢も「交野市に自分や家族が所有する家がある」が最も多く、次いで「知人（友人）がいる」となっています。住み続けたくない理由は、15～21 歳では「もっと都会に住みたい」が最も多く 37.1%、22～29 歳では「生活環境が整っていない（買い物、公共施設など）」が最も多く 47.6%、30～39 歳では「交野市に家を建てたい場所がない」が最も多く 56.5%となっています。また、その他として 30～39 歳では「利便性が悪い」等の意見がありました。

■市に住み続けたい理由

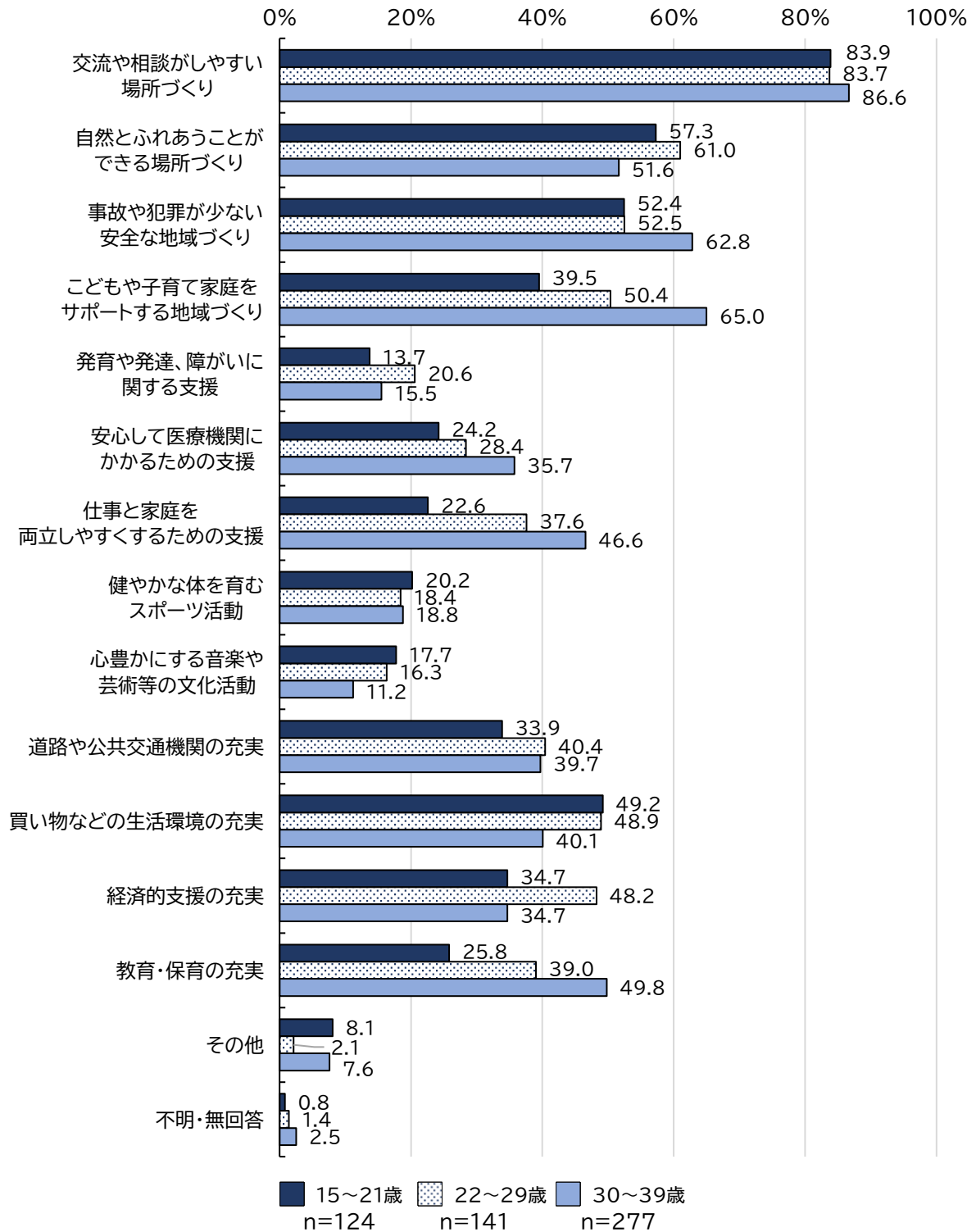


■市に住み続けたくない理由



○すべての年齢で「交流や相談がしやすい場所づくり」が80%以上と最も多くなっており、次いで15～21歳と22～29歳では「自然とふれあうことができる場所づくり」が60%程度、30～39歳では「こどもや子育て家庭をサポートする地域づくり」が65%となっています。

■市に取り組んでほしいこと



4 SDGsの推進について

1) SDGsとは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで2030年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でよりよい世界をめざす国際目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。

2) 交野市こども計画とSDGs

SDGs達成に向けての取り組みは、国レベルで実施すべきものも含まれますが、地方自治体における積極的な取り組みも必要です。

本計画においても、掲げる基本目標とSDGsの示す理念や方向性に共通する部分が多いことからSDGsを明確に位置づけることで、市民、地域、子育て支援者などへの浸透を図り、それぞれが連携・協働しながら持続可能なまちづくりを進めていくことによって、SDGsの達成に貢献することをめざします。



5 こども施策に関する国の動き

1) こども基本法について

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

(基本理念)

1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。

4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。

2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。

5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。

3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。

6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

2) こども家庭庁について

こども家庭庁は、こども基本法の施行とともに令和5年4月に発足しました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの視点に立って意見を聞き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守るこども政策について取り組みます。

3) こども大綱について

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

(基本方針)

1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む

3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4) こども未来戦略について

若い世代の将来展望を描けない状況や、子育てを**している人**の生活や子育ての悩みを受け止めて、令和5年12月に「こども未来戦略」が策定されました。

(基本理念)

1 若者・子育て世代の所得を増やす

2 社会全体の構造や意識を変える

3 すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

6 関連法令等

こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

7 交野市子ども・子育て会議条例

○交野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 4 日

条例第 43 号

(設置)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項、こども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 13 条第 3 項及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (3) 交野市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) 交野市こども計画の策定及び変更並びにこども施策の推進に関する事項
- (6) その他こども施策に関する事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 交野市内のこども施策に関する事業に従事する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民(団体)代表者
- (5) 子どもの保護者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健やか部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(交野市幼児問題対策審議会条例の廃止)

2 交野市幼児問題対策審議会条例(昭和47年条例第34号)は、廃止する。

附 則(平成28年条例第32号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

8 交野市子ども・子育て会議委員名簿

※敬称略 50音順 ◎会長 ○副会長

所属団体	氏名	備考
交野市私立幼稚園保護者代表	青木 真夕子	(～令和6年3月)
	米良 沙織	(令和6年4月～)
市民代表	東 恵美	
交野市教育委員会教育次長	大湾 喜久男	
交野市小中学校校長会代表	小原 千穂	(～令和6年3月)
	仁木 裕美	(令和6年4月～)
学識経験者	◎ 久保田 健一郎	
交野市立認定こども園園長代表	厚主 有紀	(～令和6年3月)
	永田 康恵	(令和6年4月～)
交野市子育てネットワーク ティンクル代表	高垣 京子	
交野市私立こども園協議会代表	玉田 賢一	(～令和6年3月)
	伊賀 治	(令和6年4月～)
交野市立認定こども園保護者代表	月田 郁美	(～令和6年7月)
	高野 沙知子	(令和6年7月～)
交野市私立こども園協議会会長	端野 秀人	
交野市私立幼稚園園長会会長	○ 東口 房正	
交野市民生委員児童委員協議会代表	札埜 雅美	
市民代表	森山 清恵	
市民代表	山根 志保	
交野市私立幼稚園園長会代表	和田 睦	

9 交野市こども計画策定経過

年月日		議事等
令和5年	7月7日 ～7月20日	● 子どもの生活に関する実態調査実施
	7月～9月	● こどもへのインタビュー実施
	12月18日	● 令和5年度第3回交野市子ども・子育て会議 ● 「第3期交野市子ども・子育て支援事業計画」の諮問
令和6年	1月15日 ～2月2日	● 子ども・子育てに関するアンケート調査実施
	3月28日	● 令和5年度第4回交野市子ども・子育て会議 「第3期交野市子ども・子育て支援事業計画」策定について
	5月17日	● 令和6年度第1回交野市子ども・子育て会議 「第3期交野市子ども・子育て支援事業計画」策定について
	6月3日 ～7月12日	● 団体アンケート調査実施
	6月28日	● 子育て支援者をつなぐ交流会におけるワークショップ実施
	7月9日	● 令和6年度第2回交野市子ども・子育て会議 「交野市こども計画」策定について
	7月25日 ～8月22日	● こども・若者意識調査実施
	10月25日 ～11月1日	● 令和6年度第3回交野市子ども・子育て会議 「交野市こども計画素案」策定について（書面開催）
	11月25日	● 令和6年度第4回交野市子ども・子育て会議 「交野市こども計画」パブリックコメントの実施について
	12月～1月	● パブリックコメント実施
令和7年	2月	● 令和6年度第5回交野市子ども・子育て会議 「交野市こども計画」の答申

10 用語集

	用語	解説
ア行	大阪府中央子ども家庭センター	大阪府北河内エリアにおける児童相談所で、子どもや家庭についての相談、概ね 25 歳までの青少年についての相談に応じ、子どもやその保護者に最も適した援助や指導を行っている。
カ行	家庭的保育事業	地域型保育事業の1つで、家庭的保育者の自宅等において行う定員規模5人以下の保育事業。家庭的保育者の資格その他設備及び運営に関する基準は子ども・子育て支援法の規定に基づき市が条例で定めている。
	教育・保育提供区域	子ども・子育て支援制度において「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として設定される区域。
	居宅訪問型保育事業	地域型保育事業の1つで、子どもの自宅等に保育士等が訪問して行う保育事業。1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施するもの。
	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数。
	子ども家庭総合支援拠点	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点。
	子ども・子育て支援法	平成24年8月に成立・公布された、新たな子ども・子育て支援の仕組みに関する新法。市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、子どものための教育・保育給付、子どものための現金給付（児童手当）等が規定されている。
	こども家庭庁	令和5年4月に発足した、こどもまんなかの社会を実現するためにこども・若者の視点に立って意見を聴き、こどもにとっての一番の利益を考え、こどもと家庭の、福祉や健康の向上を図ることを目的に設立された内閣府の外局。
	こども大綱	令和5年12月に閣議決定された、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める大綱。
	こども未来戦略	令和5年12月に策定された、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現をめざす戦略。
	婚姻率	総人口に占める人口年間婚姻届出件数の割合。通常は人口1,000人あたりの婚姻件数として表される。
サ行	事業所内保育事業	企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設。新制度での給付対象となるには、従業員の子ども以外に、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施する必要がある。

	用語	解説
サ行	自己効力感	目標を達成するための能力を自らが持っている「自分ならできる」と思える認知状態のことを指す。
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村・都道府県、一般事業主が策定する子育て環境の整備や、仕事と子育ての両立のための取り組みについての計画。
	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために制定された法律。次世代育成支援対策推進法は平成26年度までの時限立法であったが、有効期限が10年間延長されている。(令和7年3月31日まで)
	児童虐待	保護者や養育者が、こどもの心や身体を傷つけ、こどもの健やかな発育や発達に悪い影響を与える行為。児童虐待は身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類される。 ※用語集「ネグレクト」を参照。
	児童手当	日本国内に住民登録がある高校修了までの児童に支給される手当。
	主任児童委員	児童委員とは、地域住民の福祉の増進を図る重要な担い手として、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。主任児童委員は、児童委員の中から選任され、児童福祉に関する事項を専門的に担当し、各児童委員との連絡調整や活動に対する援助・協力を行っている。
	巡回相談	市内認定こども園等に通園している3～5歳児に対し、保護者や園の希望に応じて発達相談員が助言や発達検査を行う。
	小規模保育事業	地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象として行う定員規模6人以上19人以下の保育事業。多様なスペースにおいて、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を実施している。
タ行	待機児童	保育所等への入所申請をしながらも満員のために入所できない児童。
	地域型保育事業	子ども・子育て支援制度において公費負担の対象となる事業で、0～2歳の保育の必要性が認定された児童を保育する小規模な保育事業(小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業)。
ナ行	乳幼児	乳児と幼児をあわせた呼び方。児童福祉法では乳児は出生から満1歳未満の子、幼児は満1歳から小学校就学までの子と定義されている。

	用語	解説
ナ行	認定こども園	<p>就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。認定こども園には以下の4つの種類がある。</p> <p>①幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>③保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ</p>
	ネグレクト	<p>幼児・高齢者等の社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のこと。</p>
ハ行	発達障がい	<p>主に脳の機能的な問題が原因で子どもの発育や成長に遅れや歪みが生じるもの。代表的なものとして、広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）があげられる。</p>
	フォローアップ相談	<p>支援が必要な児童に対し、保護者の希望に応じて、認定こども園等と小学校の連携を図り、切れ目のない支援を実施する事業。</p>
	保育相談	<p>市内認定こども園等に通園している3～5歳児に対し、園の希望に応じて発達相談員が助言を行う。</p>
	保育の必要性	<p>就学前の教育・保育のうち、利用可能な施設を判断する基準となるもの。子ども・子育て新制度では、「事由」「区分」「優先利用」の3点において市町村が認定基準を設定することになっており、子どもの年齢や保護者の就労の状況によって保育の必要性が判定される。</p>
	放課後子ども教室 （フリースペース）	<p>すべての児童が放課後を安心・安全に過ごせるよう、文部科学省と厚生労働省が連携して実施する総合的な放課後対策の一環として行っている事業。</p>
ヤ行	要保護児童対策地域協議会	<p>虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童を早期に発見し、保護や適切な支援につなぐための機関。</p>
	ヤングケアラー	<p>本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども。</p>

	用語	解説
ラ行	離婚率	総人口に占める人口年間離婚届出件数の割合。通常は人口 1,000 人あたりの離婚件数として表される。
	量の見込み	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ量の見込み。
	労働力人口	15 歳以上人口のうち、就業者と完全失業者をあわせたもの。
	労働力率	15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。
ワ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	「仕事と生活の調和」と訳され、国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをさす。

交野市こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：交野市

編集：交野市健やか部子育て支援課

〒576-0034 大阪府交野市天野が原町5-5-1

TEL:072-810-5820 FAX:072-892-0525
